

資料

ニューヨーク日記(八)

—— 米国の刑事司法事情管見 ——

小 早 川 義 則

はじめに

一 留学に至る経緯

1 留学決意

2 予備調査

(1) イギリス

(2) フランス

(3) ドイツ

………以上、四二卷一号

二 留学先の決定

1 研究テーマ及び留学目的

2 留学先の選定

(1) 選定の経緯

(2) 往復書簡

(3) 学内手続き

3 出発準備

(1) 管理組合等

(2) ビザ取得

(3) ニューヨーク情報

………以上、四六卷一号

三 ニューヨーク到着と生活基盤の確立

1 住居の確保

(1) ホテル住まい

3	合衆国最高裁	
.....		（以上、本号）
七	ニューヨーク・タイムズ	
1	概要	
2	刑事司法一般	
3	覚せい剤関連事件	
4	セントラル・パーク強姦事件	
5	パリ・ワシントン市長事件	
6	マフィア・ゴチ裁判	
7	中南米関係	
8	中国、東欧関係	
9	日本関係	
八	連邦最高裁判例の動向	
1	概要	
2	開廷期	
3	ロー・クラーク	
4	具体例	
九	墮胎とデュー・プロセス	
1	概要	
2	ロー対ウェイド判決	
3	ウェブスター判決	

3	外国語	
4	今後の課題	
	むすびとして	

5 テレビ

テレビは当初から視聴していた。日本では自宅にテレビを置いていないため——初めてテレビを購入したのは一九九七年一二月のことである——テレビを見る習慣はなかったが、さすがにアメリカでは単身赴任でもあり、ほぼ夕食以降に限られていたものの、ほとんど毎日テレビを見る生活が帰国時まで続いた。日本におけると同じく八時頃シャワーを浴びたあと、まず二、三本のビール (Budweiser) を飲み、その後新聞などを読みながら勉強机兼用の食卓で簡単な手作りの日本食をあてに日本酒やワインを楽しむ^(写真①)。食後はテレビを横目に就寝時までソファに腰かけてバーボンやウォッカを飲む^(写真②)というのが夕食以降の基本的な生活態度であった。

木下さんがフォート・リイへの転居直後にIWハーパーを差し入れてくれたこともあり、当初は専ら日本ではあまり口にできなかったハーパー、ワイルド・ターキー、ジャック・ダニエルズ、メーカーズ・マークなどのバーボン・ウイスキー

4	「保革」の動き	
5	各州知事、議会への働きかけ	
6	死ぬ権利とのかかわり	
一〇	東西ベルリン等訪問	
1	東欧諸国の大変動	
2	「ベルリンの壁」崩壊	
3	東ベルリン	
4	ブダベスト	
5	ウイーン	
一一	帰国	
1	帰国準備	
2	西海岸歴訪	
3	出迎え	
4	健康診断	
一二	ニューヨーク再訪	
1	帰国後の実績	
2	英独の刑事司法調査研究	
3	ワインシユタイン連邦地裁判事	
一三	総括	
1	留学時期	
2	留学費用	



— 写真① —



— 写真③ —



— 写真② —

を飲んでいたが、後半の一年は「穂高」の相客から勧められたフィンランド産のウォッカ、ストリツキナーヤを専らベツド・ワインとして飲むようになった。むろんジョニーウォー



— 写真④ —

かなどスコッチ・ウイスキーのほか、日本のさつま白波などの焼酎なども口にすることはあったが、気のせいかわいぽんやウォッカの方がはるかに旨いように思われた。^(写真⑤) いずれも日本から直送してもらった帆立の貝柱や姫貝などをつまみながら、ウォッカのライム割り——生の果実ライムが最適だが、エビアンのライム・ジュースで代用することが多かった——のオンザロックを片手に就寝時までテレビを視聴するパターンが定着した。とくに当初は、アメリカでの生活に慣れていないのを慮った木下さんがバーボン持参で来宅してくれたため、二人でバーボンのオンザロックを飲むことが多かった。^(写真⑥) 木下さんは上等のスルメまたは貝柱が「ええ(良い)」とよく言っていたが、全くそのとおりで、とくに帆立の貝柱はツマとして最高であった。帰国後も寝酒——日本酒やビールではなくバーボンやウォッカ、さらにはやや強い目の焼酎が最適——のツマとして専ら帆立の貝柱を好み、また外国旅行時に、ホテルのバーで夕食後に、専らライム割りウォッカを注文(Vodka with lime, please)する習慣がついたのもこの時の経験のたまものである。ちなみに、ウォッカについては帰国後のことであるが、立命館大学の上田寛さんの勧めでくれたロシアのクバンスカーヤを専ら愛飲するようになった。また

二〇〇一年七月、本学の秋田での父母懇談会に同僚の佐藤文彦氏と参加し、その帰途二〇〇人混浴風呂の酸ヶ湯温泉を経て立ち寄った青森駅前の市場で偶然見つけた青森名産「高級珍味ほたての貝柱」を食して以来、時折、宅配便で直接購入することになったのも奇縁ではある。

ところで、当初はそれほどなかったが、訪米した一九八八年は偶然オリンピック開催年に当たり、次第に毎晩テレビを視聴するようになった。八八年一〇月二日のソウル・オリンピック閉会式までは主にオリンピック番組に限られていたが、八九年一月七日に昭和天皇が崩御し、その直後に大統領がレーガンからブッシュに交替することがあり、テレビを視聴する機会が増した。さらに八九年三月からニューヨーク・タイムズの定期購読を開始し、主に刑事司法事情に関する記事の要旨を克明に翻訳整理していたところ、八九年四月にはセントラル・パーク強姦事件が発生し、同六月には人工妊娠中絶(abortion)に関する合衆国最高裁ウェブスター判決が出たうえ、八九年一月には「ベルリンの壁」が崩壊するなどの大変動があり、新聞記事とあわせてテレビを視聴する機会が増したのである。しかも、その間の八九年五月から始まったキャレンの米会話特訓ではそれらの諸事件を話

題にし(本稿(五)本誌四九巻二号二(四頁以下参照)、キャレンを介してアメリカ人一般ないしインテリ層の考えを知ることができたのは大いに勉強になった。いずれにせよ、後半のほぼ一年間はニューヨーク・タイムズ、テレビ、そしてキャレンをいわば三位一体として利用した有益な留学生生活を送ることができたのである。

以下、ニュース番組を中心に興味深く思われた放映内容の一部を明らかにしておきたい。ウェブスター判決や「ベルリンの壁」崩壊については章を改めることとし、セントラル・パーク強姦事件についてはニューヨーク・タイムズ関連記事の中で触れることとしたい。

(1) 深夜映画 前述のように当初はほぼオリンピック番組に限られていたが、次第にテレビを視聴する機会が増え、とくに妻子帰国後の八八年九月以降、夕食後はバーボンのロック割(Bourbon on the rocks)を片手に就寝時まで主にテレビを視聴する生活スタイルが定着した。アメリカでの主なテレビ局は二四時間態勢で放映しているため、愚にもつかぬ深夜映画(late movie)が多いが、見応えのあるものがないわけではない。日本でもいつ頃からか定かでないがNHKの

衛星放送が始まった頃からであろうか、民間放送でも

WOWOWなどの映画専門局を初め、現在では二四時間番組が定着している。ニュース・ステーションなどの番組もアメリカのそれと酷似しており、要するにアメリカを模倣し、あるいはその後を追っているように思われる。正確なことは知らないが、たしかイギリス、フランス、ドイツなどではテレビ

のチャンネルは限られており、いわゆる多数のテレビ局による先進国での二四時間態勢のテレビ放送は日米両国にのみ共通する社会現象なのであろう。その是非はともかくとして、どのような内容のものであるにせよ、アメリカで、時には眠れぬまま深夜映画などを視聴することにはそれなりの意義があった。平均的アメリカ人の実生活を体験することにもなるからである。日本でも最近出回っているようだが、アメリカではかなり部厚い「テレビガイド」の本が毎週出版されている。ケンジの勧めで一、二度近くのスーパーで買ったものの、あまりにも多くの番組が登載されているのに一驚し、その後は一切ガイドに頼ることなく、適当にチャンネルを回して視聴することになった。木下さんがしきりに有料テレビ回線設置のことを言っていたが、当時は全く理解できず——

WOWOWのようなものであろう——ABC、NBC、CBS

など代表的なテレビ放送を視聴するにとどまったのである。

以下、簡単にオリンピック閉会式に触発されたスペインでの思い出に触れた後、興味を覚えた放映内容の一部を紹介しておく

(a) オリンピックは九月一六日からほぼ一ヶ月間続いた。その間、中古車の購入交渉にかなり時間をとられたうえ、九月一九日にはクライスラーの引渡しを受け、翌日から初めて一人で運転練習を開始したものの、当初からトラブル続きで(本稿(五)本誌四七巻一四六七頁以下、二二五頁以下参照)、また日本におけると同じく専ら自国(アメリカ)選手の活躍ぶりの報道が中心であるため、一部競技を除き興味をそえられることがなく、専ら夜のニュース番組で見るにとどまった。「開会式での韓国空軍機による空中でのオリンピックの人文字には感嘆した」ものの、「放映権を独占したNBCのカメラのアングル等があまり上手ではなかった」こともあり、夢中になることはなかった。もっとも、一〇月二日の閉会式はそれなりに感動的で、次回はスペインのバルセロナで開催との報に接して一九八〇年当時のことが思い出されてきた。本学の短期留学制度を利用しておよそ二ヶ月間、ヨーロッパ諸国やカナダを訪問した一九八〇年夏(本稿(四)本誌四六巻四

号一五八頁(9)参照)、バルセロナに二泊した経験があるからである。

(b) 青春の清算と称してのスペイン一人旅の後、ローマのホテルで本学の野上博義さんと山田豊夫妻と合流し、ヨーロッパ鉄道旅行を続けた。そしてローマの円形競技場で出会った数名のイタリア人若者が突然果物ナイフを取り出して、決闘の構えをしたのには仰天し思わず身構えたが、日本の空手ブームの影響と知って安堵したことも楽しい思い出である。スペインではマドリッド滞在中の五日間、市内散策の後、古都トレドを訪れたり、闘牛場(Plaza de Toros)に出かけたり、フラメンコを見たりして過ごした。ちなみに闘牛場はセビリアでも見かけたが、場末の野球場といった感じで、場内に引きずり出した雄牛を剣などで何度も痛めつけた後に主役の闘牛士マタドール(matador 殺人者の意味)が短剣を用いてとどめを刺す。成功するとブラーボの大歓声上がり、二頭の馬が牛の死体を場外に運び去り終了する。一度失敗して牛にはね上げられるのを見たことがある。その時は一斉にtoro si, matador no の喚声が続いた。

フラメンコのショウは素晴らしかった。ホテルで予約したフラメンコ専門のナイトクラブ(Tablao Flamenco)で夕食



— 写真⑥ —

を取りながら (noche con cena)、午後九時から翌朝一時三〇分までショウを楽しんだ。一九八〇年八月一日のことである。送迎は各ホテルまでいずれも専用のバスがする。クラブでは巨漢のカナダ人男性二人とニューヨーク在住のアメリカ人一家六人と同じテーブルに座ることになったが、初めはともかく、アルコールのせいもあり次第に大いに盛り上がり、アメリカ人の男性とは相互にバーボンをおごり合うなどした。アメリカ人一家が黒人の父——娘にとっては祖父——をパパ、パパといって守り立てていたのが印象に残っている。帰国後、当時の写真を相互に送るなどしたにとどまるが、筆者にとってはニューヨークとの初めての接触でもあり、短時間であったが楽しそうなアメリカ人一家の好印象とともに人種のルツボないしモザイクというアメリカ社会の一端に触れた思いがしたのである。

マドリッドでは王宮(Palacio Real)やプラド美術館(Museo del Prado)なども訪れたが、ホテル近くの公園にはよく出かけ、従者サンチョ・パンサを伴ったドン・キホーテ(Don Quijote)を前にした作者セルバンテスの像を厭きることなく眺めたものである。その後、イベリア航空でセビリアに飛び、二、三泊した。単なる観光にすぎなかったが、



— 写真⑤ —



— 写真⑨ —



— 写真⑦ —



— 写真⑩ —



— 写真⑧ —

ヒラルダの塔 (La Giraldia) などを訪れたり、一人乗りの馬車で市内観光をした後、コロンブスのアメリカ大陸への出発の起点とされるグアダルキビル川 (Rio Guadalquivir) 沿いの小さな黄金の塔 (Torre del Oro) に昇り、あるいは対岸からそれを眺めたのはそれなりの意義があった。写真⑧



— 写真⑩ —



— 写真⑪ —

さらに、コルドバ、マラガ、バレンシアなどで各一、二泊し、最後の目的地バルセロナに向かった。バレンシアのホテルはよかったものの町自体は興ざめであった。タクシーに乗り出かけた海岸も沿岸線が広大だけで美しくなく、海水浴客もちらほらする程度であり、例えば、日本の山陰海岸国立公園一帯の海岸線とは比較にならない。これに対し、バルセローナはフランスに接していることもあって、まさにヨーロッパの雰囲気である。スペインは地理的にはヨーロッパ大陸の一角を占めているとはいえ、むしろアフリカに近接している。マドリッドのバラハス空港 (Aeropuerto de Barajas) 着陸寸前の光景が忘れられない。飛行機の窓から外を眺めていると、今までの緑豊かな大地が突然、茶褐色に変わった。それと同時に着陸態勢となり、次第にその茶褐色の大地に向けて降下し始めたのである。簡単な入国手続後、正面出口近くのバス停から空港バスに乗り市内中心部のコロン広場 (Plaza de Colón) で降り、タクシーでホテルに向かったが、窓から見た町並みの風景も心に描いていたヨーロッパのそれではない。イベリア半島は八世紀初頭からイスラム教徒の支配下であり、その後キリスト教徒による国土回復運動 (Reconquista) が続けられ、コロンブスのアメリカ大陸「発

見」と同じ一四九二年にグラナダが奪回されることによって初めてキリスト教徒による支配が完了した。要するに、長年にわたりイスラム教徒の支配下にあった結果、イスラム文化の影響が今なお濃厚に残されており、この点でフランス、ドイツなどのヨーロッパ諸国とは全く異なるのである。いずれにせよ、知識の欠如を猛省しつつ、バルセローナに到着してほっと一息ついた記憶がある。

バルセローナでは偶然知り合ったホンダのベルギー支店長の方と親しくなり、レンタカーで近郊を案内していただいたうえ、同じホテルに宿泊することとなり、夜は一緒に夕食後フラメンコ・ショウを見に行った。深夜一時頃からのショウの方が良いとのことだったが、慣れない一人旅で疲れていたこともあり、結局その前の通常(?)のショウを見ただけでホテルに戻ったのは残念であった。ずい分感じのいい方で、私的なことを含めよもやまの話に興じることができ旅の疲れが癒された。その後、一人でピカソ美術館を訪れてピカソの初期作品を見たり、天才ガウチの巨大な建物、聖家族 (Sagrada Família) に昇ったりしたことも懐かしい思い出である。

(c) アメリカでテレビを介して見たソウル・オリンピックの閉会式で、次回一九九二年のオリンピックはスペインのパ

ルセローナであることを告げる電光板に接して思いは尽きなかった。「次回第二五回オリンピックは一九九二年にスペインのバルセローナで開催という。できればヨーロッパを回ってスペインにも立ち寄りオリンピックを見たい」と思った。それに続いて、閉会式を見ていると二四年前の東京オリンピックのことが思い出されてきた。確か佐野——大阪外柔道部以来の親友——が手紙を寄こし「オリンピックを見ていると、この怠惰な生活と比べて涙が出てくる」と書いていたはずだが、その後今までの年月とほぼ同じ年月を経過すると完全に引退。「思えば短い年月、生命を燃焼させて燃え尽きるか、それとも燃焼させることなく衰えてしまうのか、いずれにせよそれで人の評価は決まるのだろう」などと考えたのである。私学ならではの拘束がなく完全な自由であった当時の短期留学制度の有用性を痛感しつつ、マドリッドから始まりバルセローナで終わった二週間余のスペイン一人旅を想起した次第である。

(d) 深夜映画は第二次世界大戦中のナチスを題材にしたものが多かった。正義の味方アメリカ兵の前で悪玉ドイツ兵がいつも簡単に射たれてしまうのである。いわばアメリカ版水戸黄門である。ナチス憎しの思いがもろに出ていて、当初は

それなりに面白かったが、あまりにも同一パターンであり、次第に見ることがなくなった。当時の「日記」を読み返すと、やはり裁判ものや日本に関する映画については興味があるため、その内容が書きとめられている。以下、その一部を紹介しておく。

まず八八年九月一七日のことだが、オリンピック番組が余りさえず——担当者がよくない——チャンネルを切り換えたところ、これが有罪か無罪か (guilty or innocent) という刑事裁判もので興味があった。主人公の名前がシェパード医師 (Dr. Shepard) で妻殺しで一たん有罪判決を言い渡されたが、再公判で無罪となったという筋書きにも興味を覚えた。「精神状態の供述」に関するアメリカの指導的判例の被告人の名前がやはり同じく妻殺しで起訴されたシェパード医師であったことを思い出し (小早川「精神状態の供述」名城法学三二巻二号) 興味がわいたのである。最後まで見るともう午前二時四〇分であった。シェパード医師は二五歳年下の若い愛人と同棲後に病没するが、その死の間際に曖昧な言葉で「妻を殺していない」と言う。臨終の際の言葉は信用できるといわれるが——もともと、伝聞例外としての臨終の供述 (dying declarations) は殺人等の被害者の供述に限定されているはず——



— 写真⑬ —

——真偽は不明すなわち有罪か無罪かは誰にも分からないという結末で、たわいもない物語とも言えるが、一九三二年の合衆国最高裁シェパード判決 (Shepard v. United States, 290 U.S.96) を想起し、その意味でまことに有益であった。

ちなみに、シェパード判決は合衆国の軍医であった被告人シェパードが愛人と結婚するために妻を毒殺したとして起訴され一九二九年に終身刑の言い渡しを受け控訴審もこれを維持したが、最高裁で破棄差し戻された事案である。本件では「毒を飲まれた、シェパード医師 (夫) が私に毒を飲ませた (Dr. Shepard has poisoned me)」旨生前の夫人から聞知したとの看護婦の証言が精神状態の伝聞例外として許容できるかが主として争われ、第一〇巡回区控訴裁判所が結論として、被告人側の自殺説を反駁するものとして、すなわち夫が毒を飲ませた旨の供述は自殺志向とは異なる夫人の精神状態を示すものとして許容できるところ、合衆国最高裁は、看護婦の右伝聞供述は臨終の供述としてはもちろん、精神状態の供述としても許容できない旨判示して、これを破棄差し戻した。その後の結末は明らかでないが、右伝聞供述が証拠として許容できなければ陪審による有罪の評決 (verdict) は維持できないであろうことを最高裁が明示していることからす

ると、特段の事情のない限り、おそらく被告人は再公判で無罪となったであろうと推定することができる。とすると、有罪かそれとも無罪かと題する深夜映画は現実のシェパード判決をベースにしたものと考えて差し支えないこととなり、深夜二時四〇分までバーボン片手に見続けたことは少なくとも筆者にとってはまことに有益であったのである。なお、このいわゆる精神状態ないし心理状態の供述は伝聞か非伝聞かをめぐりわが国ではなお争いがあるが、その際、必ずシェパード判決が参照引用されている（例えば、津村政孝「心理状態の供述と伝聞法則」平野龍一先生古稀祝賀（下）三五三頁、光藤景皎「伝聞概念について」高田卓爾博士古稀祝賀「刑事訴訟の現代的展開」一九八頁など参照）ことを付言しておく。

伝聞法則の問題は筆者の主要テーマの一つであり、いずれ一書にまとめたいと考えているだけに、シェパード事件関連の深夜映画をアメリカで視聴しながら、改めて大いに反省することともに刺激を受けた次第である。

(e) 深夜映画ではないが、八八年一〇月二四日九時からの放映番組はかなり真面目なもので、筋書きは単純ではあるものの内容がほぼ理解できたためか「久し振りに面白かった。」今日でも車も電気も一切使わずにフィラデルフィア近郊の町

で「聖書」に忠実に集団生活しているある宗派に属する若い夫婦の一家四人が、馬車に乗っているところを車に乗った若者のグループに押搦されたうえ投石され、辛うじて帰宅すると一緒に連れている生後六ヶ月の赤ん坊が死亡し、まもなく犯人グループが逮捕されたが、担当検察官に同じ年頃の赤ん坊がいるという設定であった。逮捕された犯人のうち三人は無罪の答弁をし、一人だけ有罪答弁の後、夫婦宅を訪れ、殺害の意図は全くなかったと言って謝罪する。法廷では検察官が当初の殺人(homicide)の訴因を過失致死(?)に変更したのに対し、弁護人が当初の殺人の訴因に戻すべきであると裁判官に説得してこれが認められた——殺人の立証は至難と考えてのことであろうか——が、当初証人台に立つことを拒否し「Why don't you help me?と検察官が質したのに対し済んだことは済んだこと(What's done is done.)と答えていた夫が一転、事件の一番確実な目撃者である上の子供がその当初の状況を検察官に話しその供述録取書が作成されていることを子供と妻から聞いて、証人台に立つことを決意したところ、これを知った被告人側が新証人が現れたとの理由で結局軽い訴因につき有罪の答弁をする旨意思表示して幕となった。

単純といえば単純だが、途中で裁判官が陪審員に対し、被告人は証人台に立たないがその有罪の立証責任はすべて検察官にあり、合理的な疑いを容れない程度に立証できなければ「無罪」を答申しなければならないと明確に説示する場面などは完全に理解できたし、それなりの意義はあった。さらに当時この宗派のことについては無知であったが、翌年八九年八月一〇日、野中保博さんの案内で電気類は一切使用せず、交通輸送機関は馬車に限定して集団生活するアーミッシュのことを知り現地に出向くことができたのは（本稿（七）本誌五巻二号三四三頁以降参照）有益であった。現地ないし現場に行き直接知っていることと、単に映像上の知識にとどまることは雲泥の差がある。改めて野中さんの好意に感謝することともに各地を旅行する必要性を痛感したのである。

(f) 日本人をテーマにした「傑作」映画を初めて見たのは八九年一月一八日のことである。途中から見たので最初のストーリーは分からなかったが、要するに次のような筋書きである。不況であえいでいるアメリカの自動車会社に日本からAsan——おそらくNissanをもじつたものであろう——の若き幹部職員A——青白きインテリという感がみごとに出ていた——が乗り込んで、労組の指導者Xと意見交換後、

社員の一団感を高めるための早朝体操を全員に実施させようとしたが、工員は全く理解できずにいたところ、Xがその中に入り詳しく説明のうえ自ら早朝体操を実践したため、全員が結局これに同調した。ところが、やはりしこりが残ったため、これを取り除くためソフトボール大会を実施したところ、当初は非常にうまく行きそうに思われたが、最後に太っちょのアメリカ人が実にか細い日本人に思わず体当たりしたため、ボールを受け取ろうとしていたその日本人が転倒してunhappyな結果となった。その後AらがX夫妻らを自宅に招き夕食中、Aがこれから仕事の話をすると言うと、日本人女性はずべて退席したが、X夫人のみ、なぜなの(Why)と言って退席せず、そのまま踏みとどまる。Aらも止むなしとして黙認するが、X夫人の途中での口出しが多く、Xがついに黙ってくれないか(Would you shut up)と言うと、X夫人が憤然として席を立つ。またAが他の日本人幹部を紹介する時、ネクタイをした全員が一斉に名刺を差し出すなどの場面も日米の相違を彷彿とさせて面白かった。その後、AがXとともに裸（日本的？）になり海水浴中に、月間一万五千台の生産で合意し、Xが工員に説明してOKをとる、ところが、何かの理由で先の太っちょと大喧嘩、これを聞いたAが「慰労」

に駆けつけ、本当はこんなことはやりたくない、個人的にいろいろ不満もあるが、会社がすべて (Company is everything) で止むなし、日本国内なら不満の发泄口もあるが、こゝは日本ではないと言ったところ、Xが飲まないか (How about beer) と持ちかけて二人で痛飲、二人とも飲みすぎるが酩酊するとともに意気投合する。もつとも、約束が違うと工員が騒ぎ立てるのを察知したXが車で「逃走」しようとしたところ、その車 (アメリカ製) のドアの取っ手が壊れてマゴマゴしているうちに工員の団に包囲されるが、よく分らないうちにお互いに諒解し、結局、XとAとの対決となり、二人が乱闘する。そして太っちょの工員がもう働かない (I don't work) と宣言し、他の工員もこれに同調した結果、Aが工場は閉鎖 (The factory is closed) して日本人はすべて日本に帰国する旨宣言したところ、騒然とした雰囲気となり、ここでXが月間一万五千台でないと昇給 (raise) はないと説明する。その後、Xが疲れたといって夫人と二人でドライブ中、疲労困憊のAを見つけて声をかけるが、Aは応答せずに川に飛び込む。Xも川に飛び込みAを救出したところ、Aは「疲れた」を繰り返す。最後にAの上司が最終点検をし、一万四九九九台で一台足りず「ダメ」と言ったところ、Xが手造

りの車があると言ってこれを見せるが、動き出してまもなく故障する。ところがこの様子を見ていた上司が、この工場のチームはよろしい (good) と言って、予定の一万五千台達成を認める。そこで全員が拍手喝采し、早朝体操に全員が積極的に参加するところで終了となる。たわいない話で日本人にとっては揶揄的な場面もないわけではないが、日本型経営がもてはやされた頃のことであり、アメリカで見ることにほそれなりの意義があった。

日本のヤクザを扱った映画を見ることもあった。八九年五月二六日のことだが、八時半に起床しニューヨーク・タイムズを読み、キャレンの米会話に出かける。夕食後は、Cop talk behind the shield など現職の警察官が出演して苦勞話を語るなどかなり真面目な番組を見たあと眠れずチャンネルを回していると、これがハワイを舞台にしたヤクザものだった。間違つて他の人物を殺してしまった子分を叱りつけた後、その「ドスを下さい (Give me a knife)」の求めに応じて若い組長が「よし」と言って、白布に包んだドスを渡すと、その子分が皆の前で小指を切り落とすという場面が出てきた。ヤクザ、ヤクザの言葉とともに「ヤクザにとっては面子が第一 (personal honors come first)」「ヤクザとは」「小指を切り

落とす」などの言葉が頻繁に出てくる。アメリカの三大ネットワークの一つであるCBSに二四時間番組のヤクザ映画が登場するのはどういうことか。この映画の後半部分で、組長がアメリカの捜査官にドスで切りかかったところ、一蹴され海中に投げ込まれるが、その際「必ず殺してやる (You are a dead man, I promise you.)」とタンカを切る場面などはお粗末で目をそむけたくなった。組長は後に日本刀を振りかざして捜査官に襲いかかるが、あわやのところ逆で逆に足払いをかけられてハワイの崖下の海中へ転落する。捜査官が黒幕である着物姿の日本人女性に「法廷で会いましょう (I'll see you in the court.)」と言ったところで終わり、もう一つ話が分からなかったが、日本人の「進出」の一場面であることは確かである。夜空のきれいな半月を見た後、三時に就寝した。

(g) 天気予報が各テレビ局でかなり異なるのが面白いと思いつつ見ていると、途中で間違い電話があった。最初は相手方がすみません (I'm sorry.) だったが、次も同じ人らしいので「あなたですか、お間違ひは (May I ask who's calling, I'm afraid you are wrong number.)」と言ひ、「七二一五ひち」 「ふんふん 九二一五ひち」かなりすらすらと出づき

て嬉しかった。寝ようかなと思いつつ深夜映画を見ると、終戦直前の占領下のベルリン (occupied Berlin) が舞台で見られる。狂気じみて病的なヒットラーが絶対降参しない (Never surrender) と絶叫し、将校が反乱す前なのはいつもと同じだが、ドイツ法を勉強する場合にはやはりあの時代に言及するのは不可欠といつもながら痛感しつつ、最後まで見る。要は、ベルリンの地下本部で残った少数の近親者の中でヒットラーが愛人ブラウンと結婚式を挙げ、秘書に遺言を残し、医者からもらった毒薬を愛犬に飲ませてその効果を試した後、ヒットラー夫妻と一緒にそれを飲むと同時に、ヒットラーはピストル自殺する。近親者の子供たちに明日が早いからと言って各一つの「クッキー」を渡し就寝させ、死亡を見届けた後、一組の夫妻のみヒットラーと同じようにピストル自殺し、他の者はロシア軍の猛攻撃の中を逃亡するが、ほぼ全員が逮捕され、裁判にかけられるという筋書きだった。ヒットラーの「最後」に的を絞った映画は初めてで、それなりに興味深かった。

その後、ヒットラーの最後を扱った映画は何度も見るようになった。ナチス政権発足時を扱った「ヒットラーのドイツ (Hitler's Germany) 1933-1936」はドイツ国民の熱狂的支援

を窺わせる記録映画をはさんでのセミ・ドキュメンタリーで、勉強になった。その翌五月一四日はテレビで戦争と追憶(War and remembrance) 最終回があり、九時一五分から一時二〇分までおよそ二時間見続けた。ヒットラーの狂人性は相変わらずだが、ミュンヘン郊外のダッハオ強制収容所近くで主人公の婦人が解放された後もドイツ軍はなお犯罪に関する証拠を隠滅し続けようとした(continued to try to destroy the evidence of the crime) などの台詞があり、「極力耳に神経を集中させて聞き取りに努力する。」ヒットラーが遺言を秘書に口述筆記させタイプに打たせて署名した後、愛人ブラウンと結婚式を挙げ、間もなく愛犬に毒薬を飲ませてその効果を試した後、二人は毒薬をおり自殺、ヒットラーは同時にピストル自殺し、死体はガソリンをかけて焼却されるというのは先の映画と全く同じだった。

しかし、ヨーロッパに再び平和が訪れ、皆が歓喜の祝いで夢中になっている頃、ニューメキシコの砂漠地帯で初原爆実験に成功し、立会人のオッペンハイマー博士らがその威力のすさまじさに驚愕する。その直後に女主人公が病室で米軍将校の夫と再会し、夫に行方不明の息子を探して欲しいと訴える。夫は数ヶ月後に孤児院に収容されていた息子を発見し、

その直後に広島壊滅(wiped out)の八月六日付新聞記事の見出しがほんの少し出た後、八月七日に親子三人がついに再会を果たしてハッピー・エンドという筋書きだった。

アメリカ人にとっては「ヒロシマの原爆投下はナチスや真珠湾攻撃などに比べると物の数ではないのだろうと思いつつ、一九四五年八月一五日の終戦時の日本にも多くの孤児がいたわけで、彼らのほとんどは今五〇代のはず、どこでどうしているのか、いずれにせよ、終生忘れることのできない追憶があるはず、今こうして書いているのと同じく誰か親しい人(子供が多いのだろうが)に語り継いでいるのだろう。」

(h) 洗濯物を片付けたあと続けてニュースを見て十二時就寝の予定が眠れず、刑事コジャック——内容は車の追いかけて「犯人」の車が炎上しておしまいというパターンだが罪がなくてよい——を見て一二時半に就寝。明日は人工妊娠中絶(abortion)に関する著名な一九七三年の合衆国最高裁判決(Roe v. Wade, 410 U.S.113)を題材にした映画があり、これは必見(次頁テレビガイド参照)。

翌五月一五日(月)九時からメモを片手にRoe v. Wadeを見る。冒頭に母親(別居中?)にコレクト・コールで妊娠している(I'm pregnant)と告げるややあばずれの主人公A

Based on the true story
of the abortion case
that divided America.



Holly Hunter

Amy Madigan

Roe vs. Wade

The personal story
that focused the passions
of an entire nation.

Written by
Alison Cross

Produced and Directed by
Gregory Hoblit

WORLD PREMIERE MOVIE!

9PM 4

TELEVISION 23

— テレビガイド —

が登場したあと字幕が出る。キャレンが peculiar accent でこの人（A）の話は分かりにくいといったが、そのとおりでほとんど聞き取れない。しかし、A が正規の堕胎医のところにしかけたところ、この医師が法を破りたくない（"I'm not going to break the law"）と言って弁護士の同道を求めたところ、A はこれを拒否して他のもぐりの堕胎医の所に出かける。しかし、これがまことに「ヤバイ」感じで、部屋中にあふれた「器具」を見て決心がつかず他の人に相談したところ、テキサス州では違法だが合法運動をしている女性弁護士（B）を知っているとして紹介される。A はこの B と会って abortion を求める訴訟を起こすという内容だった。B は法廷で女性の abortion を選択する権利を主張し、第一審では敗れるが、B が支援団体等に働きかけ合衆国最高裁に上告受理の申立てをする。一方、A はすでに妊娠の事実を打ち明けていた父親とダンスをするが、父親はそれはお前の判断に任せる（It's your decision）と言うのみ、結局、父親宅で自殺未遂（?）をした A を父親が発見し、必要なときはいつでも帰っておいで（come back anytime you want）と言うが、このあたりはどうも分らない。ただ、途中で A の第一子出産の場面があり、別居中の母親に預けていたその子供と A が再会

れを「みやげ」にくれたが、結局見ることはなかった。後日知ったことだが、「A は本件第一審で原告適格を維持し続けるために、中絶の機会を逸し、未婚の母となって生まれた子供は直ちに養子に出した」（英米判例百選「第三版」（別冊ジュリスト一三九号）八三頁）とのことであり、このテレビ映画はかなり A の実生活にも迫っているように思わす。キャレンのアドヴァイスもありアメリカで見たことはやはり有益であった。abortion については、ニューヨークタイムズ関連記事の中で改めて取り上げる。

(2) ニュース ニュースは当初からよく視聴した。とくに ABC ニュースのナイトライン（ABC News Nightline）は欠かさず視聴するように努めた。国内外の話題性に富むテーマについて詳しいゲストを招いて主にテッド・カペル氏（Ted Koppel）等がホスト役として質疑を交わすというもので、興味深かった。テッド・カペル氏は「二〇余年前からの担当者でアメリカの誰よりも影響力ある人物」とのことだが、「この人は実に良い」。この ABC ニュースのコピーは通常三ドルで入手可能であることを知り、郵送を依頼した結果、正確な情報を獲得できたのはまことに有益であった。ちなみに、

した際「大きくなったわね」と言った後、今度は母親にキスし、「I love you, too.」と言うと母親が顔をそむけるなどの場面もあり、A の私生活の一端を垣間見る思いがした。

最高裁の口頭弁論では州側（検察官）と A 側（弁護士）の両当事者に全く同じ時間が与えられ、時間になるとテンプル上に赤ランプがつく。最高裁での当事者双方の主張も映画とはいえ興味深かった。州側の堕胎はいかなる時期においても（at any time of contraception）違法との主張に対し、B 弁護士が「では六日後ではどうか」などの反論を加えるなどがあったが、州側の敗色は濃厚であった。最後の場面で掃除婦をしている A（文盲らしい）が同僚の女性に落ちていた新聞を読んでもらい七対二で妊娠後三ヶ月以内の堕胎は合法とする最高裁判決が出たことを知り「この Roe とは私のこと」と話すところでおしまい。「期待はずれなきにしも非ずだが、テレビ映画は所詮この程度だろうし、ともあれテレビにせよ、最高裁の口頭弁論中双方に全く同じ時間が与えられ、時間がくるとテンプル上に赤ランプがつくなどを見たことは最大の収穫で、ニューヨークタイムズのテレビ紹介とは大違いなのはやむを得ぬ」。

なお、この映画についてはキャレンがダビングしておりそ

本稿執筆中の二〇〇一年一月一七日夜の衛星放送で九月一日の同時多発テロ回想放送に関して短い時間であったが、ABC ニュースのテッド・カペル氏の姿に接した。当然ながらやや老けた感じはあったが、ほとんど変わらず、現役であることを知り嬉しく思った次第である。

以下、一部補足しつつ、日付順にほぼ原文のままでニュースの一部を再現しておく。ナイトラインのコピーの内容については後に一括して紹介することとした。

(a) テレビを見ていると、連邦議会が前例のない大規模の薬物規制法案を可決し、大統領がこれに署名することは間違いないという。また、Drug Dealer に一昨日殺害された二人の警察官の葬儀が一万五千人もの cops が参列する史上最大規模でとり行われたという。死刑を含む包括的な薬物規制法案の可決は先のニュースのとおりであり、War against Drugs のいわば宣戦布告である。一九八五年の日本刑法学会大会での共同研究報告で高田昭正岡山大学助教授（現大阪市立大学教授）と刑訴関連を担当報告したこと（小早川・高田「寛せい刑事犯の多発化と刑事訴訟法理論」刑法雑誌二七巻二号参照）やアメリカで薬物密売を現認したことが思い出されてきた。今回成立の法案を簡単にでも紹介しておくのは good

timing ぶんびきであつた（一〇月二二日）。

「戦争と回想」の初回で、ときは一九四一年一月二二日、チャーチル首相とウィルソン大統領の会談で、まずはドイツ、日本はその後でよいとの発言が印象的であった。リンカーン大統領の Gettysburg Speech をしのぶ会が放映されていた。リンカーンに扮する人物が『Fourscores and seven years ago, our Fathers brought forth upon this continent a new nation.』に始まり、Government of the people, by the people, and for the people shall not perish from the earth.』で終わるあの有名な一文を朗読する。高校の時に全文を暗誦したことがありよく分かる。有名な一文は日本語と同じくそのまま暗記するに限ると思いつつ、久しぶりに刑事コロンボを見て午前一時半に就寝した（十一月一九日）。

テレビのニュースで一九八八年八月（期？）のNY市内での殺人が昨年比二五％増の二〇一件で史上最高という。主に薬物取引をめぐる殺人が多いとのことだが余りの高率に驚く。また麻薬戦争（cocain wars）の連続もののニュースがあり、短いボゴダ（Bogoda）からの密輸入をテーマにしたもので迫力がある。なぜコロンビアなのか調べてみる必要あり（一月二九日）。

(c) ホームレスが寒さを避けて四二丁目にある Grand Central の地下にもぐり込み生活しているところからモグラ族（mole people）と呼ばれているとして写真入りで若干の紹介あり。世界一豊かな国アメリカの恥部ともいべきだが、何とかならないかとの思いはいつも同じ。ナイトラインで国会議員のサラリーを取り上げていたのを見る。一九六八年から八九年までの二〇年間でほぼ二倍強しか上がっていないという説明には驚いた。日本では平均的サラリーマンの給与は所得倍増後、一〇倍ほど上がっているはずだが、逆に言うとそれほど貧しかったわけで、円高とはいえ、とりわけ住居の質を考えると、今でも実質的には相当の開きがあることは間違いない。

スタッテン島（Staten Island）で秘密捜査官が Drug dealer に殺害されたという。スタッテン島——マンハッタンから船で二〇分ほどで、途中に自由の女神像がある——にコカイン密輸のコロンビア・グループの本拠地があるとの報道には驚いた（二月一日）。数日後のテレビで殺害された秘密捜査官の夫人が登場していたが、文章を読みながらとはいえ、実にしっかりしていたのには感嘆した。ブッシュ大統領がこの未亡人に pay respect することだが、相変わらず警察

(b) 初めてテレビの「特集番組」を見る。Losing the Future と題する ABC の一時間番組で、ドイツ、日本、韓国、台湾の追い上げでアメリカには将来性がないという内容だが、中味はほとんど日本関係ばかり。まず一九四五年前半の原爆実験成功の報道があり、第一次世界大戦で壊滅したはずのドイツ、日本が脅威的な経済復興を遂げたのに対し、アメリカは六〇年代、七〇年代と次第に王座の地位を失い、例えば、車の製造台数は九〇％から二四％へ、テレビは云云で、とりわけ key problem の教育がダメ。日本では通産省が指導するのに対し、アメリカ政府は無策である。またアメリカの MIT で学位取得者の六〇％は外国人で、日本人は学位を取得すると帰国する。さらに国民総所得のうち日本は一％、ドイツは三％、アメリカは六％を国防費にまわしている。このままではアメリカには将来性がなく、アメリカは第二級（second class）の国に成り下がりがかねないという内容である。日本を的にした番組は初めてで全く退屈せずに視聴した。日本人は昔は模倣（imitation）で有名だったが、今では改革（innovation）に取り組んでいるなどの指摘もあり、やや面白いところもないわけではないが、比較的客户的な報道に徹しており、それなりに有益だった（二月二五日）。

官の殺害事件が多い。とうてい日本の比ではない。

(d) Ted Koppel のナイトラインを見る。コロンビア地区のワシントン市で昨年は三二二件、今年はすでに九二件の殺人事件が発生し、改善のきざしはないという。国会議事堂、合衆国最高裁判所のほか麻薬取締本部（DEA）等があり制服警察官が多数配備されているにもかかわらずあり、Murder Capital と言いつつ、犯罪非常事態（Crime Emergency）が宣言されたという。殺人事件のほとんどは Black ghetto で発生し、その大半は drug dealer にするものという。改めてアメリカでの薬物汚染にかかわる殺人事件の深刻さとともに一大麻薬市場は首都ワシントンにある（A Big Drug Market exists in the Capital, Washington）との報道に驚く。この二〇年で警察官の数が二割方削減、増員要求には金がないとの回答が続いているという。

ナイトラインではテレビの「俗悪番組」——主にセックスもの——を取り上げていた。全国母親同盟（？）の抗議でコカコーラなどの大手会社スポンサーとなる番組の内容に注意する旨約束したというのが興味深かった。日本のテレビと比べると、アメリカのテレビにはきわどいシーンはほとんど見られないだけに、日本のテレビのとりわけ深夜ものやいわ

ゆる soap drama を見ると母親同盟は腰を抜かすのではないかと思つた(三月二日)。翌日のナイトラインでは、オクラホマ大学の体育会学生に関する刑事事件を取り上げていた。アメリカン・フットボールで名門であるが、その有名人選手等が強姦や薬物使用などで逮捕され、他の大学でも主に体育会系学生が暴行や殺人等で逮捕された例もあるという。日本でも類似の事件があり、最後まで見る。

(e) 分裂都市ワシントン (Divided City) の放映あり。首都ワシントンは犯罪、薬物、そして人種構成 (Crime, drug, and racial division) で分裂しているという。導入部はある家族のリーダー——その家族のほぼ全員が役割を分担してコカインの密輸入、密売にかかわりがあり、ある有名なバスケットボールの選手もそのリーダーと親交があるという——の結婚式だが、そこに写っている一〇名ほどの全員が後に逮捕または射殺されることになる。黒人に生まれることは極めて不利で、黒人に話しかけられるだけで後ろずさりする人が多いのも事実であり、黒人の欲求不満はたまる一方である。そして少年院(?)の収容者のほぼ九〇%は黒人であるというような内容であった。

次に town meeting とかで、二〇〇名ほどの聴衆を前にし

て写すと、手足が極端にやせ細っていることが分かる。後半の一時間は医師や法律家などが参加しての一〇名ほどの table discussion。明確かつ説得的に (clear and convincing) A の意思を確かめるのは不可能である旨の発言があったが、この立証基準は「不可避的発見」の例外を認めるための要件でもあり、勉強になった。代理弁護士がミズーリ州最高裁はこの明確で説得的な証拠の欠如を問題にしているが、われわれは患者の「利益」を問題にしていると発言していた。いずれにせよ、この立証基準の争いは脳裏に刻み込まれたわけで、まことに有益であった。

ただ、むろん家族の諒解を得たうえでのことであろうが、病室に入り当のA自身の写真を写すということは、日本ではどうか。死者の写真と同じく、まず一般に容認されないのではないか、それとも文化の違いにすぎないのか、あるいは単に未経験事であるにすぎないのか。近く合衆国最高裁の判断が示されるとのことであり、どのような内容のものか興味深い。ちなみに、合衆国最高裁は翌九〇年六月二五日、右放映に関するものと思われるクルーザン事件判決 (Cruzan v. Director, Missouri Dept. of Health) において、本件のような生命維持装置の中止には明確で説得的な証拠が必要であり、

た討論会があった。ワシントン市の現職市長のバリー氏(黒人)が、薬物問題は national problem, black problem,そして南北問題であると明言していたのが印象的だった。このほかセントラルパーク強姦事件で逮捕された八名のうち七名が起訴され、一名が釈放の報道あり、全員後手の両手錠で写し出されていたのには驚いた。なお、このバリー市長は後日、コカイン吸飲現場で現行犯逮捕されるが、この事件については後にニューヨーク・タイムズで正確にやや詳しく紹介する。

(f) 一三チャンネルでの二時間番組「死ぬ権利 (right to die)」は必見、夕食を早々とすませて九時からテレビを見る。前半の一時間は回復不能の植物状態 (permanent vegetable state) にある女性(A)の経緯である。見たのはテレビでも初めてだが、両目は見開いたままで、一見、少なくとも遠方からのテレビカメラで見ただけ限り、通常人と変わりはない、むしろ瞬きもする。要するに、自律神経は機能するが、他律神経は完全にダメで、このまま病院でも六〇歳ないし七〇歳位までは生存可能だが、人工的な生命維持装置——胃に取り付けられたチューブから生命維持に必要な栄養、水分を補給する——を外すと一日程度しか生命がもたないという。付添いの看護婦(?)や両親も登場するが、Aの身体をアップにし

そのようなものがない本件では水分、栄養の中止は認められないとしたミズーリ州最高裁の原判決を維持した(英米判例百選「第三版」(別冊ジュリスト一三九号)八六頁参照)。

(3) 大統領選挙

一九八九年一月に、レーガンからブッシュへの大統領交替があった。一七八八年に合衆国憲法が成立し、翌八九年に合衆国政府の発足後まもなくジョージ・ワシントンが初代大統領に就任したのであるから、丁度二〇〇年経過したことになる。アメリカで大統領の交替劇を垣間見たのは偶然とはいえやはり貴重な経験である。

以下、テレビを介して見た交替劇の一部を簡単に再現しておく。

(a) 八八年一〇月一三日の大統領候補者の討論会 (presidential debate) 若く民主党のデューカーキ氏と老練な共和党のブッシュ氏との対決を見て、「やはり後者のほうが落ちついていてうまいと感じた。」同時に沿革や体制が全く異なるとはいえ、「日本の密室内での首相の後継者選びとはエライ違い、アメリカ民主主義の典型でもあり、ずい分有益だった。」質問者の三名がいずれも女性記者——ABC、NBC、CBSの

三大マスメディアの各代表者——で、これに対し全体の司会者が男性であるというのも興味深かった。「もっとも、以前に見たときは全く逆で、司会者が女性、質問者の三名がすべて男性であったことに照らし考えると、これも男女平等の一つの具体的現れといって間違いないだろう。」

(b) 一月一八日には九時から、あと二日で交替するレーガンを招き、その生誕から今日に至るまでを回想する番組があった。大学卒業後アナウンサーをしたあと、ハリウッドに入り、五二本の映画に出演した。その後、カリフォルニア州知事を経て大統領になったが、ハリウッド時代に離婚を経験した後、同じハリウッドの女優であったナンシィ現夫人と結婚して今日に至ったのだという。「分かりやすい語り口はアナウンサー時代に養われたのかもしれない。」

翌一九日の一三チャンネルではレーガンの一生を放映していた。父親が大酒飲み(hard drinker)で、レーガンは幼少の頃からこのことに悩まされたうえ、一年に一回の割合で転居を繰り返した。ハリウッドに入り、組合の指導者になったが、当時からFBIと交渉があり、共産主義の脅威は組合活動を通じて知った。その後、次第に頭角を現わしたレーガンは、大統領候補者の支持演説などで好評を博し、財界の大御

所から注目され、その推薦でカリフォルニア州知事に当選することとなった。その後大統領になり、今回ブッシュに後を託すというところでおしまいだったが、結構面白かった。「留学中に大統領の交替に接したのは偶然だが、貴重な経験の一つである。ニュースでも交替劇に関するものが多いが、明日はMr. Bush's Day で就任式から夜の舞踏会まで新大統領一色に染まりそう。」

九時前からテレビを見る。七チャンネルではブッシュ夫妻との大統領就任式直前のインタヴューを放映していた。二人ともずい分落ちついており、年令等からして当然かもしれないが、「夫婦単位の行動は日本とは全く異なり、この点を突き詰めていくと面白からう。」また「大統領就任式で大統領夫妻が全員の前でダンスをするというのも日本では考えられないこと」である。就任式でブッシュ新大統領がコカインの密輸入に関し、私の言葉を覚えて欲しいと言って、私は必ず阻止する(Will stop it)と明言したのは印象的だった。副大統領のクウォーリズ(Quarles)氏はハンサムだが、夫人とのダンスは全くきこかない。彼が「レーガン、ブッシュ(前、現)両大統領の手ほどきを受けた」と言っていたが本音だろう。

(4) 昭和天皇崩御

昭和天皇崩御前の病状をめぐる「過熱報道」については何人かの友人等からの手紙で知っていたが、日本の新聞等に直接触れることは一切なかったこともあり、も一つ実感はわかなかった。ただ、夕食後に見た一月六日午後九時前のNews Briefでヒロヒト逝去(Hirohito dies)を知り、日本に電話するとOが出てきて、一月七日午前六時三五分に昭和天皇が崩御したという。各テレビ局もかなりのスペースを割いて報道しており、日本人の一人としていささかの感慨を禁じえなかった。

以下、テレビ報道の紹介にあわせて筆者なりの回想の一部を再現しておく。

(a) 「アメリカで天皇崩御の報道に接するののも一つの貴重な経験であり、あらためて世界の中の日本を思い」ながら、テレビ報道に釘付けになる。七チャンネルのABCニュースでも先の第二次世界大戦の指導者(leader)の逝去として紹介していたが、とくにナイトラインで取り上げるとのことで興味を覚えた。

予告どおりテッド・カペル氏司会のナイトラインはライシャワ・ハーヴァード大学教授を招いてのヒロヒト特集であった。ライシャワ氏は元駐日大使として天皇と直接会ったことのあ

る数少ない米国人である。ライシャワ氏が天皇(Emperor)の「功績」を強調したのに対し、テッドがヒトラーと並んでいる写真などを示して昭和天皇の攻撃的側面、すなわち第二次世界大戦の責任者という側面を強調しての答弁を求めるが、ライシャワ氏の答弁に全く変化はなかった。これで終わりかと思っていたところ、朝日新聞編集委員(?)の下村満子さんが登場した。テッドの質問は天皇の死去によって日本は変わるかの一点であった。下村さんの答えは雰囲気(atmosphere)は変わるかもしれないが、politicalに変化はない。この場合の雰囲気とは皇室がより開かれ、国民も皇室に対して以前よりも親近感を抱くであろうということであると説明していた。残念ながらここで時間切れ。下村さんのコメントに間違いはないが、それはともかくとして、彼女は新しい型の日本の代表的インテリの一人のように思われた。もっと詰めるとさらに面白くなるが、テレビ報道ではこの程度で上出来といえよう。

(b) 今日(明日?)から昭和六四年〓平成一年になるこのこと。昭和一ケタに接して生まれた筆者にとって戦争の思い出は忘れ難い。六歳にして母に連れられて地元小学校からは全く一人で大阪府下河内方面の片田舎道明寺に学童の集団

疎開に行き、兵隊さんが兵隊さんを思い切り殴りつける場面に何度も接したこと、むろん意味は分からなかったが、八月一日に子供たちも全員整列して戦争の終結報道と天皇の人間宣言を聞いたことなどの記憶は鮮やかに残っている。疎開直前の五月の大阪大空襲で、近所の人に連れられて火の中を走り回ったような記憶もあり、またB29から落下する焼夷弾も忘れ難い。JLAのハシダさんは、父親は戦死し、母親とともに朝鮮から引き揚げてきたが、その際の記憶は鮮明かつ正確であると繰り返し述べていた。Sらも満州からの引揚げ組で、生活が安定した頃に母親が死亡、父親は再婚したが亡妻のことが忘れられないのは苦労をともにしたからだろう。妻の死後、ある宗教に没頭したというその父親も八〇歳余である。彼らにとっては天皇の存在は戦争下での生活体験と切り離せないはずで、昭和天皇崩御の報に接し今までの生活歴を繰り返し反芻していることだろう。

終戦時は丁度小学一年生。秋から学校に行ったが校舎の一部は焼けたままで、専ら運動場の石拾いのほか、食料補強のため近くの原っぱで食糧用の雑草集めに駆り出されたことや、米軍支給の弁当(?)の旨かったこと、シラミ退治の特効薬DDTを定期的にかけられたこと、アメリカの兵隊さんであ

ちこちで見かけたこと、その後、朝鮮戦争のあたりから情勢が急速に変化し始めたことなど回想は尽きない。そして今、アメリカのニュージャージー州で天皇死亡の報を聞いている。辛い戦争の直接体験はないが、幼少期に限られていたとはいえ、第二次大戦とともに生きてきたという事実は否定し難い。いずれにせよ、感慨は尽きない。ラジオのニュースで日本全国の商店はclosedで、天皇のあと追々自殺——I want to follow him——もあり、長男が後を継ぎ、平成(Hisei)に元号が変わったことなどを報じていた。

チャンネル七のニュースで天皇Hirohitoの死をとりあげ、皇居での喪(Mourning)の列を写し出していたが、やはり真珠湾攻撃時の天皇であることもあわせて紹介し、また当時の捕虜(prisoners of war)のコメントも報道しており、第二次世界大戦が一部風化している日本とは対照的である。ただ、喪のため皇居に向かった人たちもおそらくは自分達の「青春」とあわせて天皇ヒロヒトの死を悼んでいるのではないかと思われた。

(c) 七チャンネル(ABC)のニュースで、ヒロヒトは戦争突入を軍に強制されたとの一部報道に対し、CBS紙(?)が反論を加えてヒロヒトは積極的役割(active role)を果た

したがトルーマン大統領が天皇を起訴しないと決定した旨報道していることを報じていた。「ヒロヒトの逝去を契機にアメリカではこの種の天皇責任論をめぐる報道が続くのであるうが、おそらく日本の報道とは根本的に異なっている」のではあるまいか。ちなみにアメリカでは、テレビ報道による限り、天皇の積極的役割の有無についてはともかくとして、ヒロヒトの死が生前のヒットラーの写真とあわせて紹介されるのが通例であった。

(d) 一三チャンネルでHirohito behind the Mythをやっていたので一〇時三〇分まで見る。途中からだか、スイッチを入れると右翼の車で騒然たる日本の状況が大写し。ロンビア大学の女性教授——よくみられるアメリカのいかれた感じの女の子とはまるっきり違って実に魅力的、やはり知性は争えないもの——とシカゴ大学の日本人学者(Akira Irie)それに司会者を含めて二人のジャーナリストがタイトル通り天皇ヒロヒト(Emperor Hirohito)の本当の役割について対談したものだ。全ては天皇の名で(in the name of Emperor)で行われたが、それはpolitical systemがそうであつたからにすぎず、ヒロヒトは必ずしも積極的な役割を果たしたわけではない等の発言にみられるとおり、学問的、科学的

分析に終始して気持がよかった。もっとも、やはり欧米人には「天皇」そして「日本」は不可解なところが多いのだろうと思つて見ていると、続いて、日本の高齢者社会を取り上げて、東京の下町の四世代同居(大おばあさんは九〇歳でなお健在)の家族などを紹介していた。このような家族はもうすでに過去のことと思われるだけにやや奇異な感じがした。もっとも、筆者らは日本のNew Familyといつてよく、旧世代とはかなりの断絶があり、むしろ欧米化しているといった方が正確かも知れず、現在のmixedした日本の紹介という意味ではテレビ報道の方が正確といえるのかもしれない。しかしこれだけ続けて偶然、日本に関する番組を見たのは初めてのことで、それなりに勉強になった。

(5) ABCナイトライン(テッド・カペル)

前述のようにニュースは極力視聴するように努めたが、中でもテッド・カペル氏司会のナイトラインは勉強になった。さらにこのニュースはバックナンバーとともに活字になって配布されており直接郵送を依頼することができることを知り、入手できたことは大いに勉強になった(次頁、バックナンバー一覧表参照)。テーマは多岐にわたる、それぞれ興味深いもの

の、それらを網羅的に紹介する必要はないし、また全て理解するのは不可能であり、その意味もない。むしろ先に少し触れた“分裂首都ワシントン”をめぐるA National Town Meeting D.C./Divided Cityなどのほか、中南米や東西問題を話題にしたものも多く、いずれも有益ではあるが、筆者の関心事からしても、それらに言及する必要性は乏しい。

以下、わが国でも話題となった問題を中心に、その一部を紹介することしたい。

(a) まず一九八九年七月三日のナイトラインでは堕胎の権利を制約した合衆国最高裁判例 (Supreme Court Narrows Abortion Right) を取り上げた。同日のウェプスター判決 (Webster v. Reproductive Health Service, 492 U.S. 490) で合衆国最高裁は一九七三年の Roe v. Wade を維持しつつ、その適用範囲を限定した (詳しくは、岩井宣子「堕胎を制限するミズーリ州法に対する米連邦最高裁の合憲判決」ジュリスト九四七号六二頁以下参照) が、早速この判決を取り上げたのである。次いで八九年一〇月一日には堕胎の政治性 (The Politics of Abortion) と題し、テッド・カペル氏の司会の下で各州知事選への影響等について討論された。八九年一二月一三日は、やや異なる問題ではあるが、憲法論として

は共通性のある死ぬ権利について、近く最高裁の判断が示されることの確実なクルーザン判決 (前出) を踏まえて討論された。いずれも興味深い問題であり、ニューヨーク関連記事とあわせて後にやや詳しく触れる。

(b) 八九年六月二六日には、一〇六〇で七歳児相当の精神障害者に対する死刑および犯行時一六歳の少年に対する死刑の合憲性を肯定した同日の最高裁ペンリー、スタンフォード両判決 (Perry v. Lynaugh, 492 U.S. 361; Stanford v. Kentucky, 492 U.S. 361) が検察側、弁護側双方出席の下で取り上げられた (Death Penalty for Juveniles and Mentally Retarded Okayed by High Court)。ウェプスター判決と同じく即日ナイトラインで取り上げられたのである (次頁参照)。

なお、この両判決については後日ナイトラインを想起しつつ紹介することがあり、有益であった (小早川「レーガン・コート」について) 名城法学四二巻一三二頁参照)。

さらに「ベルリンの壁」崩壊直前の一月九日には「A crack in the Berlin Wall」が、九〇年一月一日には現職のペリー・ワシントン市長逮捕をめぐり「D.C. Mayor Marion Barry's Arrest」がナイトラインで放映され、そして九〇年一月二四日にはA B CニュースのTime Forum が銃の特集を

Nightline

Transcripts Available:

Send \$3 for each transcript ordered to:
Nightline Transcripts, 267 Broadway, NY, NY 10007

ABORTION

9/17/82 #355 Abortion Clinic Violence
6/15/83 #548 Anti-Abortion Setback / A-Bomb Survivors
1/21/84 #712 Day After in Japan / Abortion-Freeze Paradox
1/22/85 #957 Abortion: The Search for Middle Ground
2/12/85 #972 Abortion Controversy - "The Silent Scream"
12/18/85 #1193 Abortion in a Pill
10/30/87 #1680 Parental Notification in Abortion
7/22/88 #1870 Abortion Rights
2/10/89 #2015 Klein Upheld Guardian of Comatose Wife
4/7/89 #2055 Women's Rights Pro-Choice March in D.C.

ADOPTION

3/29/85 #1005 Adoption: Public vs. Private
7/31/87 #1614 Transracial Adoption

AFRICA

5/23/83 #531 Credit Card Fraud / South Africa Violence
7/18/83 #571 U.S. & South Africa — The Brutus Case
11/21/84 #913 African Tragedy
3/18/85 #996 South Africa: R.F. Botha-Tutu Debate
3/19/85 #997 South Africa: Resentment Policy
3/20/85 #998 South Africa: Disinvestment
3/21/85 #999 South Africa: Has Anything Changed?
3/22/85 #1000 South Africa: Visions of the Future
3/27/85 #1003 Goetz Indicted / Violent South Africa
4/15/85 #1016 South Africa: Reform on Mixed-Race Sex
5/22/85 #1043 Apartheid: American Cause
7/22/85 #1086 South Africa: State of Emergency
7/23/85 #1087 South Africa: Constructive Engagement
8/7/85 #1098 South Africa
8/8/85 #1099 South African Emergency
8/15/85 #1104 South Africa: "Don't Push Us Too Far"
8/16/85 #1105 World Condemns: Does South Africa Care?
8/21/85 #1108 Nelson Mandela Interview / Spy Dust
8/28/85 #1113 Anti-Apartheid Movement
9/4/85 #1118 South Africa: Jackson v. Falwell
10/31/85 #1159 South Africa: The Pressures Within
12/23/85 #1196 South Africa: Race War?
1/10/86 #1210 South Africa Since the Press Ban
4/23/86 #1283 Pass Laws: 18 Million Arrests Later
5/23/86 #1305 Hands Across America
6/12/86 #1319 South Africa: New State of Emergency
6/16/86 #1321 Soweto: Decade of Struggle
6/17/86 #1322 South Africa: The Official Version
6/18/86 #1323 South Africa: Press Censorship
7/21/86 #1346 South African Sanctions
7/24/86 #1349 South Africa: Three Blacks' Views
8/28/86 #1374 South Africa: New Violence in Soweto
10/20/86 #1411 AIDS in Africa
5/13/87 #1557 AIDS in Africa
6/4/87 #1573 American Companies Remaining in South Africa

9/25/87 #1655 "Sarafina": South African Musical
11/13/87 #1690 Ethiopian Drought Bringing New Famine
5/26/88 #1829 South Africa: Celebrating Apartheid's Birthday
7/15/88 #1865 Democratic Rft/Nelson Mandela's Birthday
10/26/88 #1938 South African Elections

4/10/89 #2056 Man-Made Famine in Africa

AIDS

12/17/82 #420 AIDS-Acquired Immune Deficiency Syndrome
5/2/83 #516 AIDS / Cuban Connection / Unlawful ID
4/23/84 #771 Can Qaddafi Be Stopped? / AIDS Breakthrough
12/5/84 #923 AIDS: Fact and Fiction
4/22/85 #1021 AIDS: The Danger to Heterosexuals
7/25/85 #1089 New Focus on AIDS
7/31/85 #1093 AIDS - Your Rights
8/30/85 #1115 AIDS in School
9/19/85 #1129 AIDS & Hollywood
11/26/85 #1177 Libya at Malta? / AIDS in the Schools
6/30/86 #1331 AIDS
8/21/86 #1369 AIDS: The Courage of Priscilla Diaz
9/19/86 #1390 AIDS: The Story of Ken Meeks
10/20/86 #1411 AIDS in Africa
1/2/87 #1464 AIDS: Right to Privacy / Right to Know?
1/9/87 #1469 AIDS
1/21/87 #1477 Condom Advertising Controversy
1/30/87 #1484 AIDS Insurance / America's Cup
3/9/87 #1510 AIDS
5/13/87 #1557 AIDS in Africa
6/1/87 #1570 AIDS: Testing
6/5/87 #1574 AIDS: A National Town Meeting (\$5)
7/2/87 #1593 AIDS & The Law
7/27/87 #1610 AIDS
8/11/87 #1621 AIDS & Economics
8/31/87 #1636 Fear of AIDS
11/24/87 #1697 AIDS Patients and Doctors
1/13/88 #1733 Disturbing New AIDS Study
1/21/88 #1739 Mixed Messages About AIDS
3/7/88 #1771 Questionable New AIDS Book
6/14/88 #1842 AIDS Conference / Surgeon General Koop
7/25/88 #1871 Dirty Needles and the Spread of AIDS
8/2/88 #1877 Reagan's Response To AIDS Report
10/7/88 #1925 The Quilt (The Names Project)
10/27/88 #1939 AIDS Confidentiality on the Ballot
4/28/89 #2070 AIDS Home Testing

ALCOHOLISM

12/30/81 #168 Drunk Driving
2/13/83 #677 (Getting Tough On) Drunk Driving
7/24/84 #837 Drunk Driving: Can the Crackdown Work?
8/14/86 #1364 Children of Alcoholics
4/10/87 #1534 Alcoholism
2/27/89 #2026 Treating Alcoholism

ALIEN/ IMMIGRANTS

10/26/81 #121 Haitian Refugees
9/23/82 #359 Cambodian Refugees: The Forgotten People
6/11/84 #806 Illegal Immigrants: Stemming the Tide
7/3/86 #1334 Marielitos: The Forgotten Refugees (Cuba)
7/3/87 #1594 Illegal Aliens
11/23/87 #1696 Cuban Prisoner Uprising
6/8/88 #1838 The Boat People: A New Crisis
1/19/89 #1999 Miami: Black Underclass, Thriving Immigrants
2/2/89 #2009 Russian Jewish Emigres: Waiting for a Home

ANIMAL & ANIMAL RIGHTS

7/17/82 #311 Florida Deer Kill / Animal Research
7/22/83 #575 Age Discrimination / Cat Craze
7/29/83 #580 Animal Research / U.S.-Soviet Grain Deal
4/2/85 #1007 Alaskan Wolves
10/28/85 #1156 Wrong Way Whale / California Lottery
11/6/85 #1163 The Fur Trade: Blood or Money?

— バックナンバー一覧 —

組み、いずれも有益であった。とりわけワシントン市長逮捕劇についてはニューヨーク・タイムズでその経緯を知っていただけに興味深かった。また、九〇年二月には、「壁」崩壊後のベルリンに直接出向くなどしたため、あらためて読み返してもまことに有益であり、貴重な経験をしたことになる。これらについても、後に改めて詳しく触れることとしたい。

(c) このほか、日本関連のものとしては「日本の米国への投資」や「日本の車は本当に良いのか (Japanese Cars: Really Better)」もあり、それなりに勉強になった。

五 ニューヨーク・ロー・スクール

一九八八年五月から二年間、ニューヨーク・ロー・スクールの客員研究員として米国に留学する機会を得たが、留学先の決定は偶然によるところが大きく、またニューヨーク関連情報についてはほとんど皆無のまま、例えば、近くにあるニューヨーク大学ロースクールとは別のいわば単科ロー・スクールであることも明確に知らずに慌しく出発したのである(本稿(二) 本誌四六巻一三三頁以下参照)。しかし結果的には、ニューヨークのダウン・タウンに位置するためハーヴァード

大学等とは全く環境が異なるロー・スクールであったが、裁判所やチャイナ・タウンとは至近距離にあり、ウォール街にも近い便利なところにあるうえ(次頁周辺図参照)、当時なお汚なかった地下鉄を乗り続けたことは一般市民と類似の経験をするとという意味ではまことに貴重な体験であった。もっとも、当初はいわば前期の初年度で慣らし聴講のあと後期にあたる八九年秋学期から九〇年春学期までの一年間でロー・スクールでの捜査法と証拠法を中心とした講義を完全にものする予定でいたが、八九年後半には東欧諸国の大変動があり、その結果いわゆる東西問題に釘付けで、ロー・スクールでの聴講は疎かになり、九〇年三月には早々と挨拶を済ませてしまったのである。

そこで以下、ひとまずニューヨーク・ロー・スクールの沿革やカリキュラムについてごく簡単に触れたあと、聴講内容についてやや詳しくその一部を紹介することとしたい。結果的には聴講はジョージ教授の捜査法とジョナカイト教授の伝聞法則を中心とした証拠法に限られたが、当然とはいえ合衆国最高裁判例の重要不可欠性を実感するなどまことに貴重な体験をした。

ABC NEWS

47 West 66th Street, New York, NY 10023
Transcripts: Journal Graphics, Inc., 267 Broadway, New York, NY 10007
Press contact: Laura Wessner (212) 887-4995

June 26, 1989
Show #2111



Death Penalty for Juveniles and Mentally Retarded Okayed by High Court

In New York
FORREST SAWYER..... Host

Guests:
In Atlanta
MICHAEL BOWERS Georgia Attorney General
In Columbia, SC
DAVID BRUCK Public Defender
In Washington
NINA TOTENBERG National Public Radio

Report From ABC News Correspondent:
TIM O'BRIEN

DEBORAH LEFF & WILLIAM MOORE..... Senior Producers

Copyright ©1989 American Broadcasting Companies, Inc. ALL RIGHTS RESERVED. This transcript may not be produced in whole or in part without permission.

Transcript produced by Journal Graphics, Inc., New York, New York.

Transcript Charges: \$3.00 each. Be sure to indicate air date and subject or participants. All orders must be prepaid. Annual subscriptions at \$225 per year. Indicate starting date and enclose payment. You may also order by phone with MasterCard, Visa or American Express: call (212) 227-7323 any day 9 a.m. to 9 p.m. Eastern Time. There is a \$2.50 surcharge for this service, which gets the transcript to you quicker.

1 沿革

ニューヨーク・ロー・スクールは一八九一年、理事会のカリキュラムへの介入に反撥したコロンビア大学の当時の学部長 Theodore Dwight を中心に独自のロー・スクールを作るために設立認可されたものである。一八九四年には当時の授業料一〇〇ドルを納めるためには働かざるを得ないいわゆる勤労学生のために夜間部 (Evening Division) も設立された。一九〇二年にはイエール、プリンストンに次ぐ第三の規模を誇り、一九〇四年には全米で最大のロー・スクールとなる。そして一九〇六年の在籍学生数は一千名を越え、第一次世界大戦前のロー・スクールとしては最大のものに成長し、一九三七年には初めての女性卒業生を出したという。

その後さらに発展を重ねたが、一九八五年に憲法学のジェイムズ・F・サイモン教授が学部長に就任して以降、校舎の全面的改装に着手し、教授陣や学生の質的向上も目覚ましい。そして一九九一年には創立一〇〇周年を迎えるため、次の一〇〇年に向けて隣接地を買収して新しい図書館を建設するための総額一千五百万ドルの募金活動が行われているという。ニューヨーク・ロー・スクールの知的神経中枢 (the School's intellectual nerve center) としてロー・スクールでの日常生



— ニューヨーク・ロー・スクール周辺図 —

活を劇的に変えることになるこの図書館 (The Mendik Library) は筆者の帰国時にはすでに着工されており、内部を見学したところ、すでに完成間近であり、一九九六年の再訪時にはもちろん完成していた。記念行事でもあり、一九八九年発行のパンフレットでその外観のみ紹介しておく(左図参照)。なお、ロー・スクール関連の記述は右パンフレットによる。



2 カリキュラム等

一年次の秋学期に民事訴訟法（四単位）、契約法Ⅰ（三単位）、法的思考（legal method）と論文（legal writing）が各二単位、不法行為法四単位の合計一五単位、春学期は憲法Ⅰ（三単位）、契約法Ⅱ（二単位）、刑法（三単位）、法的思考Ⅱ（三単位）、財産法（四単位）の合計一四単位で、いずれも必須のため合計二九単位を履修する必要がある。第二年度は必須科目としては憲法Ⅱ（三単位）、と法律家と裁判制度（二単位）だけで、あとはすべて選択科目である。そして三年次はすべて選択科目のみという。春学期入学の学生と秋学期入学の学生とでは若干異なり、また夜間部の学生ともやや異なるが、基本的にはカリキュラムはほぼ同一でほとんど差異はない。

憲法はもちろん、選択科目についても聴講を考えたが、結局、ジョージ教授とジョナカイト教授の講義のみ聴講することに決定した。個人的にも親しくなれそうな教授もいたが、過去一〇年間の業績のほか定期的公表される教員の業績目録に目を通したところ、驚いたことにはほとんど業績がなく——ジョージ教授がやはり断トツであった——、時間割の都合等もあり、聴講しないことにしたのである。業績のない人の話を聞いても、おそらく迫力に欠け刺激を受けることはな

いし、学問的関心からしても、お二人の講義に限定したのは正解であったように思われる。身の丈を知ったうえでのことでもあるが、守備範囲を広げても意味はない。このことはアメリカでの講義に限らず、日本においても同様であり、従前の研究対象からしても捜査法と証拠法に絞り込んだのは正解であったように思われたのである。

なお、比較法研究一般について言えることだが、つまるところ日本法の解釈運用に寄与しうるかに尽きるわけで、ロー・スクールのカリキュラム自体にそれほど意味があるわけではない。もっとも、昨今わが国でにわかに浮上してきたいわゆる法科大学院（ロー・スクール）構想の関係で米国ロー・スクールのカリキュラム等を検討する作業は不可欠である。この点については、第二東京弁護士会（川端和治会長）の法曹養成二弁センターが二〇〇〇年四月、当時ニューヨーク大学ロー・スクールで客員教授を務めておられた宮澤節生神戸大学教授（現早稲田大学教授）の協力の下にNYの現地調査を行い、ニューヨークのロー・スクール三校——ニューヨーク大学ロー・スクール、ニューヨーク市立大学ロー・スクール、ニューヨーク・ロー・スクール——のカリキュラム等についての報告書を公表しているので（左図参照）是非参照された

い。



3 聴講内容

ロー・スクールには八八年九月から定期的に通った。客員研究員としては破格の待遇で個人用の研究室を与えられたが、週に二日程度の通学であり、日本に比べると同様にほとんど利用することはなかった。聴講内容については刑事訴訟法の代表的体系書（La Fave & Israel, Criminal Procedure）を

参照しつつ、その要旨を必ず整理するよう努めたが、この作業は貴重であった。この体系書は偶然依頼を受け「アメリカ法」一九九一年一号を紹介することになったが、ジョージ教授が繰り返し本書を参照するよう指示していたことが想起される。講義時に、ジョージ先生からご自宅への招待を受けたほか、学生の模擬裁判を傍聴する機会に恵まれ、さらに事務職員が学生に配布した担当教授に対する評価表を入手できたのも貴重な体験であった。

そこで以下、このような諸体験をやや詳しく紹介した後、捜査法、証拠法を中心に、聴講内容の一端を明らかにすることとしたい。

なお、本稿執筆の直前に同時多発テロが発生し、ペンタゴン（国防総省）の一部崩壊にあわせて、二棟のWTC（世界貿易センター）が完全崩壊したとの報に接した。また八九年七月に来訪してくれた畏友西川方夫君（本稿（四）本誌四六巻四号一三四頁以下参照）から奇しくもテロ発生当日の九月一日、WTCを訪問する予定であったが、そこで勤務していた「ムコ殿」をはじめ一家全員難を免れたとの手紙を受けた。その限りにおいて慶賀すべきことであるが、数千人もの人が一瞬にして瓦礫と化したことには言葉もない。ロー・



—写真⑭—

スクールにはニューヨーク州のフォート・リーの自宅からバスと地下鉄を乗り継いで通い続けたこともあり、シンボルともいえるWTCの雄姿は忘れ難い。何度も友人等をWTCに案内したことがあるが、とりわけ自由の女神像の横を通るスタテン島往復の船から一望したWTCを中心とする摩天楼群は素晴らしい(本稿(五)本誌四七巻一四四五頁)こともさることながら、ロー・スクール周辺散策時^(写真⑭)にあるいはハドソン河越しに眺めたWTCには忘れ難いものがある^(写真⑭)。今

なお行方不明の方々に心から追悼の意を表したい。

(1) 講義室 初めは当然まごついたが次第に地下鉄にも慣れた。自宅から一〇メートル程のところにあるバス停から、午前八時五〇分の急行バスに乗り終点のPABT (Port Authority Bus Terminal) でWTC方面の地下鉄に乗り換えると、丁度一時間でロー・スクールに到着する。このPABTはニューヨーク・タイムズ本社に近いが、「アメリカで最も汚くかつ最も危険な場所」という四二丁目と八番通りの角にあり、昼間でも辻毎に制服警官が立番している。ある日本人女性^(写真⑭)が「お巡りさんが大勢いるから安心です」と言っていたが、それは逆に危険地帯であることを示しており、実際、明らかに覚せい剤の密売と思われるやりとりを現認したこともあり、柔道の師匠である大橋恵講道館七段が「あれほど殺気を感じたことはない」と繰り返しおられた場所である(本稿(五)本誌四七巻一四二七頁参照)。

地下鉄の利用者はきわめて少ない。全米一のバス発着場というPABTでも午前一〇時頃の時間帯で通常、プラットホームには三〇人程度しかいない。そして浮浪者が多すぎる。幸い被害はなかったが、エスカレータの下などで小銭、小銭



—写真⑮—

(change, change) と言って空きカンを目の前に差し出す浮浪者には何度も遭遇した。地下鉄で驚いたことも少なくない。例えば、八九年一〇月二八日のことだが、八時五〇分に家を出て九時のバスに乗り、地下鉄のC線に乗り換えたところ、女性の車掌が連結機の間で足を踏ん張り左右を見てドアを開けている。中に入ってみるとやはりそのとおりで進行方向に向かって連結機間の左右に鎖があり、前後を見て閉めると中に入るが、その鎖をおろすだけで、車掌室はない。また、車両は汚なく車内は暑い、エアコンでなく扇風機が裸のままぶら下がっているだけで真夏はさぞかし暑かろうと思った。もっとも新車は日本と同じで客はお互いに向かい合って座っているが、木下さんによると日本製の車両に徐々に切り替えているのだという。四二丁目あたりでも改良工事が始められているが初めてNYに来た日本人が驚くのも無理はない。貧困と繁栄のミックスがNYの特徴といえるのかもしれない。

また、車内の落書き (graffiti) が凄まじい。NY到着当時余りの凄まじさに驚愕した。車内はベンチを除き、まさに立錐の余地なく天井に至るまで落書きだらけである。帰国時には落書きが容易に消せる日本製の新しい車両が増えたこともあり、ほとんど見られなくなったが、路上の建物には落書

きが依然として残されていた。なお、世紀の変わり目を迎えた頃から日本でも類似の落書きを目にすることが多く、その極度の類似性に驚くことがある。この種の落書きについても、日本は一〇年前のアメリカを追いかけけているように思われて興味深い。

ところで、いずれの講義も学生数は八〇名ほどで、女子がやや少ないが、男女の比率はほぼ同一でほとんどが白人だった。中国人と韓国人と思われる学生（いずれも女子）が各一名おり、黒人は一名しかいなかった。席順は決まっている。面白いのは、自分で決めるのである。ジョージ教授の初めての講義の時であつたろうか、ジョージ先生が少し大きめの一枚の紙を前の学生に渡した。すると学生はその紙片に名前を書いて次に渡す、そして最後にジョージ先生がそれを回収する。初めはよく分からなかったが、それが席順表で、学生が一定の場所に自分の名前を記入して席順を決める、そしてジョージ先生は次回以降、それを見ながら質疑応答し、名前をチェックする、要するに平常点の採点にも利用しているのである。ジョナカイト教授の講義時に、いつもと違う席に座っていたところ、あとからやって来た学生が、失礼、そこは僕の席ですと言うので、別の席に移ったことがある。やはり席順は決

まっているのである。なお、昼食時などにロー・スクール周辺をよく歩いた。八九年一〇月七日のことだが、ロー・スクールの前にある閉鎖中の柔道クラブ (Oishi Judo Club) 隣の「本屋」さんに入って驚いた。マルクス・エンゲルス全集を初めてとして、ほとんどマルクス・エンゲルス関係の本ばかり並んでいた。ウーマン・リブやキューバのカストロあるいは労働組合に関する本などもあり、客は一人もいなかったがアメリカではかなり異色と思われた。

(2) 講義評価表 講義の開始も終わりも定刻でまさに punctual、休講もほとんどない。一度、一〇時に到着し、研究室で書類整理のあと一一時の授業開始直前にA七〇三教室に出かけたところ、どうもおかしい。休講かなと思っていると女子学生グループの一人がAre you waiting? Yes. Cancel! Cancel!とやや大きな声で教えてくれた。ジョナカイト教授の突然の休講である。なお、ジョナカイト教授にはそれ以前に聴講の許可をとっていた。

A四〇一教室での一一時からのジョージ教授の講義の時である。バスが遅れそうになったが何とか間に合いそうではっきりとして地下鉄に乗り座っていると、急いで乗ってきた若い黒

人女性が何かしら問いかけてきた。とっさのことで全く分からず聞き返したところ、隣にいた大柄な黒人女性が「イエス」と言ったその瞬間に「Chamber's station?」と聞いたことが分かった。チェインバース駅とWTCは同じブラットホームの南北端にあり、いつもは同駅で降りている。やはり地名は聞きづらいと思いつつ下車して外に出ようとしたところ、前の黒人女性がBroadway? Yeah, over there, turn to the rightと答えると、向うも手振りひ over there, thank you. 今度は瞬時に答えられたので、気持よく講義開始少し前に教室に入った。

丁度五分前の一〇時五五分に突然、「おばさん」が紙の束を持って入ってきて学生の一人ひとりに配り始めた。筆者にも一枚くれた。見るといわば教員の勤務評定である(次頁参照)。以前に何かで読んだ記憶はあるが、実物を見たのは初めてである。要は、担当教授の学問的能力と教授法の巧拙及び学生への対応についての学生側のコメントを求めているのである。学生は適当に(?)何かを書いていた。一一時に入ってきたジョージ教授はそれを見ると廊下の方に出て行かれた。一二時一五分に回収が終わると、「おばさん」は他のクラスの女性事務職員とともに帰り、学生は相変わらず、その間もコーラを飲ん

だり、菓子パンのようなものを食べていた。間もなく戻ってきたジョージ教授は、全く何事もなかったかのように、前回の続きを講義していた。

ちなみに、本学でも、世紀末の一九九九年頃からこの種の学生からの勤務評定を実施している。「比較してみると面白い」が、わが国では経験の積み重ねがないだけに底の浅い人気投票にもなりかねずマイナス面に留意する必要がある。いずれにせよ、元祖アメリカで評価表を入手し、現認したことは貴重な体験である。

(3) 模擬裁判 八九年一月六日のことである。いつものように一〇時頃ロー・スクールに到着し研究室に行くと、親展 (confidential) の封筒があった。何事かと開けてみると先般の教員人事——主に台湾の経済等について研究を重ねてきた商法専攻の女性が過日の opening position に応募したところ、サイモン学部長だけが三〇分、他の教授は一組五〜六人で各三〇分の総計三時間かけて面接するという教授会メンバー全員の interview があつた——について各人の評価を知りたいのでA、B、C、Dのどれかに印をつけて欲しいというものである。その後も同種の親展のほか教授会の議事録も

必ず届けられた。ジョージ先生の配慮によるものだが、ずいぶん勉強になった。

講義が始まる少し前に、いつも筆者の前の席に座っている年輩の女性が話しかけてきた。ジョージ教授が団藤刑法の翻訳に取り組んでいることを知っているらしいので、日本で刑事訴訟法を担当していると自己紹介すると、オーと言って、この講義は面白いかと聞く。むしろ quite interesting で論点はよく分かるが、ジョージ教授と学生とのやり取りはよく聞きとれないと言ったところ、彼女は講義内容が少々難しいと言っていた。顔なじみが増えたのは収穫であった。

一二時三五分に終わると、例によって二、三の学生が質問に行く。それを待って、ジョージ先生、お蔭さまで名城大学の教授会が私の延長を認めてくれました。よかったですね。有難うございました。(Professor George, I am very happy to let you know Faculty meeting of Meijo University has permitted my request for extension of my leave. Oh, I am quite delighted. Thank you very much.) するまじョーシ先生が11月24日のThanksgiving dayの休日はどこかへ行きますか、ほかに一〇人ほど招く予定だが、よろしければ夕食に招待したいと言へ。Thank you very much for your

kind invitation で別れる。

研究室に戻り、New York Law School Counsellor (内部情報紙)に載っていた模擬裁判について担当者のシシエルに電話したところ、彼女はおらず男子学生が出てきた。明日の模擬裁判には予約が必要ですか (Do I have to make a reservation to attend the mock trial tomorrow?) と聞く。自分とは関係していないが、伝言があれば彼女に伝えておくと言う。そこで家の電話番号を伝えておいた。学生の対応は日本と全く同じだった。学生のサークルCriminal Law Society (刑法研究会というところか)が卒業生でかつ現職の裁判官を招いて、学生が弁護士役と検察官役に分かれて模擬裁判をするというので、参加してみたかったのである。

帰宅して間もなく電話があった。Is this Kobayakawa? Yes, Koba speaking. 用意してなかったのじや慌てたが、質問があります。明日の模擬裁判に出たいのですが、予約の必要がありますか。いいえ、全くありません。こちらで教えておられるのですか。いいえ、しかし、日本では刑法を教えます。そうなんですか。それで模擬裁判に興味があるのです。明日、会えることを楽しみにしています。私も楽しみにしています。(I have one question. O.K. Do you have

1988 Fall Semester
New York Law school
Faculty Evaluation Form

Professor: _____
Course: _____

I. PROFESSOR'S ORGANIZATION & COMMAND OF MATERIAL-COMMENT ON:

1. Professor's daily preparation _____
2. Structure and conceptualization of the course _____
3. Quantity and pacing of assignments _____
4. Professor's facility with material _____

II. THE CLASSROOM LEARNING EXPERIENCE-COMMENT ON:

1. Professor's ability to stimulate critical and conceptual thinking _____
2. Professor's ability to stimulate student views and dialogue _____
3. Intellectual rigor required from students and professor _____
4. Efficient use of time _____
5. Clarity of communication _____
6. How well professor communicated substantive doctrine _____

III. PROFESSOR'S RELATIONSHIP WITH STUDENTS-COMMENT ON:

1. Responsiveness to views and questions in class _____
2. Availability outside of class _____
3. Classroom demeanor and respectfulness towards students _____

IV. TEACHING MATERIALS-COMMENT ON:

1. Assigned text(s) _____
2. Supplements and problems prepared by professor and special teaching technique (e.g., simulations) _____

V. OVERALL COMMENTS & ELABORATION OF PREVIOUS ANSWERS (e.g., would you take another course with this professor and why)

— 学生による講義評価表 —

the mock trial tomorrow? And I'd like to attend the mock trial. Do I have to make reservations? No. Free. Do you teach here? No, but I am a visiting professor of Japan and teach criminal procedure in Japan. Oh, —. And I'm quite interested in the mock trial. I'm looking forward to meet you. So I'm looking forward to meet you, too.)

遅れるのは嫌で、バスに乗り一月八日三時一五分にロー・スクールに着いた。新着の図書案内を研究室で整理したあと模擬裁判の行われるA三〇一教室に三時五〇分に出かけた。出席者は二〇数名いたが、あとで一五名ほどきたので結局男一七名、女二一名の合計三八名——、そのうち黒人が三名、東洋人が二名いたが、その一人はどうも日本人（あるいは韓国人）らしい、彼女も気づいたのか何度かこちらを見ていた。感じのいい小柄な女性で、髪の毛を少し長めにのびしていたが、ツヤがあって美しい。ヤンキーガールはほとんど髪をとかずないしはバーマのような感じで、黒髪の美しさを実感した。後方の席に座っているとミシェルがやって来た。名前がミシェルだし、多少の期待(?)はあったが、それはともかくとして、本当に人の良さそうやや小肥りの女子学生だった。近くにやって来じ、Pro. Koba——? Yes. Thank you for

your calling yesterday. How do you do? Nice to meet you.

ほぼ定刻に裁判は始まった。裁判官（ニューヨーク州最高裁の現職の裁判官という紹介があった）が、まず陪審員に証拠のみに基づいて判断すべしと説示したあと、証人A、B、Cが宣誓のうえ、各二人の検察官、弁護士がそれぞれ主尋問、反対尋問をする。そして弁護士役の女性が時々異議（objection）を申し立てると裁判官が即座に認める（sustain）、この弁護士役の女性が一ぱんしっかりしていた。ミシェルは検察官役だがまずまずのできで、もう一人の検察官役はジョージ教授のクラスで見かける黒人学生だった。あと一人の弁護士役の学生は全くさえないかった。さいごに被告人（女性）が証人台に立つて証言する。日本では被告人には証人適格がないので、この点は大きな相違点である。およそ一時間で結審した。その後に裁判官の合理的な疑い（beyond reasonable doubt）ありと考えたら guilty、そうでなければ not guilty、第一級謀殺とは云々の説示があり、陪審は退場した。その間学生らは会場横のテーブルの上にあるクッキーなどを食べていたが、まもなく陪審が入場した。その一人が訴因一から訴因四についてのみいずれも not guilty の答申をする。裁判官は defendant discharge と宣告し、Xは傍聴人の一人と抱

き合っておしまいだった。学生主催の模擬裁判だからこんなものだろうが、一つの経験にはなった。帰ろうとすると、学生の一人がミシェルと大きな声で呼ぶと、ミシェルがそばにやっつ来じ、Thank you for coming. If you have another meeting, let me know. O.K. と別れた。

(4) ジョージ先生宅訪問 ジョージ先生から一月二十四日、感謝祭当日の先生宅への道筋について実に分かりやすく書かれた案内状（下図参照）をいただいた。要はP A B Tから正午または一四時発のバスに乗り、一九三番または一九五番の運転手に言って自宅前のバス停で降りてください、バス停で出迎えていますというのである。

(a) 一月二十四日の感謝祭の当日、一〇時すぎに自宅を出たが、三〇分待ってもバスは来ない。休日のためかと思いつつ、少し寒かったので一たん自宅に帰り、バーボンをストリートでシングル二杯を飲む。早めに次便に乗るつもりで出かけたところバスはやつと一一時一五分にやって来た。P A B T到着が一二時一五分で、とうてい正午発には間に合わない。ただ二時のバスに乗り遅れるわけにはかないのでバスの係員にCedar Grove 行は二時発を確認したあと、Do I have to get

Nov. 24, 1988

TRAVEL DIRECTIONS

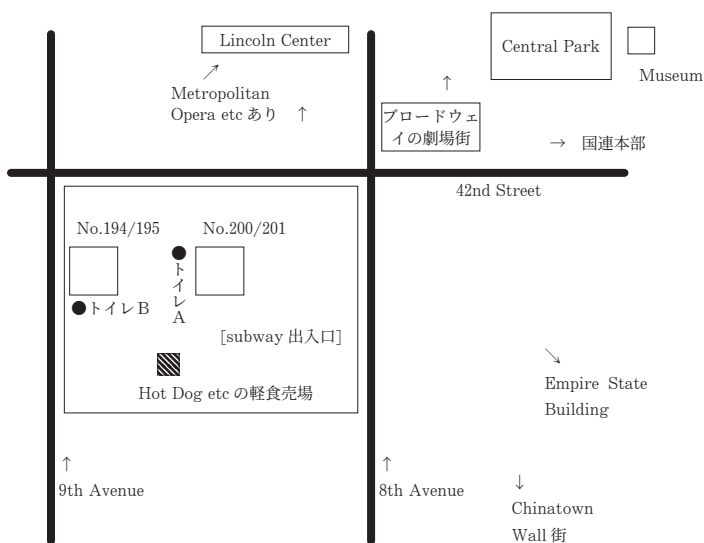
Because the buses to Cedar Grove will be on a holiday/Sunday schedule, please take the New Jersey Transit No. 194/195 bus, which will leave Gate 233 of the Port Authority Bus Terminal at 41st Street and Eighth Avenue at 12:00 noon. If you should miss that one, the next bus is at 2:00 p.m. You will need to purchase your ticket at one of the New Jersey Transit windows on the main floor of the south building, about halfway between Eighth and Ninth Avenues. The fare is \$3.15 one-way.

Ask the driver to let you know when the bus reaches Pomptom Avenue (State Route 23) and Lindlsey Avenue in Cedar Grove. I'll meet you at the bus stop; you will arrive probably about 12:35 or 2:35, depending on which bus you take.

We will probably eat about 2:30 p.m.

Grace and Jim George
4 Mountain Ridge Drive
Cedar Grove, NJ 07009
(201) 256-4167

— 感謝祭当日の案内状 —



— PABT の略図 —

a ticket? Yes. この下の売り場の一番か二番の窓口で売って
るさう。そこでエスカレータで降りると丁度 New Jersey
Transit と書いた窓口が 1 から 10 まであり、それぞれに
10 ～ 15 名ほどの客が並んでいる。その一つに並び順番が来
たので Cedar Grove! Pardon? Cedar Grove, please. O.K. ♪
ticket を買ったがどうだ? 先ほどの係員に Is this ticket for
Cedar Grove? Yes, two o'clock, two o'clock. あ、一時間ほ
どあるので PABT の中を歩いて時間をつぶすことにした。
今までは専ら 200 番または 201 番のバスと地下鉄に乗り
継ぐだけで分からなかったが、PABT はおよそ上図のよう
になっていることを初めて知った。

時たま利用することになったがトイレ A 周辺はとくに浮浪
者が多く、初めは全く驚いた。しかし一九四番と一九五番の
発着場に近いトイレ B の方はかなり清潔で、その下のエスカ
レータに乗り一階に降りると N.J. Transit のチケット売り場
で、これを東進すると地下鉄の出入口に突き当たることを知っ
た。その周辺の小売店も割合こぎれいになっていたの。Book
Store に入り NY の絵葉書を買うと、黒人の店員が笑いな
が ♪ You have a lot of friends. 110 枚買ったからだろ。So-
cial Science の棚を見たら Archbold Cox の Court and

the Constitution というタイトルの本を見つけて中を開いて
少し読むと面白そうで購入ことにした。コックスは確かウオー
タゲート事件で特別検察官に任命された高名な法律家のはず
である。そのあとバスの切符売場周辺で人待ち顔で立ってい
ると黒人の浮浪者が客の様子をうかがいながらお金をねだっ
ている。一〇分ほどその様子を見てみると、数人に一人の割
合で声をかけていく。最初の女性が 1 ドルやったがあとの人
はすべて無視、仲間と思われる黒人の男性とこそ話を話して
いたが、そのうちにいなくなった。二人の警察が警棒を抜い
てトイレの方へ行ったが、多分通報のあった「怪しい人物」
はもうすでにおらず、「いない」といって帰ってきた。

(b) 一時半になったので少し早いが Gate 233 に行き並ぶ。や
はり不安なので先ほどの係員に尋ねて No.194 のバスはここ
から二時に出ることは間違いないことを再確認する。バスの
運転手に「Travel Directions を示しつつ、そこに来たら教え
てくれと言ったがどうも要領を得ない。そこでままと運転
手の丁度後の席に座ることにした。すると女性客の一人が
Pompton Ave. ♪ Lindsey Ave. を聞っているではないか。
その手許をのぞくと、なんと全く同一の「Travel Directions を持
つる。Excuse me, I've the same directions. Are you

going to Professor George's house? Do you know where it
is? I don't know well. 出発後まもなくその若い女性がまた運
転手に尋ねていたが、結局、O.K. といって後に座ってしまっ
た。およそ三五分着くわけだからと思いつつ、ハイウェイ
をバスにゆられての初体験だった。二時半頃にこの女性がま
た運転手に尋ねていた。しかし、Lindsley Ave. は知らない
から自分で探せと言われて、Come on! とか何とか言ってい
たが、隣の女性客に聞いたのだらう。何とか分かったらしい。
Pompton Ave. に入ったところで左右の Ave. 又は Road の
名前に目を凝らしていると、前方にジョージ先生の立ってお
られるのが分かり、一息ついた。フォート・リイ出発時は予
定のバスにうまく乗れなかったが、それが逆に幸いしたこと
になる。

先客はジョージ夫人を含めて六名だから全員で九名になる。
挨拶をして手土産として大風呂敷状のものと木綿製の handy
な入れもの——これはハンドバッグ代りになり、筆者も重宝
小さな真珠をもと思ったが、これは適当でないと考えて中止
した——をお渡しした。

夫婦のほか若い女性が二人と老人が一人——NYLS で
ジョージ先生の研究室でよく見かけ話したこともある方だが

正体は不明——。それに娘さんと思われる三〇歳前後の女性が一人——高校かどこかの先生をしているらしい——、そして四〇代の夫婦で、夫人の方はバレエを教えている関係で柔道を習ったことがあると言っていた。そのうちにジョージ夫人が筆者の手土産を持ってきて wonderful, very nice を連発。ワインを飲んだあと、早速、感謝祭のパーティが始まった。初めてかと聞かれたので、はい、初めての経験ですと答えた。

席は男女交互に座るのがルールとか。まず全員で横の人と手を握り合って頭を下げるとジョージ先生がお祈りを始める。友人の木ノ協悦郎氏（現関西学院大学神学部教授）のところで毎食事時にお祈りをするが、あれの少し長いものだった。最後に全員でアーメンを唱える。そのあと七面鳥、ポテト、その他が出てくる。皿に盛ったのを各自が適当にとるわけだが、結構おいしかった。食事中は全員で喋り続ける。ヒアリングは少しましになったようだが、やや複雑になると全くチンパンカンパンで、簡単な受け答えはできるが少し複雑になるともう完全にお手あげだった。そのあと家の周辺を少し散歩して戻ると、お茶かコーヒー、そしてチョコレートかアイスクリーム、それに食後酒。はじめて気づいたのだが、窓ガラスの中に日本の障子があり二重になっている感じでふと堺

の家を思い出した。倉敷の絵があったほかは、ほとんど抽象画や水墨画に近い絵がずい分多く壁にかけてあった。和洋折衷という感じで、生花もやや西洋風にアレンジしてあり興味深かった。ジョージ先生はしきりに台所仕事を手伝っていたが、これもアメリカの男性としては普通という。

そのあと食堂横の居間で雑談。老人と娘さん(?)の二人は先に帰ったが、残り五人は七時前までそのまま残った。口数の少なかったジョージ先生が「仕事」のことを尋ねられて俄然喋りだし、団藤刑法総論の翻訳に苦心している、要するに Japanese-German Doctrine に相当する用語 (words or phrases) が英米法になじることが多く、そのために苦労しているというのである。死ぬまでに (if I live enough——) 三部作 (二〇年前に完了の刑訴のほかは刑法総論と各論) を完成できればと言っておられたのが印象的だった。七面鳥をもらってバス停まで行く。一〇分ほど待つとバスがやって来たのでそれに乗る。ジョージ先生は最後まで見送っておられたが、必要なことがあればいつでもどうぞと言っておられた。

(c) バスの中でフォート・リイ行のバスの時間をみると七時四十五分発で、PABTに着いたのが七時四三分。Nice talking to you. I must be hurry, my bus leaves at 7:45. Good luck.

の声を背にして二〇〇番ゲートに急ぐと丁度間に合った。感謝祭の当日で客が多かったのが幸いしたのだが、バスの中でアルコールの匂いがしたのは初めてだった。同席の男の人が you walk here? と聞くので Walk? Oh, work? Yes, NY に到着した初日にタクシーの運転手が日本のカール(車)と聞いていたのを思い出した。余り話さなかったが、この人も東欧系の感じだった。降りるときにも手を振り上げてお互いに挨拶して very friendly。左席の幼児二人をつれた女性がバスの中で缶ビールを飲み出したのには驚いた。飲み食いは厳禁のはず。そのうちにその前にいた若い夫婦が How was your Turkey day? —「Thanksgiving day」には七面鳥を食べるころから Turkey day じゃなく Thanksgiving day と知った。

——と尋ねたのを皮切りに、この若い女性、少しアルコールが入っているのだろう猛烈に喋り始めた。結婚して四年だが八年前から(夫と)付き合っていた等は聞きとれたが、あとはほとんど分からない。降りる客のほとんどが運転手に Have a nice (Thanksgiving) day! と言っていた。商店街はイルミネーションの飾りだらけで、さながらクリスマスamasの感じだった。食事の用意をしていないため「穂高」でラーメンか何かと思って前を通る。Sorry, we are closed Nov.24

Thanksgiving day. とある。帰宅後、準備だけして以上をまとめるともう一〇時四五分。出発は出遅れたがその後は幸運の連続で、まさに人生の吉凶は分からず、ずい分新しい体験をした。

(5) 証拠法 ジョナカイト教授はほとんど不在で連絡ができなかったこともあり、聴講するようになったのは一〇月七日以降のことである。証拠法といっても専ら伝聞証拠に関する講義であり、講義の進め方もさることながら、とりわけ利益に反する供述や夫婦間の秘密交通権の問題に関する講義に接することができたのはまことに有益であった。

以下、かなり詳細にまとめておいた当時の整理ないし復習を下にその一部を再現しておく。

(a) 七時半に起床し、日本茶の旨さをあらためて実感しつつ「それにしてもよくお茶を飲む」、遅れないように早めに自宅を出た。下着をランニングではなくU首の半袖にしたのは初めて(気温は華氏五〇度台)である。九時すぎに来たバスに乗りマンハッタンの摩天楼群を左に見ながら、リンカーン・トンネルを抜けてPABTへ。ロー・スクールには一〇時前に着いた。やはりこれが最短時間で、自宅近くの郵便局横に

九時すぎに来るこのバスがベストで、今後原則としてこれに乗ることに決める。

講義開始一〇分前に研究室に電話したが不在、慌ててA七〇三教室に行き、学生にジョナカイト先生の講義はいつですかと尋ねると、そうです。(Excuse me for asking. Is this professor Jonakait's class? Yes. Professor Jonakait ——)。部屋の外で待っていると一小时前にそれらしき人物がやってきて通りすぎようとしたので、ジョナカイト先生ですか、小早川ですが、もしければ講義を聴講したいのですが。OK、いいえ (Professor Jonakait? My name is KOBAYAKAWA, Visiting Scholar of Japan. I'd like to attend your class and listen to your lecture on Evidence if you don't mind. O.K. there's no problem.)。

やはり一丁度が始まる。中味は伝聞の定義だった。学生の Questions, Answers の形に進めつく。伝聞とは法廷外の供述び云々 (out of court statements. How do you decide whether the statement was made? Cross-examination.)。細かいことは分からないが、専ら伝聞の定義に絡めて例題を示して伝聞といえるか否かの質問が多かった。およそ八〇名の学生で女子学生が四〇%というところか。東洋人は

限り、伝聞例外として許容される。講義は学生との Questions and Answers の形で展開する。コンスピラシーの存在は誰が決めるのか。裁判官です。コンスピラシーを確認するためにどのような証拠を用いることができるか。共謀者の供述から独立した許容性ある証拠です。(Who decides the conspiracy exists? Judge decides. What evidence can be used to establish conspiracy? Independently.) この共謀者の伝聞例外には難しき側面 (controversial aspects) がある。代理承認 (agency admissions) なさの根拠 (rationale) が定かでないからで。

このあと連邦証拠規則 (FRE) 八〇一条 (d) (一) A号の以前の供述の問題に入った。Xが甲には車の色は青だったと言、Zには赤だったと言った。この場合、不一致供述をしているXは信用できない、弾劾のためにはこれを使うことができるが、車が赤であることを立証するためには使えない。不一致供述をする証人は、その真偽にかかわらず damage を与える。証拠規則起草者はモン・ロー上のコンスピラシーを変更する意図はなかった (did not intend to change the common law conspiracy)。FREは不一致 (inconsistency) の定義をしていない。A号のその他の手続 (other

二名であとは全員白人、ジョナカイト教授はジョークまじりに講義を進め、一部の学生もこれに対応して和気あいあいとしていた。ジョージ教授も同じだが両者とも板書は一切ない。年輩の学生のいることも同じ。専ら定義——hearsay 可否かの問題に終始したが、これで case が出てくるとより分かりやすくなる。早く校正と原稿をすませて、十分に予習をして出席したいもの。捜査と証拠の講義をこれから一年七ヶ月にわたり聴くことになるわけだが、本や判例集でしか知らなかったアメリカ法を直接耳から聴く機会に恵まれたことはまことに嬉しい。「現場」の見学等は慌てる必要はない、とにかく少しづつヒアリング——内容自体はほぼ完全に分かるはず——に慣れることだ。なお、学生の方も一部はともかくとして、それほど「デキル」わけではなく、当然のことながら筆者の方がはるかに知識がある。講義を聴いていても、楽しくやっているとはいえず、中味についての学生の反応はもう一つの感じだった。

(b) 一〇月二日は、前回の続きでいわゆる共謀者の供述の伝聞例外 (co-conspirator's exception to the hearsay rule) である。共謀者の供述はコンスピラシーの継続中に、それを推進するためになされたものでかつ独立の証拠がある場合に

proceedings) は当初すべての以前の不一致供述 (all prior inconsistent statements) を実質証拠として許容しようとしたが議会がこれを退けて限定した。

これらはすべて既知のことで格別目新しさはない。よく聞き取れない部分が多いが、いずれにせよ内容自体は初歩的である。次回は以前の証言 (former testimony) を取り上げることで聴きたいが、ジョージ先生の講義とかち合うのであきらめるか。昼食はPABT内の店で一・四ドルのホット・ドッグを食べてすませ帰宅した。PABTは相変わらずホームレスが多い。バスの入口でお金をねだっていた若い男性黒人がいたが、時々地下鉄の車内で歌をうたって金をねだったり、ペンなどを売るホームレスもいる。この人たちは何かをすることによって「稼ごう」とする気持があり未だしもだ。名古屋の地下鉄構内にはかなり多くの beggars がいて驚いたことがあるが、彼らはただ寝ているだけで、NYのそれとはかなりの相違がある。

帰宅後、講義内容を整理していたところ、隣が騒々しい(工事の音)のでドアを開けると、隣のG夫人、今朝ドロボウに入られたという。宝石と現金、それにカセットなど目ぼしいものだけを持っていかれた。朝九時一〇分から二時間ほど

留守にして帰ってくるとドアが全壊で怖くて中に入れなかったで、「主人に連絡した」というのである。以前にかなり離れた韓国人の家でドロボウに入られたと聞いたことはあるが、このあたりでは全く初めてのことらしい。怪我がなかったのは不幸中の幸いだが、お互いに用心せねばなるまい。関係がないかもしれないが、この一ヶ月ほどの間に、このテラス内で若い男の物売りがあり、売れるはずがないのに（二回ともドアをあけたが、一回目は新聞、二回目はチョコレート）おかしいなと思ったことはあった。あるいは今日、隣の男（筆者）がネクタイをして九時前に外出、隣の奥さんは子供を学校に送り九時一〇分に再び外出したのをどこかで見ていたのだろう。警察官は指紋もとらずありきたりの調査をしただけだったらしい。それにしてもドアを壊して入るとは、当然道具は持っているはずで、素人ではないし、おそらく一人ではあるまい。しかも白昼九〜十一時頃のことでもあり、余程手早くやったのだろう。筆者が留守であったことは幸いといえるかもしれないが、ドロボウ君、いろんな後遺症を残してくれた。

(c) 先週の以前の証言 (former testimony) は聴き取ったが、今日は偶然「利益に反する供述 (statements against

interest)」と「臨終の供述 (dying declarations)」について興味深いテーマである。

まず利益に反する供述については、人は本当でなければ供述時に自己の利益に反する供述をする動機 (motivation) がないとの理由で伝聞例外とされる。しかし多くの問題が残されている。とくに mixed statements¹、すなわち一部利益、一部不利益の供述の問題があるが、これは case by case で判断するほかない。刑事上の利益に反する供述 (against penal interest) についてはホームズ裁判官 (Mr. Justice Holmes) がドネリー (Donnelly) 判決で、殺人の自白ほど利益に反するものはないと批判した。連邦証拠規則の起草者は妥協策 (compromise) として、補強証拠のある場合に限り、これを伝聞例外とした。では、友人に対し人を殺した旨告白した場合はどうか、「フランクと私が彼を殺した」と言った場合はどうか。この最後の問題は、結局、捜査官に迎合 (curry favour with) してなされたと考えられるときには許容できない。臨終の供述については、最も古くからの伝聞例外 (the oldest hearsay exception) であり、ロモン・ローでは殺人 (homicide) に限定しつつあったが、連邦証拠規則はこれを拡大した。その他、精神状態の供述やその他の伝聞例外について

も少し言及していたが、短時間の説明でもありよく分からなかった。伝聞例外を個別的に取り上げていたが、いずれも全く表面的な説明に終始していた。

(d) 珍しく七分遅れで登場、ワイシャツ姿でノータイだった。最初は全く分からないまま聴いていると、これは伝聞といえるか。彼は記憶について語っている。自己の記憶に関する証言です。これは許容できるか、は、本件ではいけません。 (Is this hearsay? He is talking about memory, testimony of his own memory. Is this admissible? Yes, in this case it is. Why?)

これで大体分かった。いわゆるメモの理論を扱っているわけだ。メモを見せられて記憶にはないが、当時真実のことを書いたのは間違いないとった場合 (I don't remember, but correct when it was made) あるいはメモを見て当時のことを思い出して証言する場合がこれで、一定の要件の下に伝聞ではないから許容できる。日本では確かこの二つに分けて論ずるのが一般的だが、ジョナカイト教授は、①単なる記憶 (simple recollection) ②記録にある過去の記憶 (past recollection record) ③思いつ出した現在の記憶 (present past memory) の三つに分けて説明していた。例によって A

の連続で細かなところが不明だが、それほど深く論じているわけではない。

次が業務記録 (business records) で、例えば電話番号がこれに当たる。要するに、①記録であることを認識し (with knowledge of the record) ②業務の通常の過程で作成された (written in regular course of business) ③正規に保管されている (kept in regular) 場合には信頼できる情報 (reliable information) といふ許容である。これは「police record」かどうか。これは伝聞だが、矛盾供述を警察官に言った場合はどうか。この場合、不一致 (矛盾) 供述をした証人を弾劾するためには利用できる、あるいは admissions として許容されることはある。

メモの理論はまとめる予定であるだけに前回聴きそこなったのは残念だが、来年もあることだし no problem。日本では業務の通常の過程で作成された文書は伝聞例外とされているが、その母法がアメリカ法である。このあたると自分、伝聞の例外を個別的にとりあげていくのだろうが、今日のところは初歩的な説明に終始している。

(e) 研究室へ行く時間がなく、そのまま A 七〇三教室に入るとほとんど学生がいない。キャンセルかなと思っていると

場所が違わらしく、外のドアを見ると張り紙があり今日だけ A 四〇一で meets (meeting?) とのこと。定刻に年輩の夫婦が案内されて入ってきて端の方に座った。多分この人はスピーチに來ているイスラエルの裁判官かもしれないと思っっている。とジョイカイト先生登場。手招きして両側に散らばっている学生をほぼ真中の席に集め、Any questions or comments のあと今日のテーマのいわゆる特権 (privilege) について、医師と患者間、弁護人と依頼人間、夫婦間には証言を拒否する特権が認められているが、これはコモン・ローに由来すると説明する。まず医師と患者間、弁護人と依頼人間の特権について、これは前回の続きかもしれないが、要するに「特権」があるということだけでよく分からない。日本ではほとんど問題になることがないせいもあるが、要するにこちらにまとめた論文がないためだろう。ただ、その範囲に関して controlled group test, subject matter test の見解の対立があり、前者が多くの特権の立場だが、批判が強いとの説明が分からないまま聴き取れた。

次が夫婦間の特権 (Husband-Wife-Privilege) である。これはロッキード事件の「ハチさん」騒ぎに関連してアメリカ法への判例紹介を利用して論文をものしたことがあるだけに

でも保護されるが、親子間にはそのような保護はないというのである。この回答は十分でないし、またほとんど回答というようなものでもない。手前味噌になるが率直に言って、筆者が七、八年前にアメリカ法で「Trammel」判決を紹介した際の解説の方がすぐれているように思われた。(小早川「配偶者の証人適格——アメリカ法について——」名城法学三一巻二号、同・アメリカ法一九八二年 I 号八九頁以下参照) 日本では親子間はもとより同居中の親族も証言を拒否できる。「情誼」によると説明されているが、この問題も詰めていくと面白い。アメリカ社会の基盤のようなものにも突きあたるだけに、ヒアリングの問題もあるが、もっと詰めて欲しかった。もっともロー・スクールといっても学生相手の講義だからこの程度で十分といえるのかもしれない。

(6) 捜査法

ジョージ教授の講義は当初から聴講し、その内容は必ず当日に整理することにしており、改めて読み返してもまことに有益である。以下、その一部を再現しておく。

(a) 八九年一〇月五日のことである。研究室で留学期間一年延長の許可願いのためにジョージ先生に渡す文章を少しまとめたあと、一一時前に A 四〇一教室に出かけたところ、ジョー

十分に分かった。要するに、夫婦間にはこの immunity privilege があり、証言を拒否できるが、積極的に証言に応ずる場合には相手方はこれを阻止できない。コモン・ローでは夫婦は一体であるとの考えに基づき配偶者に不利にも有利にも証言できないとされていたが、Hawking 判決(一九五八年)で有利な証言が認められ、Trammel 判決(一九八〇年)では不利なことを証言できるとされた。ただし、夫婦間の秘密交通権 (confidential communication) はなお残っているから、両者の communication については相手方は証言を阻止する権利があるというのである。

Q・A でおもしろかったのは、この特権の本来の趣旨は婚姻制度の保持にあるが、不利な証言をしようとすることはすでに婚姻関係が崩壊しているからに外ならず、保持する婚姻関係が存続しないことになる。このあたりは十分に分かる。そのあと、では子供は両親に不利に証言できるか、また、逆はどうか、これはできる。これに対して学生が、同じ家族なのにおかしいではないかと質問した。ジョナカイト教授の答えは、そのような特権はアメリカにはなく (There is nothing in this country)。要するにアメリカでは夫婦間の秘密交通権があるから、その限りにおいて夫婦であったものは離婚し

ジ教授はすでに来ておられた。一一時になると早速講義が始まる。本学でのことを思い出し反省することしきりだった。テーマは、国境での捜索 (border research) で通常の高い合理的疑いの基準 (high standard of reasonable doubt) は必要ではないとした最高裁判例の分析が中心だった。帰って調べたのであるが、おそらくこれは国境での身体拘束は単に合理的な疑いで足り、消化器官利用の麻薬密輸入容疑者の長時間にわたる排洩時までの拘束を修正第四条に違反しないとした一九八五年の United States v. Montoya De Hernandez (105 S.Ct. 3304) のことだろう (名城法学三一巻別冊四二二頁参照)。先生も確か Montoya と言っておられたはずで、Border Search については一度まとめてみようと思っていただけに一つのきっかけではある。学生数はやはり八〇名ほどで変わりなし。一二時三五分に講義終了。

(b) 一〇月一七日の講義も定刻の一二時丁度には始められた。連邦と州との管轄権の問題が多い。第四修正に関して Winston 判決が出てきた。例の弾丸摘出手術に関する最高裁判例である。身体の侵襲、身体の不可侵性 (invasion of the body, bodily integrity, victim's body, blood sample) 等なじみの言葉が多いが細かなことが分からないのが残念。

reasonable cause (or ground) to believe は相当な理由 (probable cause) と同意義との指摘は参考になった。その他、Gate 判決、Watson 判決など、聞きおぼえのある判例が多いが、なおしばらくは「慣らし運転」でよろこぶ。

(c) A四〇一教室でやはり定刻の一一時に開始、「逮捕に伴う車の捜索 (vehicle search incident to the custodial arrest)」が主題で、例によって設例形式で質問して行く。①運転者 (occupant) 逮捕後にそのまま車を捜索できるか。②窃盗の通報を得て逮捕した場合はどうか。③車の積荷 (cargo, compartment) はどうか。④車の中を覗き込むと偽造の車両ナンバー (vehicle identification number) があった場合はどうか。

これに対していつも常連の学生が順次答えていくが、筆者の目前にいるオバサン (三〇代後半か) はいつもながらもう一つさえない。論点が分かっているようにである。個々の単語は専門用語を含めてよく分かるが、そのつなががよく分からぬ。Questions thus far? Visible through window shield, blood stain items. What can officer do? They have to get warrant. 5分、テリー判決は表通りでの事案です。(Terry is on the street.) Key Question (issue) is the police officer

can——. No constitutional right to destroy evidence. などの言葉が飛び交う。第四修正は premises 等に関するもので vehicle は本来別の領域で車は輸送手段 (transportation means) だから、このことは注意しなければならない。Segura, Santana, Thomas, White などの判例が引用されるが調べる必要あり。学生が答えるが、時にそれに関する根拠となる判例は (What is the authority for it?) の質問があったりする。やはり判例法ならではのことで、次回からそろそろ予復習の要あり。

研究室でヒゲをはやした professor と三度も出くわし、帰る時は同じくが see you well (よく会えますねの意だろうか、well と言ったと思う)。この人いつもニコニコしていて気持がよい。こうして次第に顔なじみがふえていくのだろう。昼食はチャイナ・タウンの馴染みの飲茶店ですませた。ラーメン (soup with noodle) と点心の小皿三つで七・五ドルだった。きれいな店ではないが、食べ物には実に旨い、はやっているのも頷ける。

帰宅して整理していると外で大勢の子供の声がする。一〇月三十一日のハロウィーン祭 (Halloween day) 時に子供たちが近所を各戸訪問してキャンディをもらう習慣のあることは

知っていたが、その中に日本人の子供がかなり混じっているのには驚いた。ハロウィーンの真似事が日本でもはやり始めたのはアメリカ生活の経験者がふえたのが主因ではあるまいかと思いつつ、キャンディの用意をしていなかったたので小銭 (二人二五セント) をあげる。五人ほどいたろうか、小銭がなくなってしまったので、最後にきたアメリカ人の子供には一ドル紙幣を渡した。面白いのは子供のうしろに親がついており、Wait a minute, I have no candy, so here is one dollar.

というて渡すとその親たちが「Thank you. という。そのあとまたアメリカ人の子供たちがやって来たので、やはり各一ドル渡したが、これもなくなってきた。最後に小さな日本人の子供が来たので止むなく残りの一〇セントをあげると「ああ、これ ten penny だ」「もうなくなっただよ」「わたし英語習ってるのよ」と横の女の子。「もうなくなっただよ」と言っで全員引きあげた。あとで調べると、セントのことを米俗語で penny という。これも新しい経験だった。

(d) ラジオの時計セットがサマータイム時のままであったため六時の音楽で目覚める。早すぎるのもうひと寝入りしたところ八時三〇分だった。九時のバスには間に合わないため次便の九時二六分に決めて朝食 (ミルクティー、ブロッコ

リー、パン二つの一) をすませる。ジョージ教授は定刻の一時に登場し二つの判例のコピーを配布した (一部をもらい帰りのバスで読む)。今日は専ら申立適格 (standing) の問題だった。

まず権利放棄 (waiver) につき少し触れ、これまでのところで何か質問は (Any questions thus far on this) と聞いた後、本題に入る。standing は放棄ないし捜索の同意とも絡んでおり leading case ね Matlock (同棲中の女性の許可を得て寝室及び closet を捜索し被告人に不利な証拠を発見したという事案) で、その女性は被告人とともに共同して部屋支配権がある (she has the shared control over the room) というのが判断基準になると説明したうえで、①同意 (consent) を得て入ったあと、もうダメ帰ってくださいといわれたらどうなるか、②居間 (living) はいいが台所 (kitchen) はダメの場合は、③被告人が子供の場合、両親は許可できるか、④逆に被告人が両親の場合、子供はどうか、ホテルの清掃係が「物」を見つけてマネージャーに知らせ、マネージャーが警察に通報した時はどうか、等等と質問が続く。その間に Let us come in and look around? Wait until occupant comes back. One Judge majority. (五対四の判決のついでに) Matlock

setting. What else could they (officers) do? What's the key issue? Do you have standing? warning requirement, waiver of Miranda rights. などの表現があった。

そして最後の一分五秒くらいで排除法則 (exclusionary rule) をとりあげ、その根拠は、違法行為の抑止 (deterrence) と廉潔性 (integrity) です、それに対する反論は、と続く。この部分は全く初歩的だが、QA、QAと続くやり方は参考になる。なお、判例のコピーをもらう時に気づいたのだが、やはり席順は決まっている。正面机の上に各自の名前を記載した一枚の紙があり、時々先生が答えた学生の名前をチェックしていた。多分この紙に印をつけているのだろう。満席のはずだがよく見ると一割程度の空席がある。しかし出席率は良好で日本とは異なる。

(e) 今日も定刻の十一時に始まり一五分超過の一二時三十分まで講義が続いた。まず先回の排除法則に関する講義の復習から始まった。①警官の違法行為に対して民事訴訟では不十分でほかに救済方法がない。②排除法則の存在自体が警官の態度に影響を与える。③最高裁の多数意見 (majority) は排除法則は憲法と不可分 (integral part) ではなく、司法上創設された救済手段 (judicially created remedy) であり、

したがってその範囲を限定できる旨繰り返している。④以前と比べて、その適用範囲はかなり限定されて (much narrower) おり、ミランダ法則 (Miranda rule) もしかりである。

このあたりは十分理解できるが、次のところが全く分からない。じっと耳を傾けていると情報提供者 (informant) の証言に基づき治安判事 (magistrate) が令状を出す、その情報提供者の信用性判断をめぐる問題であるらしいことが分かった。しきりに出てくる Franks case doctrine (rule) や Gates case を知らないため、論点の理解がきわめて不十分だった。次がいわゆる申立適格 (standing) である。これについては少し前に出たジュリストで重要判例解説を書いたときに一連の関連判例を読み、一部を翻訳するなどしていたため Rawling とくに Jones が指導的判例であってプライヴァシーの合法的期待 (legitimate expectation of privacy) を有する者だけが証拠排除の申立ができることは知っていた。おおよそ大体諒解できたのはそのためである。

このあと、被告人は証言を拒否できるが、証人台に立った限り、通常の証人と同様に弾劾されるとの説明があった。その他、ジョージ先生が頻繁に使用される表現は、今までのと

ころで質問はありますが、やはり違いますね、そうですね、その通りです、すみませんもう一度言って下ろさ、Gates 判決の基準を満たしている、自動的申立適格とはどういう意味ですか、申立適格の举证責任は (Questions thus far? It seems to me absolutely not. That's right, very clear. exactly, exactly. I'm sorry ↑ These items met Gates. Automatic standing, does it mean? What's the burden of standing.) などであった。

(f) ラジオの音楽で七時二〇分頃目覚める。九時一六分始発のバスに乗り地下鉄 A 線を経て研究室へ。NYLS の建物の横のビル三階全体がロー・スクールの別館のようになっていたため、他の事務所の人達と同居している。エレベータと一緒にすることが多い。過半数は黒人だが全く抵抗感がなく、いわゆる学園都市でないことが反って勉強になる。

A 四〇三教室で待っていると、ジョージ先生、五分間遅れて来られた。初めてのことである。まずその申立適格について、何か質問は (Do you have questions on the standing materials? O.K.) 排除法則の適用を主張するためには、まず申立適格 (standing) がなければならぬ。憲法違反はない、むしろこれは基本的に訴追側に举证責任がある (basically

it rests on the State, burden of proof on the state)。次に「善意の例外 (good faith exception)」を取り上げた。Sheppard & Leon の両判決をとりあげ十分に経験を積んだところへ警察官 (reasonably well trained experienced police officer) であれば令状が有効と信じて執行したのであれば、後にその令状が無効とされた場合にはいわゆる善意の例外として排除法則の適用はない。

最後のテーマが「不可避免的発見の例外 (inevitable discovery exception)」である。被告人ウィリアムズの自白一五分後に、被害者の死体が発見された (after 15 minutes of Williams' confession, uncovered the body) という事案であるとして、この一五分後に発見という点をしきりに強調しておられた。では、なぜ、不可避免的発見の場合に許されるのか。少し先輩の女子学生が独立源で (independent source —) そうです (That's right.) として Segura 判決をあげて汚れのない活動 (untainted activity) によって入手したのだから許容である。Wong Sun 判決の稀釈の例外では違法捜査との関係がないため証拠排除はできず (can't be ordered)。しかし、不可避免的発見の残された問題 (remaining issue) は仮定性 (hypothetical) である、したがって Williams 判決

は sweeping exception ではなく本件事案の下 (in this particular setting) においてのみ適用されるとしたうえで、死体が地中五フィートに埋められていたらどうですかとの質問は面白かった。要するに申立適格と憲法違反があり、かつ善意の例外や不可避的発見などの例外に該当しない限り排除されることになる。

Williams 判決が出てきて嬉しかった。前々から思っていることだが、判例の重要な文言は暗記する必要がある。拙稿中に原文を挿入しているのはその準備でもあるが、より積極的口をつけて出てくるようにしなければなるまい。今までの一連の判例研究はやはり的を射ていたことを痛感するとともに、連邦証拠規則を詳細に追いかけたことも正解と思われた。前々から痛感していることだが、さらに馬力をあげてやることの裏付けを得たようで嬉しかった。

(g) 十一月一日もやはり定刻の十一時にジョージ教授は来られた。まず復習である。申立適格 (standing) があり、かつ違憲性 (unconstitutionality) が明らかになると、善意の例外、または稀釈、独立源 (good faith exception, attenuation, Independent Source) に該当しない限り果実として排除される。今までのところで何か質問はありませんか。

革を説明しただけで終わったが、今回はこれが中心になるのだろう、非常に興味深い。

(h) このあと数回続けてミランダ関連の講義が続いた。まず一月二三日のことだが、明日は感謝祭のため出席者はいつもより少ないのではないかと思っていたところ、ほとんど変わらない。ジョージ先生は初めて上下違いのスーツ姿で登場、まずは自己負罪拒否特権が本日のメイン・テーマだった。

被告人は一切の証言を拒否できるが、一たん証言すると他の証人と全く同じ立場となる。これに対し証人は自己に刑事責任を科すおそれのある供述のみ証言を拒否できる。要するに証人の特権 (witness privileges) と被告人の特権 (defendant privilege) とは異なる。証言に限られるから血液などは別途第四修正や Rochin 判決のデュー・プロセスによって保護されることはあっても、第五修正の及ぶところではない。Schmerber 判決や Winston 判決をあげて血液や bodily substance (弾丸の事例) はこの特権とは関係がないことを強調していた。このほか Kastigar 判決を引用しつつ特権の範囲や Tax Return やらには大陪審による捜査とのかかわりを説明していたが、これはよく聞きとれなかった。さぶに免責 (immunity) を与えられると負罪はあり得ぬから特権はない

じゃあ次の問題に移ります。(Any questions thus far? All right, then, let's switch.)

大陪審手続および Civil Action には排除法則の適用はないとしたうえで、次に連邦法と州法との関係につき、とくに盗聴 (eavesdropping, wiretapping) に関して Katz 判決とのかかわりが問題となる。要するに連邦と州は別で、とくに州の制定法は合憲性が一応の前提となっており、制定法の文言ないしその意味が重要となると指摘して具体例をあげて説明するが、これはよく理解できなかった。学生の方は講義中も相変わらずコーヒーやコーラなどを飲んだり、菓子パンのようなものを食べている。

一月二二日の講義は前の続きで、要するに盗聴に関する一九八〇年の制定法の解説であった。これはやはり原文を読まないとうしろもなすが、Financial Privacy Act との兼ね合いが問題の一つの争点であった。この制定法の内容も未知だが、要するに盗聴が一定の要件の下に許されたとしても、ブライヴァシー保護とのかかわりが問題となるわけだ。ただ盗聴についても Satellite Communication なども cover されるので、国益とも絡んでその範囲は広く深い。最後の一五分間でミランダに入り、修正第五条の自己帰罪拒否特権の治

という。このような初歩的な指摘で終ってしまった。

ミランダをフォローしてくれたら有難かったのだが、むしろ特権の沿革や範囲も重要であり、講義としては欠かせない。果して次回はどうな内容になるのかと思いつつ、少し早めに P A T へ。明日のジョージ先生宅へのバス乗場を確認しておいた。とにかく広すぎるので念のため先に確認しておいたのである。

(i) 感謝祭後の一月二八日(月)は定刻に自宅を出たものの、タッチの差でバスに乗り遅れる。A 四〇一教室に一時一〇分に着いた。初めての遅刻だがむしろん講義はすでに始まっていた。ミランダがテーマである関係で映画(TV)に映し出す)を用いて、その合間合間に説明を加えていた。まずミランダ法則の original concept について、身柄拘束中の内在的に強制的な雰囲気除去するには弁護人の立会が不可欠と広く周知のことを説明し、その後 Escobedo や Miranda の対比のあと Tucker, Mathew, Innis など周知の判例が出てくるが Marlow, Taylor など不明な判例もある。やはり判例法だから、質問は、例えばミランダ関連で他の先例は (other precedents in the Miranda context) など、指導的判例 (leading case) を問う形なのが圧倒的に多い。ただ、一九

八四年のMcCarthyでTraffic Stopが問題となったとの指摘もあったが、これは全く知らないケース。ある女子学生が、不可避的発見のWilliams判決（ただし第一次）をあげたところ、ジョージ先生は、いや違う、あれはミランダとは関係なく、修正六条の弁護権の問題と即座に否定したのはよく分かるので面白かった。その他probation officerの場合にはミランダ警告は不用などの判例をあげたあと外国での取調べ（たとえばカナダの官憲に自白した場合）はどうかなどの質問があったがよく分からなかった。いずれにせよ、四半世紀を経た一九九一年あたりでミランダをまとめてみる必要を痛感した。

一月三〇日も、まずwire tapping statuteを配布すると言って、全員にホッチキスでめた一〇枚ほどのノブを配ったあと、前回に続いてミランダ関連の講義が始まった。前回と同じくビデオを利用しての講義だが、ビデオが始動せず、西部劇スタイルそのままで帽子をかぶってやってきた係員も別に詳しく調べるまでもなく、「ダメです」の感じでビデオは中止となった。

講義内容は前回の続きで外国官憲による取調べとミランダとの関係だが、これは全く分からなかった。ただ、414 F.2d

595 (1980) に関連判例があるとのことだった。続いてミランダ判決後で、まずは公共の安全の例外 (public safety exception) を肯定したCharles判決を取り上げていた。これは逮捕前「武器はどこだ」と聞いてからミランダの諸権利を告知した事案で、ミランダに違反しないとしたもの。これと不可避的発見の例外を肯定したWilliams判決とが対比されたのは面白かった。その他Tucker, Escobedo, Edwards, Smith, Henry, Massiahなど周知の判例が出てくる。

Robinson, Jones, Mirrorなど不案内のものもあるが、争点は完全に分かる。やはり判例法である。ジョージ教授の質問も、では先例はの問に引き続いて、まず事案を述べて、この場合証拠排除の申立は認められるか、で先例は(Should the motion be granted? Yes. What's the court's precedent?)と続く。要するに、Yes, Noだけではダメで、その回答に対する先例ないし指導的判例をあげる必要がある。日本で制定法の条文を取り上げると同じだ。さいごに第四修正（不合理な搜索・押収）、第五修正（自己負罪拒否特権）、第六修正（弁護人確頼権）を混合せず、それぞれの一連の判例の整理の必要性を強調されていた。

(i) ミランダ関連の講義を聴いていて、やはりミランダ二

五周年の一九九一年頃にミランダ法則云々とも題して、一連の判例をまとめることの必要性を再確認した。Escobedoまでのミランダ以前、そしてミランダの全文、そのあとミランダの定着までの主用判例をフォローしてCharlesなどの限定判例を紹介することで十分だろうが、Waiverやその適用領域 (probation officerや少年事件の場合等) にも触れておく必要がある。いずれにせよ判例法の典型例で日本法にも大きな影響を及ぼしたものであるだけに、きちんと押さえた作業は必要不可欠。反覆自白にも触れておかねばならないが、これは毒樹の果実論でとりあげた方がベターか。

一月二七日の最終講義でもミランダ関連の講義が続いた。

この日は熊本大学の江藤孝さんの希望で一緒に聴講した（本稿（五）本誌四七巻一号一二二頁以下参照）。なお、講義の初めに日本から来客があり、井上東大教授からのメッセージがある旨伝えたところ、驚かれた（Professor George, I have a guest from Japan, today. He has a message from professor Inoue of Tokyo University, Oh.）が、むしろ聴講は認めてくださった。講義のあと江藤さんが日本からのおみやげをお渡しした際、二人が互いに「おじぎ」をしたので学生が興味深そうに見ていたのが実に面白かった。

ミランダ関連については当然供述すべきなのに黙秘したとき、この黙秘の事実を被告人に不利に使えるか、逮捕前は可（Anderson判決）だが逮捕後はできない。これは周知のこと。その後Edwards, Massiah, Henryなどの諸判例をあげたあと、放棄（Waiver）に関してPatterson caseをあげ、例えば弁護士が「喋るな」と言ったとしてもこれは放棄を認定するための一要素にすぎないと説明していた。免責（Immunity）について、いわゆる行為免責と使用免責（Transaction Immunity, Use Immunity）の区別を強調、前者はおよそその犯罪で訴追されないこと、後者は被告人の話したことを使用しての訴追はできないという周知の説明であった。最後に面通しでの犯人識別 (lineups identification) に関してGilbert, Kurbyなどの判例をあげて、一定段階での弁護人の立会は識別手続が公正かどうかを判断するのに不可欠であるというこれも周知の説明であった。最後に十二月一九日（月）一時半から質問を受ける（テスト前の一括演習のようなもの）旨学生に連絡して終了した。

ちなみに、この間の一月二九日に、ほぼ以下のような内容の日記が残されている。自宅での昼食時に「ふと昔Sがフランス留学中に甥の幸男とともにT、Oをつれて長野県更級

市にある和田の家に行ったこと」「そのあと同僚の上野さんが定宿にしていた長野県上田市のますや旅館で武知夫妻らと合流、ずい分楽しかった」ことが思い出されてきた。そして奈良の自宅に帰宅すると待ちかまえたようにジュリスト編集室から電話があり、五三年九月七日の違法収集証拠に関する大阪覚せい剤事件の特集号の執筆依頼を受けたこと、そして書き上げたものの全くお粗末で書き直したが、やはりダメ、締切りのため止むなく提出したが、実力以上のものは書けないことを痛感し、その後違法収集証拠の問題を手がけることになった。あの恥ずかしいことがなければ毒樹の果実論に手を染めることもなかったわけで、その意味では勉強になったが、あの当時、面をあげて歩くこともできないほど恥ずかしかった鮮明な記憶がある。毒樹の果実論を証拠法研究第二巻にまとめる際にこのことには是非簡単に触れてみたい。」このような記述が残されている。本稿執筆時に改めて当時を振り返りつつ、毒樹の果実論の上梓の決意を新たにしているところである。

(k) ジョージ先生の講義に接した最後の機会は九〇年二月五日であった。最初は全く分からなかったが、次第に講義内容が分かってきた。排除法則は私人の行為には適用なしの続

きで、空港での検査 (air port security) をとりあげたもので、その内容は、およそ次のとおりであった。

mental detector 等を使って screening が行われるが、航空会社の職員がする限り——むしろ例えば、政府が Would you please do this などと頼んでやらせる場合には State action となるが——通常は全く問題がない。ここで質問あり、「I was just curious」(不思議に思うのですが、程度の意味だろう、以前にも二、三度聞いたことがある)、空港の敷地は政府のもの (Airport is owned by Government) なのになぜ関係がないのか。ジョージ先生曰く、所有者が誰であるか、あるいは public place であるかは無関係である。確かに delicate な場合もあるが、mere fact of public place かどうかだけでは関係なし。他に質問はありませんか (Any other questions? No?) 皆さんエキスパートになりましたね。

では次に、令状は誰が発付するのか (Federal) Magistrate です、何のために Probable cause を判断するためなのかでは申請者は何を確証しなければならぬのか (how can that be done? What is the key moment? What kind of warrant, yeah, Search Warrant, Arrest Warrant or both) などのQとAが続く。その間に「summon や subpoena と

warrant との相違は重要です」「市長は令状を発付できる (a mayor can issue a warrant)」本来、令状を発して拘束 (または釈放) するのは行政行為で司法手続ではなかった。イギリスの歴史では治安判事 (Justice of the Peace) は国王の代理人の裁判官が巡回 (circuit) してくるまで身柄を確保するのがはじまり云々の説明があった。最後に probable cause の判断にあたり二段階のテストが必要だが、Gates case で全体の状況のテスト (totality of the circumstances) の方法が導入されて、Spinelli case は否定された云云のところ七時半になり終了、ずい分有益と思いつつ辞去した。

(7) 比較法 ジョージ教授はNYLSで日本や中国を対象とした比較法をも担当しておられるので何度か聴講することにした。興味を覚えたその内容の一部を再現しておく。

(a) 八九年一〇月三日のことである。午前中にニューヨーク・タイムズの abortion 関連記事などを整理したあとバスでロー・スクールに出掛けたところ、前の大型トラックが電話線(?)を引っかけ立ち往生する事故に出会い、一時はどうなるかと思ったが、バスは大きく右回りして大した遅れもなくP A B Tに着いた。地下鉄は八二年には見渡す限り落書き

(graffito) だらけだったが、八九年にはほとんどなくなり、ずい分よくなった。是非地下鉄を利用して欲しい旨の交通局からのスペイン語の宣伝文に接した。確かによくなったのは事実である。事務室へ行ったあとロー・スクールのB四〇五教室入口の掲示板をながめていると後からHow are you this evening の声、ジョージ先生である。比較法として日本を取り上げた講義で、男女各四名の計八名が受講者で、一名のアジア系女性を除くとすべて白人だった。もっとも、かなり混血しているので確かでない。大体揃ったところで、前回の復習のあと、まずジョージ教授が口火を切り、それに対して学生が質問したり答えたりするのはいつもと同じで、要するに学生との問答が中心の講義である。

まず、情状酌量の余地のあった事件なのだろうか、夫殺しで執行猶予三年の事案を取り上げていた。子供は量刑の際に何らかの役割を果たすのかとの女子学生の質問に対し、ジョージ教授が Family so surrounding (??) は考慮しようと思えていた。次に家庭裁判所 (Family court) の問題に入り、地裁と同格だが管轄 (jurisdiction) が違う、調査官のほかヴォランティアの調停員 (arbitrator) による informal consultation の役割が大きい、日本のような non governmental official

の一例として駐在所（家族も起居を共にしていた奈良県下の自宅近くの駐在所を思い出す）をあげて、警官は住民の日常生活の相談員でもあり、警官に対する接し方が日米で異なると説明していた。大都会で急速に変わりつつあるが、駐在所はそのような役割を果たしていたことは確か。警官に対してはアメリカでは *hostility* で親しみを感ずることはないと言学生が答えていたが、排除法則のあれほどもでの徹底化の背景事情の要因としてまことに興味深かった。女子学生が *Geisha girl* の売春 (*prostitute*) を取りあげて質問したところ、ジョージ教授は巧みに、それはともかくとして法機関レベルでは云云に引き戻し、異文化 (*different culture, gap in culture*) を強調しつつ、*Gaijin* は *outsider* であり、日本では謝罪 (*apology*) がきわめて重要な役割を果たしているなどと解説していた。さすがジョージ先生、前々からやりたいと思いつつ果せないでいる比較文化論の勉強も不可欠で、勉強の要ありを痛感し、すごく刺激を受けたことは間違いない。あと七八回だが最後まで聴講したい。

(b) 今日（八九年一月二日）の講義内容は、日本がなぜオイル・ショック危機 (*oil shock crisis*) を克服できたかがテーマである。要は通産省 (MITI) の行政指導が奏功

多いと思ったら今日が最終講義であった。

「タテマエ」「ホンネ」の日本社会というのがテーマだった。東欧ではあのように民主化の動きが進展しているのに北京ではどうしてダメになったのか、日本と中国とはどのように違うのか等の質問があり、東欧社会では民主主義 (*democracy*) の経験があるが中国は全くそのような経験がない (*never*)。先の自由化を求めるデモでも欧米型のものかどうか不確か。中国では農村人口 (*rural population*) が大半であるのに対して、日本は都市人口 (*urban population*) が多いし、明治時代にすでに云云の説明があった。このほか一九九七年の香港返還の影響などにつき質疑応答があり、さらに在日韓国人の問題や、日本駐在のアメリカ軍人——とくに日本人との間の子供——の文化的影響などの話もあり、聞き取れないところが多いが有益なことに変わりなし。

ただ、日本では研究者養成の大学院レベルになると英、独仏の原文を読みながらの比較論だが、こちらでは英文（誰かが紹介したものにすぎない）で日本の問題を論ずるところに大きな限界がある。最後に今度の試験、がんばって下さい (*Good luck!*) とジョージ先生。学生が全員拍手していたがこれは初めての経験だった。日本では（正確には本学の一部

したということだが、「天より (*descending from the Heaven*)」で五〇代前半の高級官僚が有力民間会社の重役 (*Executive*) に迎えられる、東大出身者を中心としたいわば官民の中に *new family* とでもいうべき緊密なグループがあり *harmonial relationship* を形づくっている。また許認可権は強力で、そのため行政指導は事実上の拘束力を有するということだった。余り関心のない分野だが、やはり刺激になる。ジョージ先生は比較日本法のいわば *pioneer* だが、その活動領域は非常に広く、日本法はあくまでその一部にとどまる。NYLS ではむしろンビカ一だし、比較法学者としても大物。ロー・スクールでは教員の業績目録を定期的に公表しているが、ジョージ教授のものは抜群、本学でやればどうなるか。前々から一部で話題になっていることでもあり、同僚の活動状況を知り相互に刺激を与える意味でやってみることもよからう。

(c) ニューヨークが人種のつばないしモザイク (*melting pot or mosaic*) といわれるのも道理、人種はまさにさまざまで最初は驚いたが慣れると結構面白い。一たん研究室で資料をみたあとB四〇一の教室へ。相変わらず講義開始時間は正確である。今日（二月五日）は男子五名、女子六名で最も

では）最終講義終了時に拍手をするのがまま見られるが、これは野球でのホームラン打者の迎え方がアメリカの真似と同じく、誰かが教えたのかあるいは偶然かは不明。春学期 (*Spring Semester*) は月、水の六時から七時二〇分までが捜査法の講義、今度は LaFave の *Criminal Procedure* を徹底的に読んで臨む予定であり、ずい分効果が異なろう。ともあれ早く「不可避的発見と排除法則」を片づける必要がある。

六 法廷傍聴

裁判所には努めて傍聴に出かけた。八九年五月の日本弁護士連合会少年問題視察団の来訪時にはニューヨーク州地裁で陪審員選定手続を現認したうえ、現場の陪審員召喚状を入手するなどの貴重な経験をすることは前述のとおりである（本稿（六）本誌四七巻二号一〇六頁以下参照）。

最も感激したのは、やはりワシントン特別区にある合衆国最高裁の訪問で、さらにニューヨーク州の首都オルバニー (*Albany*) にあるニューヨーク州最高裁訪問時には口頭弁論を現認するなど得難い経験をした。またNY地裁ではマフィアのボスとされるゴッティ被告人に偶然会ったほか、知人の

依頼で郡裁判所に出頭するなど、日本国内では絶対に不可能な貴重な経験を積むことができた。

そこで以下、ほぼ年月順にこれら法廷傍聴の一端を明らかにしておきたい。

1 連邦地裁等

ニューヨークの連邦および州下級裁判所はニューヨーク・ロー・スクールの至近距離にあるため、よく傍聴に出かけた。^(写真⑭)ゴッティ公判についてはテレビやニューヨーク・タイムズの報道で知ったのだが、野中博保さんの可愛がっていたケンジこと佐田健二君（以下SKともいう）が赤信号無視などで起訴されたり、「穂高」の板前職人のアカシさんの夫人が傷害事件で起訴されるなどのことがあり、いずれも相談を受けて結局は役に立たなかったものの、訴訟手続の一端を垣間見る貴重な体験をした。

以下、まずその経緯を簡単に明らかにしておく。

(1) SK信号無視事件 八八年二月一日の夕方、突然SKから電話があった。昨日一〇日夜、飲酒運転でつかまり、さらに釈放後の今日一日昼、物損事故を起した、事故は軽



— 写真⑭ —

い衝突で前部の一部破損にすぎず、保険屋との交渉は木下さんがやってくれるので問題ないが、前者の方は明後日の一三日（火曜日）に裁判所に出頭しなければならぬ。一〇日深夜、飲んで帰る途中バトカーにつかまり、直立姿勢などで飲酒の予備検査のあと警察署に連行後、正式の飲酒検査をして「黒」と判明したため六〇〇ドル要求されたが二〇〇ドルしかなかったもので、とりあえず二〇〇ドルで帰してくれたが、一三日（火）六時半に裁判所に出頭せよと言われた。帰って書類を見ると三枚あり、飲酒運転のほかにシートベルトをつけず、信号を無視した旨の記載があった。野中邸へ行く途中に裁判所があるので出廷時には是非一緒に来て欲しいというのである。米国に到着してまだ半年、やっと生活基盤が確立した程度にすぎず、SKの弁護などは到底できぬ相談だが、野中さんには世話になっているうえ、又とない機会だし、勉強になることは間違いない。そこで同行することを諒解した。

(a) 翌一二日、野中邸に立ち寄りSKから詳しい話を聞いた。召喚状（summon）を見ると三通あり、二月一日午前三時一五分に運転中、飲酒、赤信号無視、シートベルトなしで運転していた。無罪（not guilty）を主張する場合には裁判所書記に連絡せよとあり、さらに一三日午後六時三〇分

に裁判所に出頭せよと明記してある。赤信号のことはよく覚えていない、シートベルトは警察官に停車を命じられてはずした、同乗者A（おそらく女性）がいた、Aはアメリカに八ヶ月以上いる不法滞在者（overstay）らしい、争おうとすると当然Aも証人として出頭が必要であろう。警察官現認時にはシートベルトをかけていなかったのは事実で、いずれにせよ争う気持はないという。ただ、三ヶ月以内の観光ビザなのでこの点につき問題があるかもしれないなどと話した。途中で裁判所らしい建物があったので明日午後六時一五分にそこで会うことにして帰宅した。

(b) 翌二月一三日、車で裁判所に行く。昨日裁判所と思っていた建物は実はそうではなく、その手前に区裁判所（Municipal Court）の看板のあるところを右に曲がったところにある小さな民家風の建物がそれで、丁度クロネコヤマトのガソリンスタンドの横だった。約束の六時一五分を過ぎてもSKは現れなかったが、停車中の車の中から人が出てきてこれがオトミさん、同乗者は誰か知らないが、オトミさんないしその関係者であることは間違いない。車の中で待っていると六時四五分位にバスを降りるSKを現認、間もなく一緒に裁判所内に入る。入口のドアのところに張紙があり、ここに今

日呼び出された被告人 (defendant) と告発人 (complainant) たる警察官の名前が書かれてあり、S K 場合には第一回頭 (1st appearance) と書かれていた。ほどなく裁判官が登場して全員起立 (all rise) の掛け声のあと着席した。

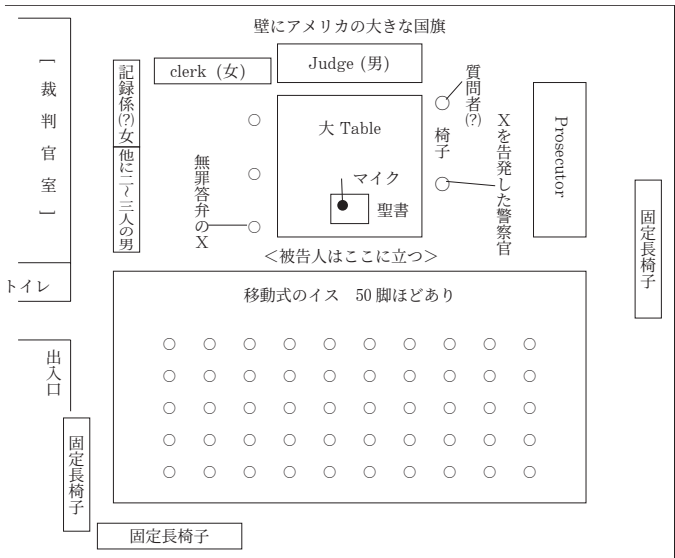
最初に裁判官の簡単な説明があり——有罪、無罪の意味などを説明しているのであろうが聞き取れない——順番に被告人の名前が読み上げられ、その度に有罪、無罪 (guilty, not guilty) などの答えが返ってくる。

無罪の答弁が多い。ケンジ・セイダと呼ばれて一瞬ためらっていたが、君だよと言うと、S K が立ち上がったって I am guilty. と答えた。すると裁判官が、マイクの前に出て来なさいと言った。英語は分かるかと聞かれた彼が「分からない」「他の言葉は?」「日本語だけ」と答えていた。他の被告人と一緒に S K の隣に座っていた私のほうを見て裁判官が手招きのような動作をしたので前に出ていく。分かるかと聞くので「a little」と答えると急に喋り始めた。よく聞き取れなかったが、要するに有罪の答弁の意味内容を本当に理解しているかの趣旨と思われたので、He understands the charges well. などと答えたが、もうひとつはつきりしない。そうこうするうちに、後の席に座っていなさいということで元の席に戻った。

左側に座り、その違反行為を現認したという警察官が右側の椅子に座り、その右側にいる人 (検察官か) が質問し始めた。婦人と警察官が適宜答え、時に裁判官が質問するわけだが、この婦人、私は常に慎重なドライバー (very careful driver) でこの三二年間一度もルール違反がないと言って猛烈に喋り出した。警察官は反論するが全く迫力に欠けている。裁判官はその場で直ちに無罪 (not guilty) と宣告したため、婦人は有難うございます (Thank you sir.)。すると裁判官はにっこりしてどういたしまして (You are welcome.) でおしまい。これは見ていて実に面白かった。

(c) もう午後八時前だし、どうも要領を得ないので、裁判官横の一段低いテーブルに座っている書記官と思われる婦人に尋ねてみたらと S K に言って、一緒に出かけた。まだ帰れないのですか、彼は有罪を認めていますと話しかけたところ、裁判官になにか尋ねてくれたが、やはり good translator が必要らしい。結局この婦人 (実に感じのいい人) に何度か確かめて分かったことは、S K は国際免許証しか持っていないがニュージャージー州では通用しない、したがって有罪となると六ヶ月の運転禁止となる、このことを S K が本当に理解しているのかが裁判官に分からず、したがってその間の

そのあとまた他の被告人が順番に呼び出された。はつきりと無罪ですと先に答えていたやや年輩の婦人が大テーブルの



— 法廷の略図 —

事情を十分に裁判官に説明できる translator が必要で、今夜か一月一日に good translator を連れてきてほしいというのである。一月一日でいいと思ったが、S K が木下さんか誰かに電話してみたいという。そこで英語を流暢に話す人を連れて来ますので少し待って欲しい (He calls someone who speaks English fluently and will you wait for a minute?)

と言って諒解を乞った。しかし木下さんは留守でオートミスの知り合いのリリさん (中国人) に来てもらってくださいになった。そこで先の婦人に一五分程で来ますのでよろしく (Someone who speaks English fluently is coming here soon in about fifteen minutes or so, O.K.?) と言いつつ、待つことばし、やとりリリさんがやって来たが、法廷での答弁は非常に難しい (very difficult) という。そこで再度その婦人に英語は十分喋れるが、裁判所ではできない (She speaks English fluently, but she doesn't know the technical terms.) 旨伝えたところ、難しいことではなし (not difficult)、問題は六ヶ月間の運転禁止処分などの意味を本当に理解しているかを裁判官が知りたいだけだという。淡っていたリリさんを説得して婦人に会ってもらったが、結局一月一日六時三〇分に、リリさんの知っている good translator と一緒に S K が出頭す

ることになった。

車で送ってもらい、定例の火曜日なので「穂高」で夕食をとることにした。たまたまやって来た田中さんなどに聞いてみると、国際免許証は要するに旅行者用なので、レンタカーであれば問題ないが、ニュージャージー州に住んでいる人はNJの免許証が必要という。裁判官がSKにどこに住んでいるかと聞いたのはそのことかと納得した。要するにケンはず州内のEnglewoodに住み、車はレンタルではないなどの悪条件が重なり、いわば無免許で車を運転中に信号無視かつ飲酒運転でつかまったことになるから、有罪を認めると自動的に今後六ヶ月間は運転できず、NJの免許証も取得できないことになる。このことを十分に理解して有罪の答弁をしているのかどうかを裁判官は知りたいのだろうと納得したのである。

英米では被告人が有罪の答弁をすると、その意味を十分知ったうえで答弁であれば、直ちに量刑手続に移行することは知識としては知っていた。しかし、ここまで厳格にやるとは知らなかっただけにずい分勉強になった。もっとも、まだ不確かなところが少なくないが、この事件を利用して、一月一日までに手続、論点等を整理しておくと思われた。

罪答弁の場合には云云(いうこと)のあと、順次 defendant の名前を読み上げ、その度に Yes, Yeah など guilty, not guilty と答えるわけだが、そのうちに Kenji Sada が呼ばれた。少し打ちあわせてあったものの最終的決断がおつきかねていたようだが、木下さんの示唆もあり、SKが Some guilty, some not guilty と言ったため、裁判官が聞き直した上で translator はいいますか。そこで木下さんが一部は有罪に同意するが、一部は同意しないと答えると裁判官が分かりました (O.K.) —— この場合 partly guilty, partly not guilty といえは足りるのだろうと思ったが、事前の打合せが不十分でこちらは silent —— で、そして次の defendant の名前を読み上げ始めた。

見ていると前回と比べて有罪と答えるものが圧倒的に多い感じがした。ざっと数えると全員で八〇余名おり、あとで来た者などを入れると一〇〇名前後で、関係者や付添人を除くと defendant は五〇名位か。その間に、木下さんらに public defender というのは、公設弁護人と訳されているがいわゆる国選弁護人であるから、経済的余裕がない場合はその旨申し立てると選任してくれるはずとっておいた。この制度のあることは日本でも周知のことであるが、こんな簡単な「道交

(d) 三回目の出頭日である一月一〇日の当日、ケンジから電話があり、風邪をひいて家にいるので裁判所への途中で寄ってもらえないかという。車で行かない予定であったが、木下さんは忙しいだろうし、風邪の時は外歩きしない方がよいから迎えに行きましようというて切る。とくに外国での病氣は風邪ひとつでも大変で、こちらもさらに用心の要あり。六時前に出発、ケンを拾いあげ、道路上の駐車場所に車をとめた——これも初体験——あと裁判所へ。

木下さんと合流して中に入るとほぼ満席。玄関の張紙を見ると前回と同じく defendant として Kenji Sada の名前があり attorney のところが初回出頭 (1st appearance) とある。attorney との関係がよく分からず中に入って座っていると六時四五分頃に (日本の法廷は punctual だが、前回もやはり予定より一五分ほど遅れた記憶がある) ガウンを着た前と同じ裁判官が登場し全員起立した。口ごもった喋り方の人でよく聞き取れないが前回よりも少し聞き取れそうな感じ。

はじめに Gentleman と呼びかけて——これが初め German と聞こえて苦笑——一般的な注意 (要は検察官には合理的な疑いを容れない程度に告発事実を立証する義務がある。ただ、経済的余裕がなければ、public defender を申請できるが、有

法」違反事件についても public defender がつくとは知らなかっただけに——被疑者に経済的余裕がなければ国 (州) が弁護人を選任するというのはミランダ法則の一部分——SK がこれを申し立てると、さらに勉強になると思いつつ他の事件の動きに注目した。

八時頃であったろうか、再度 Kenji Sada の呼び出しがあり一瞬どうしようかと思ったがそのまま座っていると、木下さんとSKの二人が裁判官の方に向かった。名前等を確認のあと木下さんに簡単な質問があった。初めて気づいたが、ここは Leonia という小さな町で木下さんはその住民である。結局、DWA (Driving With Alcohol の意か) については有罪を認めるが赤信号無視等については無罪を主張したところ、裁判官が経済的余裕がなければ public defender を申請できるがどうしますかと質問したので、申請したいと答えると、その場で申請用紙が交付された。

この申請書 (application) はほぼ B5 サイズで、被告人の名前等のほか、主にその財産ないし収入状況の記載欄が大半で、さいごに虚偽の記入をした場合には罰則を科せられる旨明記しており、要は経済的余裕の有無を判断するための資料といつてよい。この点、SKは野中さんに「急に行けといわ

れて」来たにすぎず、こちらでは現在無職なのできわめて有利である。この申請書を裁判官の横の一段低い机に座っている女性——前回話したことのある人——に渡すと、しばらくお待ち下さい。木下さんによると、二月初めに日本に帰国予定と言ったところ、この事件が落着くまで帰国できないといわれたとのことであった。

見ているとDWAの被告人の大半は初犯のせいだ二五〇ドルの罰金 (Fine) と一五ドルの訴訟費用 (Court Cost) の計二六五ドルのほかに、六ヶ月間の免停処分——運転の特権 (privilege) を失うと言う表現が面白い——だった。

(e) 八時四〇分頃にSKが呼ばれて前に出ると裁判官がざつと application を検討したあと若い女性職員にそれを渡しつつ公設弁護人 (public defender) と相談するようにと言った。しばらくして公設弁護人に会う。法廷は前回によく見ておいたが、面白かったのは公設弁護人の席はとくになく、トイレの前の机も何もない少しスペースのあるところで待ち顔で突っ立っているだけだった。(下図参照)

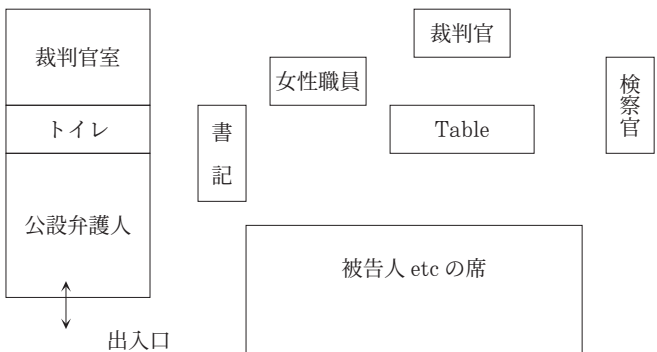
要するに、弁護人選任の経済的余裕なしと認定されると、直ちにその場で待機中の公設弁護人と相談するというのである。こんな簡単な事件はスピーディに片づけねばならないわ

が必至と思っていただけにこれも勉強になった。

ともあれ公訴弁護人に会って握手し、そのあとは専ら木下さんが説明した。要するにDWAについては有罪を認めるが信号無視とシートベルト (buckle up という) 不着の告発については争うというのだが、公設弁護人とのやりとりで明らかにになったのはシートベルトではなくて reckless driving、いわゆる無謀運転である。SKは「いや、まっすぐに走っていた」というが、飲酒運転の事実を認めているわけで、この主張はまことに弱い。

そのうち公設弁護人が持参の本 (West Publishing Co. Standard of Criminal Procedure of New Jersey——タイトルは不正確かもしれない) を参照しながら二五〇ドルの罰金と訴訟費用、それに六ヶ月間の運転禁止と二日間各二時間程度の労働(?)と口早に言い、結局DWAと無謀運転を認めることでOKとなった。問題は検察官が赤信号無視の訴因を取り下げるかどうかである。公設弁護人が検察官の所に行き打診すると間もなく dismiss することに同意を得られたらしい。これはいわゆる取引 (deal) でまことに興味深かった。ただ、やや不安があったので、さいこに再確認の意味で筆者が公設弁護人に有罪答弁の正確な意味は (What is the exact

けで、当然のことといえるのかもしれないが、公訴弁護人が選任されると、打合わせ等があるはずで、結局はのびること



meaning of pleading guilty) と尋ねるが、SKに happen するであろうことは六ヶ月間の特権の取消しと二五〇ドルの罰金云云とのことで諒解した。

(f) 席に戻ると裁判官はいない。休憩となったらしい。九時すぎに再登場。しばらくして Mr. Sada の呼び出しがあり公設弁護人も裁判官の前に。私の言うことをSKに通訳してその意思を確かめて欲しいと裁判官が木下さんに言って、DWAの有罪は認める、強制されたことはないと公設弁護人が説明した。その後に検察官が登場し、信号無視については dismiss すると明言した。結局、三六五ドルの罰金と六ヶ月間の運転禁止、さらに二日間の労働 (ないし講習参加) の言い渡しを受け、公設弁護人と握手して一件落着だった。まことに得難い経験をしたわけだが、さしあたっての若干の感想を記しておく。

まず第一に、当然のことといえるが飲酒 (正確には酒酔い) 運転はアメリカ (正確にはニュージャージー州) でも厳禁されているということ、調べてみると分からないが、初犯で即六ヶ月の運転禁止というのは日本より厳しいかもしれない。第二に、公設弁護人が法廷内において直ちに選任されるというのは驚きであったが、公設弁護人という言葉しか知らず、

その活動の実態を知らない机上論を反省する又とない機会に遭遇したことはまことに貴重であった。

第三に、ニュージャージー州の刑事訴訟法についても公設弁護人の持っていた本を買って精読することの必要性を痛感した。「素人」集団の意見はほとんど役立たないし、こちらはまことに頼りないとはいえ一応「玄人」であるからこれも当然のこと。もっともテキストの類の購入は春以降にすることは予定通り。

第四に、今回はかなりましになったとはいえヒアリングも不十分。少なくとも法廷における用語は聞き取れることが必要で、時々あの小さな裁判所にも出かけて傍聴することも有益だろう。

第五に、若干言訳めいたことになるが、興味のあるのは捜査法と証拠法の基礎理論で、いわば町医者風の風邪治療などにはほとんど興味が無い。ただ、事件の大半はこうした軽微犯罪であるため、今後はこれらについても知識を得ることを心掛ける必要がある。それにしても、やはり木下さんが来てくれたのは有難かった。筆者でも本気になればできたであろうが、やはりヒアリング能力は経験を積んでいるだけに木下さんとは比較にならないと思いつつ、ふと脳神経外科の専門

医である西川が「盲腸の手術はできない、本気になってやればできるかもしれない」と言っていたことを思い出し、思わず苦笑した。

第六に、自動車運転免許証を日米両国でほぼ同時期に取得したことはよかった。関心の度合いが違うし、帰国後の講義でも大いに役立つことは明らかである。

(g) 九時すぎに法廷を出たあと木下さんらに食事を誘われたが、日本でも学生に飲酒運転厳禁を繰り返していることもあり、アメリカでも飲むわけにはいかないことを理由に固辞して車で帰宅した。ケンジもしきりに誘っていたが、車を置いてからにしても飲み始めると遅くなる可能性が大で「校正」に支障が出ることも明らかである。

自宅に帰り食後テレビを見てみると「マヤ文化」の紹介をかねて現在の南米の一部を紹介していた。スペインの侵略後に独立した中南米は発展途上国ばかり。一方、イギリスの清教徒がやって来て原住民を駆逐して作り上げたアメリカは最先進国。その違いは何に由来するのか。新しい天地を求めてやってきた人たちと、単に略奪の対象としてしかみなかった人たちとの差異であろうか。それにしても大阪外大のイスパニア語学科ではこの種の学問的興味をそそるような講義は一

切なかったのではないか。それとも遊び呆けていたため、そのことに気づかなかったただけのことで、こちらの責任かなどと思いつつ一時すぎに就寝した。

(2) A夫人傷害事件 七月一三日二時半から夢中で「校正」にとりかかっていたところ、「穂高」の板前アカシさんが突然自宅にやって来た。夫人が三階に住む中国人とケンカ、殴られたので思わず手に持っていたキーで殴り返しその場は収まったが、翌日警察署に連れて行かれ、間もなく釈放されたものの、この二五日に刑事裁判所 (criminal court) への出頭を命ぜられているのである。この「出頭命令」の内容がよく分からず、できれば弁護士の手許にある書類のコピーを見せて欲しいと依頼しておいたが、まさか起訴されたのではあるまい。相手は中国人で弁護士も中国人、夫人はコロンビア人で英語は不自由という。この程度のものはしこりを残しつつ公判前段階で落着けるのだろが、二五日出頭の目的が分からない。いづれにせよ、これも勉強と思いつつ、調子が盛り上がった時の一時間半の中断で、その後の「校正」は一向に進まず、散歩に出かけてシャワーのあと夕食をとることにした。前からアカシさん「お話したいことがあります」と

言っており、むろん彼の責任ではない。ただ、人と話をするとエネルギーをとられる、日本でも人と会う時は夕食をかねて会うようにしているのはそのためでもある。極力集中しないと仕事はできず、中断はよくない。

(a) 翌日、買物をすませて帰宅途中、「穂高」の前を通ると中から大声で「先生」とアカシさんが飛び出してきた。昨日の書類、女房が弁護士からコピーをもらってきたとのことで、中に入り二枚の書類を読む。一枚には New York State v. Akasui とある。内容は七月二五日九時半に刑事裁判所の一号室に出頭せよとあるだけ。もう一枚は、一時的保護命令 (temporary order of protection) で、告訴人の中国人 Chang の家に近寄らず (stay away) Chang に一切の脅迫等をしてはならない、これに違反した場合には警察官は直ちに逮捕するとあり、要するに Chang が殴られて恐ろしい旨告訴したため、いわばストーカー違反に類似するこの措置となっただけ。問題はその前者だが、すでに被告人 (defendant) となっていて、すでに起訴されていることになるが、委細は不明。あるいは軽微事件のため簡単に起訴して (SK の飲酒運転の場合にもすでに defendant となっていた) 決着は court でということも考えられるが、よく分からない、いず

れにせよ七月二五日待ちだが、相手が先に手を出したこと、キーはたまたま持っていたわけで、相手が二人で怖かったのと思わず手で払いのけようとしたところ当たった旨の主張を最後まで一貫して、しておけばいいのではないか、とのみ話しておく。SK事件の時もそうだったが、改めて脳神経外科専門医である西川が「盲腸の手術はできない」と言っていたことを思い出し、レベルは違うが、同じようなことだなあと思い苦笑した。

(b) 散歩のあと「穂高」に立ち寄ると、アカシさん、明日九時半出頭なので、できたら今夜自宅に泊って欲しいと言う。大して役に立たないだろうが、こちらの勉強にもなるので諒承した。

タクシーでアカシさんの家に行き、ビールを少し飲みつつ雑談後一時に寝る。夫人は休む寸前だったらしく挨拶だけで寢室へ。「被害者」の家は三階だが出入口は一緒に、しかもドアは真向いで、ガレージも一緒。これでは引越したいというのも無理なし。少し中に入っているが車道に面しているため車（とくに清掃車）の音がうるさく十分眠れなかったが、予定通り八時に起床し、八時五〇分に出発した。九時半開廷で弁護士は先に来ていた。挨拶のあと弁護士に、答弁書

(paper)をみせてもらったところ、①本件起訴は傷害罪に該当せず却下が相当である、②A夫人の供述は事前にミランダの権利告知がなかったから証拠排除が相当であり、違法な逮捕でもあるから、その後の供述は毒樹の果実として排除するのが相当である、③権利（上告等）を留保するというものだった。アカシ夫人が警察官に不利益供述をしたところがいささか解しかねた。

まもなく被告人の名前が順番に呼ばれたが、次回の期日指定が多い。A夫人も結局、最終的判断(final decision)は九月一八日と指定されただけで終了した。部屋はかなり大きく一〇〇〜二〇〇名は入れそう。正面に裁判官が一人いるだけで、その一段下に警官や書記官などがおり、日本と比べてかなり騒々しい。あとで弁護士に聞くと、答弁書に対する裁判所の判断が九月に示され、guilty or notが決まるというが、予備審問手続が軽微事件の簡易手続かなどをきっちり調べてみる必要がある。答弁書の一部欲しいと言って弁護士から入手して、アカシさんにその内容を説明すると一応理解したらしい。とくに証拠排除のあたりは米法の知識がないと理解不能だから、その限りにおいて筆者の出廷も意味があったといえるのかもしれない。ただミランダ告知云云あたりがやや不

可解で、それよりもケンカ口論で両者が引っかき傷などを負っているらしいのにその記述がなく、警官作成の供述録取書などをみないと正確なところは分からない。A夫人によると、むろん黙秘権の告知などはなかった、まさかこの程度の証拠——警官のものは伝聞、「被害者」はA夫人が好きでないと出てこないという——で有罪となることはあるまいと思いつつ、一抹の不安は残る。

アカシさんは明日長男の病院検査のため一時帰国し、九月七日に帰るので辛うじて八日に間に合う、その間、偶然アカシ夫人の友人が来るとのことと安心という。帰りの車中で、アトランタあたりでGroceryの店を開き、弁当等の仕出しをやるのが夢で現在その準備中とのアカシさんの話を聞きつつ帰宅した。二人の子供も少し慣れてきたらしく英語、スペイン語、日本語でさようならと言って握手し、コロンビア出身の夫人とも二、三言スペイン語で話をしたが、かなり落ち着いたのある人だった。

(c) 九月八日は九時一〇分に入廷したが、裁判官が来たのは一〇時。弁護人の話ではdismissの可能性はなく、多分次回に警官を呼び詳しく聞くことになるうというので、その旨アカシさんに伝える。夫人が警官にした不利益供述というの

は、キーで彼女を殴った(hit her with a key)という部分だということで、相手が殴りかかってきたのでそれに対する抵抗であったはずだと言うと、そのことは前から主張していると言うのだが、どうも不可解だった。二番目に呼び出されたが前の裁判官とは違う。弁護士だけが裁判官の面前へ。数分後に九月二六日という声だけが聞こえた。日本では考えられないことだが、先月に提出した答弁書がなくなり、裁判官はそれを読んでいないから判断しかねるので次回に決定するという。全くベラボウな話でアカシさんも弁護士に少し詰問していたが、弁護士によると裁判官が違っているので状況が異なる、自分(弁護士)が十分にサービシしていないと言ってアカシさんはunhappyだが、自分は答弁書等を提出等しており十分にサービシしている、もっとも次回の九月二六日も同じならその時は強くcomplainするつもりである。次回の出頭は自分一人で十分というのである。

止むなくアカシ夫妻と二人の子供とともに帰宅し、家を探しているというので「少し見ませんか」といって一家を誘う中に入ると比較的広いし静かなので「ここで一人で住んでいるのですか、リッチですね、リッチではありませんが(you are rich. Oh, no, I'm not rich, but)」などと言ったあと子供

らとしばらく遊ぶ。子供はどこでも同じ、初めは警戒するがそのうちに慣れてくると嬉嬉としてふざけて遊びまわる。文字通り片言だが、英語、スペイン語、日本語が入り混じって面白い。九月一日が「穂高」での最後の可能性が大というので当日「穂高」に行くことにする。

なお、裁判所は日本と比べて騒々しく雑然としていた。通訳はいつも待機だがアメリカとくにニューヨークでは当然のこと。日本の「精密司法」とアメリカの「rough justice」をふっと思いついたが、いわば当事者として垣間見たことはそれなりの意義があったというべきだろう。アカシさんもここ当分災難続きだが、グリーン・カードも取得し、ほぼ永住できる資格ができたので、めげずに頑張つて欲しいと思う。本人もその意向であることは喜ばしい。

(d) 九月三〇日にアカシさんから調書を作成した警察官が次の月曜日出廷する旨の電話連絡があった、その内容は不明だが、ミランダ告知の有無と証拠採用が中心テーマだろうから、興味がなかったわけではないが、何かのきっかけで「もう来てくれなくてよい」と言われてアカシさん「穂高」を辞めていたことでもあり、幸運を祈りつつ、大したことにはならないはずと言うにとどめた。

一升ビンをさげて「穂高」に行くと、短いながら非常に親しくなった藤井さん一人しかいなかった。独身生活もほぼ終了のはずでしばらく話す。「明日からは無料の家政婦が来ますので」「いいんですか、そんなこと言って」「いや、ここだけの話です」(笑)。Hが久し振りに横に来て飲みながら例の身の上話で、こんな時は調子がいい。「アカシにまたここに戻るように先生から頼んでくれませんか」は虫がよすぎる。一〇時すぎ藤井さんと一緒に帰る。日本では丁度日曜日の正午なので錦織に電話し、帰国直前の同窓会のアレンジを頼む。「佐野らとグアムで会って、五月一〇日東京着、東京のホテルで和田と一泊の予定」とSに伝える。

(e) アカシさんは帰国準備等で慌しかった九〇年四月二一日、妻子とともに挨拶に来宅した。「その節はお世話になりました」と言つてビーフ入りの箱をかついで来たのには驚いた。箱にはかなりの量のビーフがあり、そのほとんどを知人等に配ってしまったあとで、食べてみると実に旨かった。後に知ったことだが、有名なジャッキービーフで旨いのも道理、あらためてアカシさんに失礼を詫びるとともに感謝した次第である。なお、アカシさんに接して感心したのは、「お客さん」第一に徹し、常に店内すべてに目をひかせており、Hとは

翌九〇年二月一〇日、師匠こと久保田さんから前日のマンハッタンのバーでの飲み代は一人一五〇ドルと聞き、一たん帰宅後、「穂高」の横にある機械で二〇〇ドル引き出していたところ、驚いたことにアカシさんが飛び出してきて、「一度、家族全員でおじゃまするつもりが休みがとれなくて失礼しました」。あれから何度も裁判所に行き、別室の小さな部屋で被告人(A夫人)と出頭してきた「被害者」に弁護士が裁判官の前で質問を何度も繰り返し、最終的に交通違反としても最低に近い一七〇ドルの罰金でOKするなら終わりにすることで話し合いがつき、夫人がOK、OKで諒承すると、即宣告でやっと落着いたというのである。「穂高」の助っ人は今日一日だけ、「向こうの店はやめる気はない。」今日は予定外だが「穂高」で夕食をとることを約して帰る。筆者もアカシさん宅で二泊したこともあり、「一度挨拶に行きます」とは言っても所詮宮仕えの身、これが最後かもしれないし、あと少し話を聞くのも有益と思ったからである。久保田さんに本を返し、一五〇ドル支払う。会社の接待費の流用などは嫌なのでこれですっきりした。四〇分ほど散歩すると、一部ふくらみはじめた蕾に青いものがちらり、芝生の緑も少し増え始めたよう

異なりお客さんを選び好みしないことである。二月一〇日夜も、期待していたが例の件について一切口にせず、黙々と仕事に専念している。プロと素人の決定的差異であり、勉強になった。その後音信はないが、目的達成を祈念したい。

(3) マフィア・ゴッティ無罪事件 九〇年二月五日のことである。東西両ドイツ再統一と急速に浮上し始めた共通通貨の発行およびソ連共産党の権力独占放棄間近などのマスコミ報道に釘付けになる一方で、東ベルリン等の訪問や西海岸等を経ての帰国など具体的な帰国準備を進めるなど慌しくしていた。その間にもロー・スクールはもちろん、裁判所にはよく出かけた。当日も午前中にニューヨーク・タイムズをとりまとめたあと、四月上旬の東欧訪問後に一たん帰米し、「穂高」での送別会の翌四月二五日出発、ロス、サンフランシスコ、ハワイを経て五月七日にグアムで錦織、佐野らと再会(reunion)し、予定通り五月一〇日に帰国するなどの計画を立てる一方で裁判所の傍聴に出かけたところ、マフィアの大ボスとされるジョン・ゴッティ(John Gotti)に偶然出会ったのである。ゴッティ裁判の内容には興味があり、主にニューヨーク・タイムズでその争点などをとりまとめただけに、

まことに興味深かった。

以下、その時の状況を簡単にみたあと、前後するがニューヨーク・タイムズの記事を中心に無罪判決に至る経緯を簡単に記しておくこととしたい。なお、原文は手許に残っているが、あらためてそれを確認する時間的余裕はないので、以下の記述はあくまでも当時の「日記」に基づいたものであることをお断りしておく。

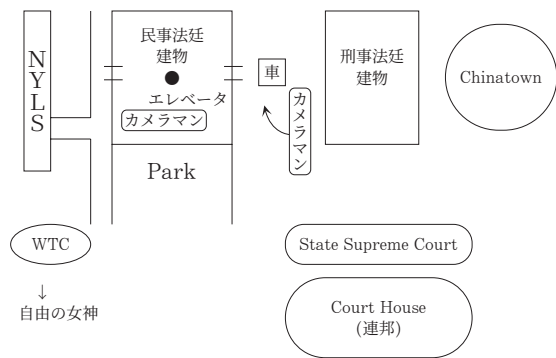
(a) 三時一六分発のバスでロー・スクールへ。研究室にカバンを置いたあと民事法廷の建物——ここは一部刑事法廷に転用になり八九年五月に傍聴した——の方に向かうとカメラの放列があり、例のマフィアの大ボスゴッティの公判ではないかと思いい中に入る。野次馬と思われる人たちがいたがせいぜい一〇名どまりで、カメラマンの数の方がはるかに多く四〇〇五〇名はいた(下図参照)。一階の掲示板で八階は刑事法廷であることを確認し、しばらくすると五時半頃にカメラの放列の一部が外へ動き始めた。「登場近し」と見ていると急にカメラマンの群が動き出した。この建物内のエレベータではなく、裁判官らが利用する「通用門」を利用したらしい。こちらにもあわてて外へ。小走りのアメリカ人女性が筆者の方を見たのでお互いに苦笑し合う。丁度ゴッティ——間違いない

のと同じでやはり収穫である。ABCニュースの車も来ていた。旅行会社からの帰国スケジュールの打合わせ電話がなければもっと早く建物の中に入っていたからゴッティの公判を直接見る可能性があったにもかかわらず、結局は公判自体を傍聴することはなかったが、「これだから人生は面白い」。

(b) まずニューヨーク・タイムズの見出しに寝返り(Turncoat)とあるのが目を引いた。マフィアのガンビーノ・ファミリー(Gambino Mafia Family)の一員であったカファロ(Cafarro)が寝返りの情報提供者として(turncoat and informer)マフィアのボスとされるゴッティに不利な証人として証人台に立つというのである(一月二七日付)。ゴッティはメンバーの一人が経営するレストランの労働争議に関して労働組合員Aの射殺を命じたコンスピラシー等で起訴されている。ゴッティがボスであるとの訴追側主張の背景証拠として盗聴テープ一四巻の一部の試聴が認められ、陪審および裁判官が試聴し始めたという(一月二五日付)。

(c) 訴追側証人Mが法廷で、あるギャングの親分に紹介されてゴッティと会食した、のちに親分からゴッティと会食させたのはゴッティがストライキ中の組合員Aを「ぶった切つて(whacked)」欲しかったからであると聞いた旨証言した。

——と弁護士が車に乗り込むところで、そのまわりをカメラマンの群が取り巻いていた。警備などは一切ない。その一人が動き始めた車に「一寸待って下さい(Hold on)」と言っていたが、車はそのまま走り去った。昨年末、ゴルバチョフ大統領の一行をニューヨーク証券取引所(NYSE)前で見た



— マフィアボス・ゴッティ目撃現場 —

弁護士側は四時間に及ぶ猛烈な反対尋問で、元仲間に対する不利益証言は拒否したことがあるという事実をMから引き出したうえで、現に殺人罪で服役中のMは虚偽証言しており「でたらめにゴッティを巻き込むことによって六〇年の刑の減刑(reduction)」を意図しているとして攻撃した。Mによると当日朝、同じギャング仲間のYがギャング仲間志望者のZらと会い、その直後にZがAを撃ったというのである。紙上での再現のやりとりを読む限り弁護士側の反対尋問はすさまじく、Mを口汚なくのしり、数回にわたり裁判官の警告を受けたという。写真でみる限り、身柄不拘束のまま背広姿で出廷したゴッティはまさに親分で、弁護士も同じような感じだった。

(d) 秘密録音された「一〇巻テープの transcripts が昨日法廷で公開(made public)され、残りの四巻は今日 play の予定」という。この録音テープと生の証言が訴追側の主たる証拠である。弁護士側はテープの真正を争い、訴追側のねつ造であるうえ、品質不良で正確な transcript は不可能と主張し、これに対し「盗聴を担当した捜査官」は明瞭でないのはテレビその他の音の影響によるものであり、五〇回ほど繰り返しきいて transcript を作成したと証言した。^(大新聞報道) 日本では盗聴は公には認められていないので、それがそのまま法廷に出ること

Gotti Lawyers Attack Tape Recordings

By SELWYN RAAB

John Gotti's lawyers tried yesterday to use two prosecution witnesses to sow doubts about the central evidence — secret tape recordings — against the reputed Mafia crime leader at his assault and conspiracy trial in Manhattan.

One witness, in undramatic tones, described how he and three other agents picked the lock on a red door to plant electronic listening devices in Mr. Gotti's private office in Queens in 1985. The witness, Frank J. Rayano, the chief investigator of the New York State organized-crime task force, said the early-morning break-in at Mr. Gotti's storefront headquarters was almost disrupted when several men believed to be Mr. Gotti's associates stopped to chat outside the door.

Law-enforcement authorities say Mr. Gotti is the boss of the Gambino organized-crime family and the nation's most powerful Mafia leader. This is the third time in four years that he has been prosecuted in New York City. He was acquitted twice on other state and Federal charges.

'Must Be Busted Up'

Prosecutors, in court papers and in their opening statement at the trial at 111 Centre Street in Manhattan, said the tape recordings that flowed from the break-in by Mr. Rayano and other investigators in 1985 were crucial to their case against Mr. Gotti. He is ac-



John Gotti, left, and Anthony Guerrieri listened as a state investigator told how recording devices were planted in Mr. Gotti's headquarters.

はないが、最初に陪審や裁判官だけが聞いたあとで、その transcript を一般に公開するというやり方は参考になる（一月三一日付）。

危うく助かった被害者 A が証人台に立つて、事件の前日捜査官に車で送られ本部に同道したが、「生命が危険などの警告を受けなかった」と証言した。そこで弁護側は、本件盗聴は事件の三ヶ月前のことで、結局 A の証言は当時ゴッティが A をマークしていなかったことになると主張した。「いずれにせよ A はゴッティに有利な証人であることは明らか。なお A は反対尋問でギャングの associate であるかどうかを含めて、第五修正を援用して証言を拒否するなどのこともあり、まさに surprise witness for Gotti で、ゴッティの有罪は難しからう」（二月三日付）。

(e) ゴッティ公判に障害 (hitches) ありとする記事が目についた。ゴッティは今まで何度も起訴されたが、その後証人が行方不明になったり、供述を変えるかあるいは証言を拒否するなどした結果、いずれも有罪判決を免れてきたというのである（二月四日付）。

陪審の評議 (jury deliberation) 始まる。主に陪審への説示がその内容だがまことに興味深い。たとえばゴッティはマフィ

アのボスであるとしても、「組織犯罪との結びつき自体は犯罪でない」から、現に告発されている犯罪の証拠とはならない、テープは法廷で再度聞くことはできるから transcript に頼るのはダメで、あくまでもテープでの真実について陪審が決定しなければならぬ。訴追側の有力証人某の証言については某が以前に偽証したことがあるという事実は「考慮すべきだが、A のゴッティに不利な証言の信用性は認めることはできる」など二時間にわたり説示のあと六時間四五分に及ぶ審理を終えた（二月七日付）。

(f) 裁判官が昨夜六時三〇分頃、陪審員の一人から、一二名の陪審員のうち一名は「本件評議以前からゴッティの有罪または無罪についての意見を持っており、以前から偏見 (previous bias) を持っていたことが判明した、どうしたらよいのかご教示願いたい」旨のノートを受け取ったあと、陪審員全員を集めて、評議は難しい「一二名の New Yorker にある一つのことに同意を求めることはできない」と述べたという。陪審員は当初からホテルに隔離され、二日間にわたる一四時間に及ぶ評議の後のノート提出であるだけに、疲労困憊の模様という。「今日あたりが山場であることは確実」（二月八日付）。

当初から（普通は評議中のみ）陪審は隔離されたが、陪審は一般に隔離されると「各個性 (personality) の衝突があり緊張が生ずる。そのような緊張は頓挫 (deadlocks) をきたし、頓挫は公判やり直しの原因となりうる。」今回のノート提出もそうであるとの指摘がある一方、組織犯罪の場合は止むなしとの指摘もある。ただ、陪審室で論争があるというのは被告人にとって望ましいことで、「もしそれが severe なものであれば、合理的な疑いを越える程度の立証はできていない」と裁判官に告げることができるし、それは無罪釈放あるいは公判やり直し (mistrial) につながる deadlock の証明たりうる」との指摘はまことに興味深い。この一節、まとめる要あり。なお昨日、情報を得て警察官が法廷近くに停めてあった車（ゴッティの息子が乗っていた）を捜索したが銃ではなくプラスチックのバットを一本発見したのみという。これも確かテレビで放映されていたはず（二月九日付）。

(g) 夜の九時半のテレビ・ニュースで、ゴッティ無罪判決を報じていた。無罪判決を獲得したゴッティが、チャイナタウンに隣接するリトル・イタリーで「支援者」に囲まれている。笑みを浮かべているだけで一言も発言がなかった。陪審員の一人が、たとえばゴッティがマフィアのボスであるとして

も、本件とはかわりがないことである旨裁判官が説明していたことを強調していたというのが印象的だった（二月九日付）。

翌日の二月一〇日付ニューヨーク・タイムズは、ゴッティ六訴因のすべてについて無罪としてこのことを大きく報じて



— 無罪判決直後のゴッティ —

いた。全一面での記事で克明に読んだが実に面白い。陪審の評決からゴッティがリトル・イタリーのクラブでの「祝賀会」のあと帰宅するまでの一部始終などだが、とりわけ、法廷のロビーまたは隔離されていたホテルでインタヴューに応じた五名の陪審員の感想が興味深い。録音不良でテープはほとんど聞きとれなかった。重要証人は殺人の前科があり信用できない、例のノート提出は馬鹿げている (bunch of baloney) が「有罪が立証されるまで無罪と推定されるということを理解できない人がいると考えたからではないか」。陪審の間に「誤解があったが、多くの人は親しい友達になり再会パーティ (reunion party) の計画がある」というのである。

無罪評決で騒然となった傍聴人 (spectators) に裁判官が余りの騒がしさに「皆さん、もう一度そんなことをすると三〇日間ここから出られなくしますよ、本気で言っているのです、一度やってごらん下さい。」ゴッティはVIP扱いで裁判官が使用するエレベータを利用、検察官は「残念だが公正な裁判 (fair trial) でした」と発言、公判のほとんどを傍聴 (observed) していた刑事は皮肉をこめて「また正義 (justice) の勝利です。」ゴッティの有罪判決は「すべての検察官がほしがる prize である」「検察官は大勝利をほしがる」。身

なりの良い親分 (Dapper Don) に対する潜在的恐怖 (subliminal fear) があつたのかもしれないが、「人々は政府が一日二四時間、飲食、呼吸の全てを監視することを好まない。」「陪審は望まなければ言い訳をする、その気になれば証拠ありという。」ゴッティは「悪党というより魅力のある rogue という感じ」である。

(h) いずれにせよ、ゴッティ本人を垣間見たことと、ニューヨーク・タイムズで一部それを確認したこと、そしてこの最後の報道で陪審裁判についての貴重な情報に接したことは有意義であった。その後、アメリカでは八〇年代の取締りでマフィアは事実上ほとんど姿を消しており、いずれにせよ今回のゴッティの無罪釈放も空虚な勝利にすぎないとの比較的大きな記事に接した（二月六日付）。

ちなみに、帰国後の九二年、「最強のマフィア・ドンに無期刑」の報道に接した。すなわち、米ニューヨーク州ブルックリン連邦地裁は二十三日、五件の殺人などの容疑で有罪の評決を受けていた、全米で最も悪名の高いマフィアのドン、ジョン・ゴッティ被告（五一）に無期拘禁刑を言い渡した。ゴッティ被告はニューヨークの五大犯罪組織のなかでも最強のガンビーノ一家の首領。検察側の冒頭陳述によると、同組織を

乗っ取るため、八五年十二月、仲間と共謀してマンハッタンの路上で前首領のポール・カステラーノとその子分を射殺した疑いなどで、有罪の評決を受けていた。ゴッティは八〇年代半ばから、暴行障害などの容疑で検察に三度も起訴されながら逃げ切つて無罪となったため、一向に傷がつかない「テフロンドン」とか「最後のゴッドファーザー」と呼ばれていた（九二年六月二十四日付朝日新聞）という報道に接したのである。

(4) その他 ニューヨークではNY名所にも指定されたという立派な連邦裁判所 (Court House) のすぐ近くに州裁判所 (New York Supreme Court) のほかに、民事裁判所と刑事裁判所がある。ロー・スクールと近距離にあるため、とくに帰国が迫ってくるとよく出入りした。その一端を紹介しておく。

(a) ロー・スクールへ出かけたものの、雨が降りそうになって、やや遅い昼食をチャイナ・タウンですますこととし、いつもの店で lo mein を食べる。料金は四・五ドルだがチップとして別に二ドル渡す。中国のお正月のせいだろうか、店内はいつもよりややきれいにしており、顔馴染になったウェイ

トレスがにこにこ「How are you?」「Hi」珍しく耳飾りをして薄化粧をしており、若いのできれいだった。いったんロー・スクールへ戻り、書類等をみたあと薄汚れた一〇数階建てのNY刑事裁判所へ出かけた。中に入りチェック時に傘も出せといわれる。キーと傘を側のテーブルの上において mental detector を通り抜ける。建物全体の案内図はなし。壁のところに貼りつけてあるスケジュール表（被告人の名前と部屋、裁判官、それに番号が書かれているだけで、昨年A夫人の件で同道した時のと類似）を見てまず二階へ。いくつかの大部屋を覗くがまことに閑散としており、書記官などの部屋も多い。エレベータで一〇階へ。ここは probation officer などの部屋ばかりで四階へ逆戻りした。ここで向かいあった大部屋が二つあり、いずれも同じような手続をやっている感じなのでその一つに入る。

正面に裁判官、左に検察官、警察官、ほかにタイピスト（黒人女性）と書記官など。傍聴席は全部で一〇〇名分くらい（黒人女性）と書記官など。傍聴席は全部で一〇〇名分くらいの広さ。三〇名ほどいたがほとんどが若い黒人男性だが、「しきり」を隔てた向こう側はほとんど白人でまことに対照的だった。こちらににいるのはほとんどが呼び出された被告人のようで、順番に前に出ていく。弁護士（ほとんどが若い女性）と

裁判官が確認して次回出頭日などが告知されておしまい（アカシさんの時のことが思い出されて参考になる。陪審裁判になるのはそのごく一部なのだろう）。検察官は二人とも女性で時々口をはさんでいる。これが五時になっても終わらない。警察官が名前を読みあげると出ていくわけだが、一度、何度

呼んでも返事がなく *dislike* かなんかと思っていると、友人だろう、傍聴席で寝ている本人を揺り動かすと本人が慌てて前へ。一〇代後半の黒人男性、真赤なトレーナーにトレパン、トレーナーの背中にバットマンの絵。罪名は分からないがまことに幼稚な感じの人。次回出頭の通知書(?)をもらって出入り口から外へ。その間五分ほど。ほかに一〇名ほどいたろうか、それをすべて今日中に「処理」するのだろう。中には家族だろうがホームレスに近い風体の人もおり、社会の底辺の人たちが多いとはいうものの、清潔さと傍聴人（被告人）の服装などは日本とは比較にならない。ともあれ有意義だった。雨の中を研究室に戻り、そのままA六〇四教室でジョージ教授の講義を聞く。

(b) 州第一審裁判所 (State Supreme Court) は外からだと分からないが内部は円筒で、例えば四階だとAからE位までに分かれていて、それぞれに五ないし六部屋あり、そのう

ちのI II III IV (AとかIの印はないが) が法廷である。入口には番人はおらず自由に中に入れる。事務局などが多いが、入口の案内板 (directory) を見て四階の陪審の集合場所へ。中に入るとかなり大きな部屋に陪審員として呼び出された人が二〇名ほどいた。正面に陪審員の集合部屋 (Juror's Assembly Room) と書いた小さな札があり、向かって右の方に数名の担当者が昨年五月に見たのと同じ抽選箱（日本の歳末商戦のいわゆるガラガラと同じ）を机の上において、時々名前を読み上げている。実に静かだった。左側の法廷は未使用なため自由に出入りできる。

しばらく見たあと他の部屋へ。当初はまじつのは当然だが、Bから中に入り、法廷内を覗くと（ガラス窓になっている）陪審法廷だった。偶々カプルの旅行者も覗いており中に入ったので続いて入る。入口には二七部 (part 27) とあるだけであとは一切不明。

陪審は計一〇名で多種多様。傍聴席は八割方埋まっておりほとんどがネクタイ、スーツで middle class 以上の感じ。普通の刑事事件ではない。聞いていると証人台に座っている人は医師で、手術、検屍、脳外科 (operation, autopsy, brain surgery) などの言葉が頻繁に出てくる。医療過誤訴訟なの

だろうか。ふと横にいた人の手許をみると、熱心にメモをとる。ニューヨーク市法務部 (Law Department) の封書のようなものを持っており、他の人たちもそのほとんどがNYの医療行政関係者ないし医師ではないか。テレビのようにみえたのは、図表 (autopsy の写真など) をその前に立てて、光を通して陪審に見せるためのもの。筆者が入ったのは丁度反対尋問の時、検察官P（手続きが不分明のためとりあえずPとしておく）は映画で見ると全く同じで、質問する時も陪審の方を見ながら（そして時には傍聴人の方にも）まことに執拗。弁護士Aはチュウインガムをかみながら、時々 *objection* というだけ。Pは余りにも執拗な感じで、裁判官が何度かもつと静かにしてくだやい (please, please, be quiet) という始末。これでは反って反対尋問は奏功しないのではないかと思っただが、一時休憩となったのをしおに外に出る。入口で確認するとこの建物はNYの第一審裁判所だが、ほとんど行政事件を取り扱っているようで、刑事はやはり主に先日訪問したところが中心なのだろう。今回もそうだが、筆者は予め十分に調査したうえで効率的にまわるといふより、一応の目安さえつけばあとは足の向くままに動き回るといふのがいつものパターンである。

(c) なお、当日（一月三十一日）のバスはP A B Tのかなり奥まった所まで行き、そこで全員降ろされた。そのあたりは気違いじみた目つきの浮浪者（wild-eyed vagrant）がたむろしている。普通の旅行者はこのあたりに足を運ぶことはないから気づいてもせいぜい路上のホームレスのみで、実感はないだろう。常に前後左右に注意しつつ歩くのは車の運転時と同じである。

昨日もバスが端の方に停まったのでそのまま下に降りると、隅のほうに五、六名の異様な beggars がひと固まりになって座っている、少しくぼんだ所（hook）になると真昼間でもこれである。大阪釜ヶ崎にある「新今宮」駅周辺にも beggars はいないことはないが、ほとんどが日雇い労働者でとにかく働いている。ずっと以前に、同駅で二〇歳くらいの女の子が酔っ払っている父親らしき男に泣きながらまとわりついてた光景が忘れられない。彼女も今では二〇代後半のはず。子供を社会からではなく、むしろその両親から保護しなければならぬというところに問題の根源があるところに難しさがある。少年法をやりたいと思いつつ、手をつけないでいるのは、あの時の光景とまったく同様に、目をそむけざるを得ないことが多々あり、やりきれなくなる思いになることが分かつ

ているからでもあろう。

やはり当日の朝のことである。前夜、共犯者の自白の「はしがき」を読みいろいろと感慨に耽りつつ二時すぎまで起きていたためだろう、起床しても余韻(?)がさめやらず、以下のような記述が残されている。

九時二〇分に起床、晴れで暖かそう。ふとみると箸の先が少々すりへり汚れている。七年程前の矢野勝久元学長らとの台湾旅行時におみやげにもらったもので米国到着以来一年八ヶ月、ともにすごした思い出深い箸である。予備が二部あるので新しいのと交換する。やや文脈は異なるが、一昔前に大阪の地下鉄で、ふと前の乗客の足もとをみると、ほぼ全員が紐なしの靴。あれ以降、紐なしの靴をはくようになったはずで、同じことはバンドについてもいえる。多くの人が穴あきのバンドをしていることに気付いて驚いたことがある。筆者は忙中閑ありとウソぶいて適当に息抜きをしているが、やはり何といっても「仕事」が中心。しかも日本法とのからみあいの中でアメリカ法を考えているものの、一国の司法制度が対象であり、やはり大変な仕事である。常にそのことが念頭から離れず、藪の中をかきわけかきわけ、その時々直感の下で一つつつ仕事を片づけてきたことになる。共犯者、ミラ

ンダ、証人適格、強制採尿、犯人識別供述、訴追免除、毒樹の果実論等々、全てがそうであるといって差し支えない。しかもその全てが日本における重要問題であり、かつアメリカ法とも密接にかかわりのある分野である。アメリカで個々の研究者との交流のなかったことは残念ともいえるが、日本でもそのような交流のないのが普通——関西の刑法読書会や大阪刑訴研究会は例外中の例外——で、欧米留学経験者でもその大半が「招待先」の当該教授との若干の交流にとどまるのが常態であることを考えると、お世話になったNYLSの地理的状况はベストといえる。「語り」「見る」ことも必要だが、それは本質的なことではなく、われわれの仕事はむしろいかに読み込むかに尽きるわけで、筆者にとってはこれで十二分といえるのかもしれない。元同僚の永田さんがいみじくも繰り返し指摘されたように、現在「黄金の時期」にあたることは確かである。その具体的な成果は、共犯者の自白を皮切りとして今後出版されるであろう五部作＋αの著書の内容いかんということになる。

2 ニューヨーク州最高裁

ニュー YORK 州最高裁には帰国間際の慌しい九〇年三月二

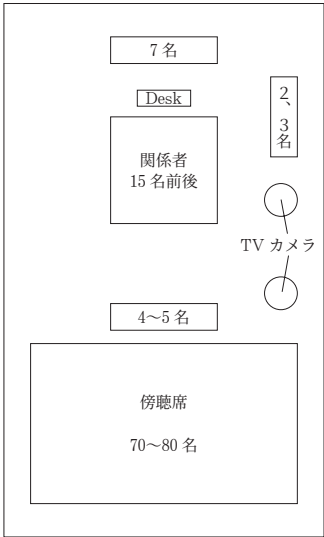
一日に出かけ、口頭弁論を見るなど貴重な体験をした。また現職のソル・ワハトラ長官（Chief Judge, Sol Wachtler）が帰国後の九二年一月九日、女性脅迫の疑いで逮捕された旨の記事に接したばかりか、さらに九六年三月にはワハトラ氏の刑務所体験日記の報に接するなどしたため、あらためて當時を想起することになった。

以下、ニュー YORK 州最高裁での口頭弁論の様子に触れたあと、ワハトラ元長官について少し言及することとしたい。

(1) 口頭弁論 州最高裁には是非訪れてみたかった。「穂高」の田中さんに聞くとオールバニーはフォート・リィから往復五時間程度のところであり、十分に日帰りが可能で案内してもよいという。

約束の九時半に迎えに来てくれたので諸経費とは別に運転代として六〇ドル支払うこととし一〇時前に出発し、一二時半頃にオールバニーに到着した。まずは議事堂の建物内部のみ見学し、昼食をとる。パンフレットでみると最高裁はその外側にあるとのことで、すぐ分かり中に入り、受付で名前と住所を書き、カメラを預ける。丁度やってきた学生風の三、四名のあとに続いて部屋の奥の閉ったドアを開けて中に入る

とほぼ満席で、まさに口頭弁論 (oral argument) の最中だった。これは一目で分かったので少しあった空席に座ろうとすると、年輩の人が何やら言って「外からまわれ」という。意味不明だったがとりあえず一たん外に出たものものとしていいか分からない。学生の一群も同じだった。すると先ほどの年輩の人がやって来て、要するに、コートを持って入ってはダメなので更衣室において入れというのである。学生グループに続いてやっと見つけた更衣室にコートをおいて元の部屋へ戻るとこれが最高裁の法廷だった。



正面に七名の裁判官 (女性一名、黒人一名、他は全て白人男性) で真中に座っているのがワハトラ長官である (下図参



CHIEF JUSTICE WARREN
Associate Justices
Stewart F. Hancock, Jr. Felix W. Alexander, II Richard D. Strauss Judith S. Kaye Flo J. Thorne Joseph W. Sullivan

— ニューヨーク最高裁の7裁判官 —



— 写真⑦ —

照)。訴追側と弁護側とが各手持時間一〇分で要旨をまとめて口頭弁論が行われているらしい。時々裁判官が質問する。女性裁判官の質問が実に明瞭で、その声の「神々しさ」に感銘した。はじめの一件は証拠の許容性または信用性に関するもので、次の一件は玄関口で夜盗が成立するかどうかが争われたらしい。ロー・スクールの学生などが多いのだろうが全員白人だった。この最高裁には来る予定でいたが、口頭弁論に直接出くわすことは考えていなかっただけに嬉しく、全く厭きることなく法廷内を眺めていた。

帰りの時間の都合もあり、二件目終了後に辞去したが、連邦最高裁も形式的には同じはずで本当に嬉しかった。正面玄関で写真^{写真⑧}をとり、受付で裁判所の案内書をもらい、目的を遂げたことでやや嬉嬉とした感じだった。これで仮に連邦最高裁で口頭弁論に接する機会がなくなっても、残念ではあるがまずは代用可で本当に嬉しかった。そのまま二時間半のドライブ。樹木は春まさに迫りといったところで気持ちよし。六時半に帰宅後、「穂高」の常連の鈴木さんと近くの Chinese restaurant で夕食をとり九時前からあらためて自宅で貝柱などをあてに鈴木さんと筆者はワイルドターキーを、田中さんはフィナンディアを飲む。全員のどがかわいているのかしきりに

エヴィアンをのむ。十二時前に散会後、以上をまとめる。

今日はまことに良き日である。これで合衆国最高裁を訪れ
ると法廷傍聴の目的は完全に果たしたことになり、帰国直前の
ことにしても嬉しさに変わりなし。筆者のやっているのは最高
裁までできた判例分析が中心で、第一審の陪審裁判よりもこ
ちらの方に興味がある。口頭弁論を見たことはこの一回でも
十分といってもよい、おそらく一生鮮明に覚えて忘れること
はあるまいし、この案内書もまことに有益である。あれこれ
反芻しつつ午前一時に就寝した。なお、先の裁判官全員の写
真は同書から転写したものである。

(2) ワハトラ長官逮捕 ワハトラ・ニューヨーク州最高

裁長官 (Chief Judge of the Court of Appeals of the State of
New York) についてはとくに大陪審制度の廃止論者として
その後何度かニューヨーク・タイムズで取り上げられていた。
例えば、「麻薬関連犯罪は過去五〇年間に直面した最も深刻な
危機」であるから、「州憲法を改正して大陪審ではなく裁判官
が重大事件の起訴ができるように」すべきであるとの主張が、
大陪審制度は不人気で、すでに「三〇州で廃止」されている
だけに、新たな議論を呼ぶものとして紹介されていた。その

他、一二名全員ではなく一一名の陪審員が一致すれば有罪判
決の言い渡しを可とすべき（一部州では実施済）などの主張
も取り上げられていた。いずれにせよ、ワハトラ長官は知事
候補者としてあるいは合衆国最高裁の候補者としても取り沙
汰されることが多い人物であるだけにその発言が注目されて
いたのである。

ところで後日談になるが、帰国後の九二年一月九日、新
聞を見て思わず目を疑った。「N.Y.州最高裁長官を逮捕」とい
うかなり大きな記事（同日付朝日新聞）に接したからである。
民主党のクオモ州知事に対抗する共和党知事候補の一人とし
て、また合衆国最高裁判事の候補者としてしばしば名前が挙
がっていたソル・ワハトラN.Y.州最高裁長官が女性を脅迫し
た疑いでFBIに逮捕され、人々に大きなショックを与えて
いる。共和党への大献金者でニューヨークの社交界でも著名
な女性との愛人関係が一年前に終わつたため、怒りの余りそ
の娘（一四歳）を誘拐するなど脅した疑いで逮捕されたとい
うのである。

右記事に接してニューヨーク州最高裁の案内書などで口頭
弁論時のことを反芻しつつ、その結果いかんと考えていたと
ころ、その三年四ヶ月後の九六年三月一五日のニューヨーク・

The Prison Odyssey of Sol Wachtler

In September 1993, Sol Wachtler, then 64, after resigning in disgrace as New York State's Chief Judge, pleaded guilty and was sentenced to 15 months in Federal prison for harassing Jay Silverman, a woman with whom he had had an affair. This nationally prominent jurist was about to get an innuendo view of the American system of crime and punishment. Following are excerpts from his prison diary, which Mr. Wachtler intends to incorporate into a book. He kept the journal at the medium-security Federal Correctional Institution in Butner, N.C., and later at the Federal Medical Center in Rochester, Minn. At both prisons, Mr. Wachtler underwent treatment for manic depression, the disorder he was diagnosed as having at the time of his crime.



Sol Wachtler enters prison in Butner, N.C.

By SOL WACHTLER

↑
Weekly Review
Friday March
15, 1996

↑
New York Times

— 1996年3月15日付ニューヨークタイムズ —

タイムズ (Weekly Review) がソル・ワハトラの刑務所の旅
(The Prison Odyssey of Sol Wachtler) との見出しでトッ
プ全面で報道していた。要するに、ワハトラ氏は長官を辞職
後、かつて愛人関係にあった女性への迷惑行為 (Harassing)
で有罪の答弁をして実刑一〇ヶ月の言い渡しを受けて連邦刑
務所に収容された。しかし受刑人とはいえ全国的に著名な元
裁判官であり、服役中も克明な日記を欠かさず、とりわけ元
裁判官の観点から眺めたアメリカの刑罰制度に関する記述が
多く、出所後はいずれ一書にまとめて出版する計画であると
して、その日記の一部を紹介したものである。日記の抜粋と
はいえ興味深い内容のものが多く、ワハトラ元長官がバッ
グを肩にして、笑いながら刑務所に入る写真が添えられてい
ることなども、わが国とは扱いがかなり違うように思われた
(上図参照)。なお、残念ながら、右獄中記が書物として公刊
されたかどうかは知らない。

3 合衆国最高裁

合衆国最高裁は八九年七月の妻子とのワシントンDC訪問
時に外観を一望したものの、内部に入ることはなかった。彼
女らは全く興味を示さないいうえ、いずれ一人であらためて訪

問する予定でいたからである。もっとも、何度も訪問して口頭弁論を見るつもりでいたが、結果的にはベルリン等訪問直前の九〇年四月に初めて合衆国最高裁判廷に入り、予想に違わず感動的であった。

以下、その前後の軌跡を含め、その時のいささかの感想を再現しておく。

(1) ニューヨーク州最高裁を訪問した翌三月二二日、午前八時に起床するとやはり疲れていたため前夜は仲々寝つかれなかったものの、嬉しい体験をした快い疲労でもあり、実にすっきりして心身ともに快調であった。朝食後まず八津谷由紀恵さんへの一文にあわせて「探訪記」を同封した。

ワシントンD.C.の宿泊場所は昨夜鈴木さんからホリデイ・インが便利と聞いていたので調べることにした。八つもあったがPotmakに近いホリデイ・インに決めて電話した。予約をしたのですが、少しお待ち下さう (I'd like to make a reservation. Hold on please.)。しばらくして、こちら予約係ですが。三月三十一日から四月三日まで空いていますか (Can I help you? Yes. Do you have a room on March 31st through April 3?)。はう、空いています。では予約をお願いします。何名ですか。一人です。ではお名前をどうぞ (Yes. I'd like to

make a reservation. How many? One person. Your name sir.)。そして最後にキーナンバーを確認すると三泊 (three nights) through April 3 なら四泊ではないかと言うので三月三二日と四月一、二日の三泊を再確認する。とにかくスピーディなので、最も重要なことだけは繰り返し明確に確認する必要がある。六時までに来れるかというので、四時頃に着く (I'll be there at about 4 o'clock) と答える。

(2) 当日の三月三十一日は一時発のバスでP.A.B.Tへ。地下鉄で降りるとMadison Square Garden Station、地上に出たところがPenn St.で、丁度一時。一時二〇分発のワシントンD.C.行きを頼む (For Washington D.C. 120 train, please.)。何か言っているがよく分からない。もう一度頼むと、片道か往復か (one way or return か) を聞いていることが分かり、片道を頼む。(往復ならかなり安くなるはずと気づいたが、帰りは飛行機の可能性もあるし、もうおそい)。五九ドルというのでアメックスで支払う。チケットはnotreservedで要するに自由席だから日時の記入もない。一時二〇分定刻に (on time) 発車し、ワシントンには定刻すぎの四時五〇分頃に到着した。駅前のタクシー乗場に正装した案内係

(dispatcher) がおり、どうまで行かれますか、ホリデイ・インじゃ (Where are you going, sir? Holiday Inn Key Bridge.)。Key Bridgeと運転手に告げて道を開けてくれた。この黒人の運転手さん、ほとんど口をきかず、一〇数分後に到着したが、これはボストンで泊ったことのあるMarionettホテルで、これホリデイ・インですか、ホリデイ・インだったのですか、うっかりしてしまいました (Is this Holiday Inn? Holiday Inn? I'm stupid.)。少し離れたホリデイ・インに、一〇ドル四〇セントだったので十二ドル渡す。

フロントに行き、三泊予約しています。お名前は。 (I've reserved for three nights) 「Last name, sir?」 「Koba, that's K-O-B-A」 即座に予約書が出てきて——このあたりがさすが——アメックスで払うことにして部屋に入る。かなり広い、四、五人泊れるはず。一人なら一〇ドル、二人なら一二〇ドル、三人なら一三〇ドルである。一人旅は高くつくが、止むなし。トイレ等は実にきれい。まずは地図を買う。ついでに地下鉄 (Metro) は近いかと聞くと、道路を渡ったところのことと、とにかく歩くことにした。地下鉄は仲々分からず Chinese restaurant と Japanese restaurant だけが目につく。やっと地下鉄を見つけたのでとりあえず五ドルでチケット



— 写真⑱ —

トを買う。二度目なのでこの点は楽。地下鉄は徒歩二〜三分のところにあり、実に便利である。

(3) 四月一日は日曜日のため地下鉄は始発が一〇時なのでゆっくり寝る。気持ちのよい食堂で九時頃軽く朝食をすませたあと、部屋に戻りプランを再考。外をみるとグループが一定の方向に歩いている。「歩こう会」らしい。その後に続いて相当歩いたがきりがないので一たんホテルに戻り、地図を見るとあと少しでGeorgetown Universityのところまで歩いたことになる。かなり輪郭が分かってきた。体調を整えたあと地下鉄でメトロセンターに出たあと、乗り換えてMassachusetts Ave. 沿いに北上し各国大使館の見学に出かける。民家の間に各国の大使館があるが、東京のそれに比べると民家をそのまま借りたようなが多く、いささかがっかり。しかし通りは実にきれい。目指すところは日本国大使館だが、ひととき大きくて立派だった。ほとんどの大使館は通りに面しているが、日本国大使館は桜の木に囲まれて内庭の中にある大きな菊の御紋がひととき目立つ。^(写真⑧) 一台の観光バスが停まり数人の若い日本女性の中に駆け込むのが見えた。

ホテルに戻り二〇分ほど昼寝のあと再び地下鉄でPentagon^(写真⑨)へ。内部ツアーは月曜日から金曜日の九時三〇分から三

時三〇分までとのこと、明日再び来ることにして、一駅北のArlington Cemetery Stationへ。ケネディ大統領埋葬時の同夫人の姿が強烈に思い出されてきた。ざっと見たがこれで十分。ホテルに戻るとはや七時すぎ。よく歩いたので足が少し痛い。風呂で足を暖めると少し楽になる。夕食はホテル内でニューヨーク・サロイン、オニオンスープ、ビール一本、ワインを一本(carafe)、それにteaで合計三〇ドルほど。サロインはまずかった。

(d) 今にも雨が降りそうなので傘を持ち、まずは目的の最高裁へ向かった。国会議事堂(capitol hill)の正面にあるのですぐ分かる。二回目だが今日初めて中に入る。入口で簡単なチェックがあり、そのまま一階の正面突き当たりに法廷がある。日本の最高裁の中に入ったことがないことを思い出し苦笑。やはり先のニューヨーク州の最高裁とよく似ている。今日は口頭弁論はなし。説明によると毎月最後の二週間のみに限られているとのこと、この種の調査を正確にやらず大まかなプランで行動することを反省した。しかし裁判の説明(court lecture)が一時半からあるというので、その間地下のギフト店に入り、気に入ったのが大量に見つかったのでご機嫌。なお、現役の最高裁判事全員の顔写真、絵葉書として



— 写真⑩ —

売り出されているのには驚いた（前頁下絵葉書参照）。顔の見えない日本との違いか。

一時半に一階に戻るとほぼ七〇～八〇名が待っていた、そのまま正面の法廷に入り傍聴席で説明を聞く。やや大きい、その他はニューヨーク州最高裁の法廷と酷似、やはり感激したがすでにNYで見たし、こうして椅子に座れたことで十分と思いつつ、じーっと正面の裁判官席を見つめるが、飽きない。Lectureはおよそ三〇分、毎月最後の二週間に行われる口頭弁論を見ることはやや不可能だが、もう十分の感じ。傍聴者の一人が「法廷は意外に小さいね」と言っていたが同感。

後でまた来ることにしてペンタゴンへ。ぎりぎりの一二時半に着いたが、もう先のグループの説明が始まっており、筆者は次の一時のグループのトップ。受付で身分証明書またはパスポート (Id or pass port) を求められたので運転免許証を見せるとOK。しばらく周辺を徘徊。一時から三〇名くらいのグループが先の受付をしていた男性軍人の案内で一時間少しツアー。思ったより雑然としており、また旗や写真、人物画の多いのに辟易した。はじめにPRTVを見せたあと、写真等で飾り立てた廊下を歩くのだが、トップクラスの軍人

等の執務室を一部覗いたことを除くと、全く退屈した一時間だった。

いったんホテルに戻り小休止のあと再び最高裁へ。やはりここがベスト、もう閉っていたので、写真だけ撮る。Amtrakの駅が北方に見えるし、ほぼ輪郭はつかめた。桜見物でもしようと思ひ、坂道（議会と最高裁等は丘の上にある）を歩き始めたが、かなりの道のり。足も痛いしタクシーを停めてcherry blossoms へ。三・六五ドルで一〇ドル渡して五ドル釣りをもらう (Give me 5 dollars)。桜は予想通りすでに散っている。しばらく散策。Jefferson Memorialのところまで歩いた。ここは満開だが大したことはない。大阪城などの方がやはり立派——次の日曜日あたり、ニュージャパン恒例の桜見物があるはず——そのままSmithsonianのある地下鉄まで歩く。今日もずい分歩いた、足はやはり少々ひきずりぎみだが歩けないことはない。地下鉄はNYとは対照的に実にきれいだし、乗っている人もほとんど身だしなみのきつちりした白人か旅行者。時たま少し騒がしそうな黒人を見かけるがNYとは全く異なる。とにかく今日の最高裁で法廷の中に入ったことと気に入ったみやげものを買ったことはラッキーである。口頭弁論についてはやや残念だが悔いはない。



— 写真②① —

(e) 最後の四月三日は七時起床、通勤の車と飛行機。これも貴重な経験で見飽きない。九時にチェック・アウト。メイドには一ドルと小銭（五〇セントほど）をおく。まずは再び最高裁へ。やはり何度見ても感激。中に入り写真を撮り、しばらく見つめたあと地下売店で榎（裁判官が「静かに」という時に使うもの）などを買う。ship可とあったので本など少し重いものと一緒に頼むと、昨日も買われましたね、覚えています。shipは国内に限ります、外国ではいろいろトラブルがありますので昨日の感じの良い男性。そこでフォート・リイまでの郵送を依頼する。中・高校生の見学者多し。何度も振り返りつつUnion stationまで歩く。のんびり歩いて一〇分弱。感慨が尽きず、目頭があつくなる。

一時発のメトロライナーでNYへ。七四ドル。フィラデルフィア駅で電気関係の故障でtemporarily lateと車掌が車内を歩いて告げる。一〇分停車。二時前NY着、汚い。バスを乗り継ぎK旅行会社へ行き東ドイツのパスポート等をもらう。いろいろ申訳ありませんと言ってパスがcrossのボーレンペンをくれたが、もう会うことはない。女性係員の方はしっかりしているが、このパス、今日もトチリが多いし、失礼ながら頭が悪いというよりやや耄碌した感じ。地下鉄とバスを

資 料

乗り継いだがかなり歩いた。ただ、マンハッタンはほぼ完全に分かったこと、そして溶けこんでしまったことは有難い。五時すぎにフォート・リィへ。藤井さんから電話あり、食塩等持参。夕食をご馳走になり一二時すぎに帰宅した。これで合衆国最高裁再訪を終え目的を達成したことになる。

(以下、次号完)